

第百十二回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 十 号

昭和六十三年四月二十日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 渡辺 秀次君

理事 甘利 明君

理事 奥田 幹生君

理事 与謝野 馨君

理事 二見 伸明君

理事 麻生 太郎君

理事 小川 元君

理事 木村 義雄君

理事 佐藤 信二君

理事 玉生 孝久君

理事 中山 太郎君

理事 福島 讓二君

理事 栗山 明君

理事 山崎 拓君

理事 井上 泉君

理事 緒方 克陽君

理事 関山 信之君

理事 石田幸四郎君

理事 森本 晃司君

理事 工藤 晃君

出席國務大臣

通商産業大臣 田村 元君

出席政府委員

環境庁大気保全局長 長谷川 聰重君

通商産業大臣官 棚橋 祐治君

通商産業大臣官 山本 幸助君

通商産業大臣官 通商産業大臣官 末木 鳳太郎君

通商産業大臣官 通商産業大臣官 野口 昌吾君

通商産業大臣官 通商産業大臣官

通商産業大臣官 通商産業大臣官

通商産業大臣官 通商産業大臣官

通商産業大臣官 通商産業大臣官

通商産業大臣官 通商産業大臣官

通商産業大臣官 通商産業大臣官

通商産業大臣官 通商産業大臣官

通商産業大臣官 通商産業大臣官

委員外の出席者

警察庁刑事局保 五十嵐忠行君

安部経済調査官 吉田 博君

経済企画庁国民 吉田 博君

生活局消費者行 吉田 博君

政第二課長 吉田 博君

文部省初等中等 辻村 哲夫君

教育局中学校課 辻村 哲夫君

長 辻村 哲夫君

気象庁観測部高 小嶋 修君

層課長 小嶋 修君

自治大臣官房企 小嶋 重喜君

画室長 小嶋 重喜君

商工委員会調査 倉田 雅広君

室長 倉田 雅広君

委員の異動

四月二十日

辞任

牧野 隆守君

官下 創平君

城地 豊司君

同日

辞任

木村 義雄君

若林 正俊君

上坂 昇君

補欠選任

牧野 隆守君

官下 創平君

城地 豊司君

四月二十日

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律

案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)
は委員会の許可を得て撤回された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

参考人出頭要求に関する件

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出第五七号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

グあるいはホームリザベーションというように形
で、家庭内の電話を使ったり、情報通信を通じて
予約やあるいは商品購入ということ、あるいはテ
レビの解像度もハイビジョン等によって進んでま
いりますと、こういう通販、訪販というもの分
野というものは非常に広がりを見せようと思つた
でございますが、通産省として、今後の経済活動
の中で訪販あるいは通販、こういうものをどのよう
に位置づけ、考えておるか、要点だけ簡潔にお答
えください。

○末木政府委員 最近の消費生活の高度化ある
いは多様化に伴いまして小売業も大変多様化して
おりますが、その一つの業態といたしまして訪問販
売、通信販売も成長に著しいものがございます。
最近の状況では、訪問販売の売上高は約二・三兆
円、通信販売が一兆円弱、合わせて三兆円ござ
います。これは小売業全体の三割を占めており
ます。小売業といえますのは百六十万小売店が
ございますけれども、それだけの大産業でございま
すから、その中の三割というのは大変大きな業態
だと思っております。これは、消費生活の利便の
向上とかあるいは就業機会の提供という意味で非
常に重要な産業だと思っておりますし、今後と
も、いわば内需型産業の典型例でございまして、
で、国民経済上重要な産業の一つとして発展して
いくと思っております。

○蔵仲委員 産構審の答申にもありますけれど
も、やはり消費者のトラブルを未然に防ぐという
ことは非常に重要なことから施策の一つであろ
うかと思つてございまして、国民のこういう意
識といえますが、通産省としては、こういう訪
販、通販というものを対してどういう努力をしよ
うとしていらっしゃるか、簡単に。

○末木政府委員 ただいま申し上げましたよう
に、経済的には大変重要な機能を担っているわけ

でございますし、また歴史も長い産業でございますから、消費者のこれに対する評価も、小売業の三〇という数字に示されているように少なくないものがあると思いますが、一方においてそのやり方につきましても、これは一部の悪徳業者の問題でございますけれども、商売の仕方に不適切なものがあつたという声が多発していることは大変残念でございます。

しかし私も、しかし消費者の方々が、このようなものは禁止してしまえという声であるというふうには理解しておりません。極端な話、百貨店について不満を感じたことがありますが、それはアンケートを仮にすれば、それは感じたことがあるという答えがかなりの率で返ってくると思ひますので、私も、不満があることは重々承知しつつ、しかし、それを是正して消費者に喜ばれる産業として育てていただきたいものと思ひております。

○越中委員 そこで、もう少し客観性のあるお話を進めさせていただきたいと思ひますが、これは、内閣総理大臣官房広報室がやった「消費者問題に関する世論調査」六十一年の二月の調査でございます。これはもう大臣も審議官も十分御承知のことだと思ひますけれども、この中で「訪問販売に対する考え方」という項目でアンケートをとっております。この答えは、訪問販売を「便利である」と答えた者がわずかに八・八％です。「利用したくない・必要ない」と答えた者が八四・二％です。八四・二％ということは、もうほとんどの人は「利用したくない・必要ない」と。都市規模別に見ると、「利用したくない・必要ない」人は、大都市では八六・七％とふえているのです。人口十万人未満の都市で八五・九％と高いわけです。

そうすると、今審議官は、三〇の商圏を持つというの重要なことだと言いましたけれども、非常にこれは国民の快い理解は受けていない。百貨店にアンケートをとって、約九割近い方が不満を申し述べることはないと思ひます。私がなぜ先ほどから聞いているかというと、国民は今おつし

やつたような認識とちよつと乖離しています。通販、訪問販売に対して利用したくないという声があればあれば、これはやはり真剣に考えなければならぬ。

じゃ、なぜ利用したくないのかというところ「業者やセールスマンが信用できないので利用したくない」「三四・四％、買物は近くの店で十分なので必要ない」「三〇％、いわゆる六割以上、六四・四％の方が、近くで間に合うし、業者やセールスマンが信用できない。これは、これからの通販、訪問販売を考えたときに、通産省としては非常に重要に認識しなければならぬと思ひますので、ご意見を。最後に大臣に聞きますけれども、担当の審議官として、この数字に対して真剣にこれを努力していくことがないか、法律をつくつたてで嫌われちゃうよ、私はそう思ひますが、いかがですか。

○末木政府委員 御指摘の数字にあらわれていますような消費者の声というのは、深刻に受けとめなければならぬと思ひます。行政としても、自分たちは間違つたことをしていないからというのではなくて、これだけの批判があるというところは、仮にその会社がまじめにやっていると、業界全体がこういう批判を受けているということ、業界全体がこういう批判を受けているということ、業界の各企業の方にも真剣に受けとめていただくべきものと思ひます。

○越中委員 これから具体的にさらに論議を詰めますけれども、ここで大臣にちよつと伺つておきたいのです。

今世論調査も出したわけでございますけれども、私は、大臣にお願いいたしますが、これは非常に重要なことだと思ひます。これは、このういうことになつていくことは、やはりこれからの通産行政にとって、取り除いていかなければならない、あるいはむしろこれを改善していく、よりよい経済環境をつくっていくという立場が非常に重要なことと私は思ひます。一つは、よく言われますように消費者の教育といひます

か、もう一つは業界の教育指導、今の問題点はその二つを言つていふと思ひます。

大臣が通産大臣になられてから絶えず御発言なさつておられることを要約すれば、二十一世紀に向かつての日本経済のあるべき姿というのは、いつもおつしやるように、経済構造の調整が大事で、内需主導の景気の回復、経済成長を図つていかなければならぬ、その根っこにある貿易のインバランスは内需の拡大によって解消するんだ、しかもそれは持続的に成長しなくてはならぬんだという幾つかのファクターを挙げられて、経済構造の調整といふことをこの委員会でも申されておるわけでございます。私はそのとおりだと思ひますし、我が国が今直面しておるのはいはるその課題だと思ひます。これはもう緊急であり、避けて通れない最も大事なものだ。

そうなつてまいりますと、経済成長といふものは、これからは国民の消費がいかにあるかということが非常に重要になつてくる。ということは、もつと言ふならば、これからの経済社会の発展の主役は、今までのように重厚長大の産業が引っ張るあるいは貿易が引っ張るということではなくて、国民の主体的、積極的な消費活動といふものが非常に重要になつてくる。しかも、それは単に衣食住といふような限られたものではなくて、この間の頭脳土地のときに私ちよつとお話をさせていたいただきましたけれども、クオリティ・オブ・ライフという、より豊かでより快適な生活の選択があるんだというところを国民の方が知れば知るほど経済活動は活性化してくるんじゃないか、私はこう思ひます。

そうしますと、今のよう傾向に対しては、担当の通産大臣となつても、この解決にはこれから相当の研究と努力と対策を考へていただくかなければならない。また同じように、今言つたように業界やセールスマンが信用できないということであつては好ましくありませんので、この業者あるいは製造業者に対する通産大臣としての適切な業界の育成、これが消費者のニーズに合ひ、しかも

安心して物を買う環境をつくつていただくことが、これからの日本の国の目指す二十一世紀の最も好ましい経済調整であり、経済環境のあるべき姿だと私は思ひます。ご意見ですが、今の問題を含めまして、消費者並びに業界団体の育成に対する大臣の御決意をこゝでお伺ひしたいのでござい

○田村国務大臣 消費者保護といふことは当然必要でありますし、保護されてこそ消費活動も活発になる、いわゆる信頼関係も打ち立てられていく、これは当然のことです。でありますから、法律による規制の充実あるいは業者の自主規制と同時に、やはり消費者の知識啓蒙といふものが必要であらうと思ひます。

私は、ちよつと役人的な答弁にはならぬかもしれませぬけれども、訪問販売といふものはよほど考へないと嫌われるよという気持ちがあるのです。といひますのは、私の家族なんか訪問販売をやはり毛嫌ひしておりますし、それからデパートなんかへ行きまして、あるいは専門店でもそうですけれども、店員がついてきてこれほどであれはこうでと言つて、ほとんど押し売りに近いぐらゐのサービス過剰、これは非常に嫌ひまして、それでスーパーへ行つたりするといふようなところがあるんです。ですから、訪問販売の場合は、サービス過剰とはちよつと趣旨が違ひますけれども、昔は割合にサービスを受けることを利用者側が楽しんだ面があつたと思ひますけれども、どちらかといひますと今の人はその点非常に割り切りがよくなつてきて、余計なお世話といふやうな風潮が強くございまして、そこいらの社会風潮といふものも十分踏まえて、訪問販売業者が単なる自主規制といふことをもう一つ超えて十分の自主規制をして、下手をすれば自分たちは嫌われる存在になる可能性がある、よほどしつかりしやうというふうな努力をすべきだと思ひます。

ただ、だからといって、いわゆる通信販売でもそうですけれども、訪問販売を悪なりと断定する

ことはいかがなものだろう、いいものはいいのです。ただ、そういうことの基本的な社会風潮があるから十分気をつけた方がいいだろうというふうに思います。

○穀仲委員 大臣のおっしゃること、よくわかります。そういうことで私は、先ほどのアンケートもこれからのよき教訓として御尽力、御努力いただきたいということをお願いいたしておきます。今の問題をもう少し具体的に進めさせていただきます。今度のアンケートは、先ほども申し上げましたように産産審の答申の中で、今の大臣の御答申の中にもありました。業界の自主規制あるいは消費者の啓発といいますが、それから法規制の強化、これが当然三本柱になっていると思います。通産省がいろいろ勉強会をやっていると思いたレポートの中にも、もしも消費者が法的な知識があればトラブルに巻き込まれない、被害を受けないで済んだであろうという意味の報告もこの報告書に出ております。正確に読めば「訪問販売等に係る消費者トラブルの中には、消費者が取引に関する法的知識や慎重さがあれば回避できたであろうと考えられる事例も相当数あり」とのこととおりだと私は思うのです。

そこで、ここで通産省としても一歩踏み込んで考えていただきたいのは、先ほど来言っております経済社会の変化ということが、今までとは全く違って、今お話のあったように、古典的な商取引というのはいわゆる店舗、現金だと私は思うのです。しかし今は店舗、現金から無店舗、クレジットというカード社会に変わってきている。これも非常に大きな一つの変動だと思っております。もう一つは、家庭の中で財テクをやろうという、いわゆる資産形成の考えが最近非常にふえてきている。あるいはまた、さっき大臣の言ったサービスとは意味合いが違いますけれども、物からサービスというように構造も変わってきている。あるいは預託制だ、会員制だというサービス産業のいろいろな形がわんざり出ている。古い商慣習の中で生きておった方は、そういう消費の中でしか知らない

かった店舗、現金という考えを変えていかないと、経済活動は活性化しないと思うのです。カード社会を怖がっていたのでは、あるいはカード社会に順応していかなくては、経済活動は活性化していかないかもしれない。あるいはホームバンキングというようなものについても、消費者をもっと啓発して、より積極的にそれに参加して生活の幅を広げて楽しめるようにする。

通産省としては、今までは物をつくり施設をつくりということから、今度は逆に消費者の方の対応も教育といえます。十分考えていかないと、やはり本場の意味での経済成長というのは、構造調整ということをしてしきの御旗に上る以上、その根っこにある消費者の教育ということがおざりになっていて、物をつくりたり施設をつくりたり、次にやるであろう民生活法でいろいろなことをやったりすることで、根っこにある消費者がそれについていけなくなったら何にもならないので、やはり消費者に対する教育、情報、判断力、こういうものにしっかりと取り組んでいくといえます。消費者教育ということとをこれからの通産行政の中で大きな柱として考えていかないと、こちら側に幾らハードな面をやったところで、肝心の受け入れてくださる方が対応しないということになってきます。ミスマッチになります。

そういう意味で、法律をつくる、あるいは業界を指導する、あるいは体制をこうやってつくっていくと同時に、消費者をぐるぐるレベルアップするということとがこれから通産行政に課せられる。どこかの省庁がやってくれるのだから、そういう時代じゃなくて、これは経済活動の中の大きな重要なファクターであるという認識に立っていただきたいと思うのでございます。消費者教育に対する取り組み、いかがでございますか。

○末木政府委員 消費者教育の重要性については私もかねてから十分自覚していたつもりではございます。実際には「くらしと契約の知識」とか「かしこい消費生活へのしおり」とか、一、二の例を申し上げ

上げますといういろいろな啓蒙資料をつくって配布したり、テレビで「ご存じですか奥様」というようなタイトルで長年放送していますとか、やってきたつもりではございます。しかし、世の中の進歩、変化が非常に激しいものでございますから、従来のやってきたことで足りるということではなくて、法改正を御審議いただいていますこの機会に一度全部振り返りまして、抜本的に見直すべきところがないか、もっとやるべきところで抜いているところはないか、基本的に見直すくらいの気構えでさらに強化してまいりたいと思っております。

○穀仲委員 どうかその気構えでしっかりとやってもらいたいと思うのですが、特に重ねて申し上げますと、今まで消費者教育という御婦人に対する知識とか、そういうことが主だったわけですが、知識とか、そういうことが主だったわけですが、事足りるとはならない。契約であるとかクレジットであるとか、そういう商慣習についてこれから通産省にもっといろいろとお考えいただきたい。訪問販売とか通販の中で出てくるであろう一つの被害として、いわゆる学生あるいは小中学生、こういう子供さんにも被害が及んでくると思うのです。私はやはり学校教育の中で、こういう教育という問題を十分取り上げていただきたいと思うのでございます。文部省お見えだと思っておりますが、ごく要点だけで結構でございます。こういう形でこれから経済社会に対応する教育環境を整備するところのお考えがあったら、お答え

【委員長退席、尾身委員長代理着席】
○辻村説明員 初等中等教育の段階におきましても、消費者としての必要な態度、知識を身につけさせるというところは重要な、こういう観点に立ちまはして取り組んでいるところでございます。具体的には、社会科とか家庭科におきまして消費生活と経済の仕組みや消費者の保護というようなテーマを学ばせることによって、消費者としての基礎

的な態度、知識を身につけさせるということをしていくわけでございますけれども、ただいま御指摘がございましたように、最近の取引の多様化ということに対応いたしますという観点に立ちますと、例えば契約というようなこと、そうしたものに付きましてもこれからもっと内容を充実させて、学校教育においても教育をしていく必要があるのではないかと考えております。その点では、これからさらに改善を図っていかねばならないと考えております。

昨年の暮れの教育課程審議会の答申におきましても、そういった観点に立ちましての御提言があったわけでございますので、文部省といたしましてはこれから答申を踏まえまして学習指導要領の改訂作業をし、そしてその趣旨等を各学校等にも十分徹底させて、消費者教育の基礎としての学校教育の取り組みに努力してまいりたい、こういうふうに考えております。

○穀仲委員 私は大変結構なことであり、それをしつかり充実させていただきたいと思うのです。と同時に、さしあたって教育課程審議会がいわゆる教育指導要領を変えてくる、これは何年間かタイムラグがあります。私は、教育はそうなければならぬと逆におっしゃいますけれども、逆に、最近の急速なスピードといえます。例えば、社会の変化というものは大変なものです。例えば先日テレビでやっておりましてたけれども、都内の一女子大が入学証はクレジットカードを出しております。これで校内はもうキャッシュレスで済みます。学生証がもうカードになってくる時代なんですね。しかも、今論議しているこの訪販法の中にもありますようにキャッシュレス、街頭であなたモデルにしてあげます、あなた海外旅行も行きますよというように、小さな子供を目標としているいろいろな形の商売といえます。アタックがあるわけですね。こういうことに関しまして小さな子供さんにも無防備だった、非常にトラブルに巻き込まれると思うのです。法律では未成年者は無条件で契約は解除でき

ますけれども、そういうことに對して避けるという知識を子供さんに与えておいていただきたいという気がするわけです。

というのは、この五月に入りますと、例えば車近な例では各旅行業者がホームステイの募集をやるのです。この間、外務委員会でも問題にしたのですけれども、今旅行業者に行つてホストファミリーの実態はどうですかという、みんな逃げるんですよ。ホストファミリーについては言われるところに行つて下さい。オリエンテーションどうだ、向こうに着いてからのホストファミリーの家庭の状況、ボランティアができるような家庭状況かどうか。文部省のやっている留学生の交換はしっかりしているのです。英語の語学力も調べています。しかし、トラベルエージェンシーのやるツアーは語学力も全く調べませんから、向こうでトラブルが起きるという可能性が出てくるのです。これから夏休みに向かつてそういう問題も出てくるでしょうし、今言ったモデルになりませんかというようにないものもあるでしょう。こうなつてきますと、基本的な問題もさることながら、さしたつて夏休みに子供を守つてやらなければならない。

そういうことで、これは読売新聞ですけれども「高校生にも消費者教育 先生みずから副読本づくり」という記事がここにあるわけですが、私はこれも一つやむを得ざる防衛手段ではなからうかと思うのです。そういうようなことも必要だけれども、こういうことについて通産省とか専門の省庁等、どうすればいいのかわからないというので、小さな子供を知識の上から守つてあげるといふことを御検討いただきたいと思うのでございます。これは決して文部省だけでできることではなく、通産省の協力もあつて初めてできることです。が、こういうような問題等今できることは何か、教育委員会と通産省の間で話し合い等もあるでしょうし、いろいろな形で研究、検討いただきたいと思うのでございますが、このことに關して通産省と文部省のお考えをちよつとお話してください。

い。

○末木政府委員 大塚御示唆に當り御指摘でございいます。先ほどお答えしましたように、私も消費者教育につきましても古いタイプの、消費者問題から消費者団体にやつてもらうとか相談するとか情報を流すとかいうことでは足りないと思つておりました。例えばクレジット関係の企業団体とか広告関係の企業団体とか、最近はそのうところの協力を頼む度合いをふやしてきております。

それから学校教育の重要性についても、頭の中では認識しておりますし、研究会報告、産權審等でも御指摘いただいておりますけれども、従来を振り返つてみましたときに、消費者団体等との連携に比較しますと、率直に申し上げてそこまで力を入れてやつていたかという反省すべき点は多々あると思ひます。今後具体的な点につきましても文部省ともよく相談をし、相談しますというかお願いをする立場だと思ひますけれども、やつていきたいと思ひます。

○辻村説明員 ただいまの御指摘、大塚御示唆に當りだ御指摘だと思ひます。ただ、消費者問題となりますと何分にも非常に専門的な知識と申しましようか、積み重ねの求められるものでございいます。そういう意味で、通産省を初めとする関係部局の応援等もいただきながら、これに積極的に対応してまいりたいと思つております。既に幾つかの県におきましては、消費行政部局の支援もいただきながら教育委員会との共同で副読本というふうなものをつくつてこれに取り組んでいる例もあるわけでございますので、そうした例も見守りながらこの問題について前向きに努力をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

（尾身委員長代理退席、奥田（幹）委員長代理着席）

○越中委員 どうか文部省並びに通産省、御協議をいただきまして、小さな子供を嫌な被害から守つていただくことを心から期待しておりますので、よろしく願ひします。

次に、これは大臣に実態を知つていただきたいと思ひまして、数字を最初報告を受けますから、最後に大臣にその対応についてお考えをお伺いしたいのでございませうけれども、それは言うものな形でございませう。これは今までの相対的な形では起きているわけではございません。お話のように訪問販売が悪い、通販が悪いということではなくて、商品にまつわるいろいろな困つた問題が数多く発生しております。国民はそれをどうしたらいいのかわからないことを、通産省なり経済企画庁なり自治省なり警察なりといういろいろ助けを求めてくるケースがあるかと思ひますのでございませう。現状をそのとおりに言つていただいて認識をさせていたでいて、その上でこれを今後どうするかという議論をその方向へむしる進めるといふ意味で、私は数字だけお聞かせいただきたいわけではございませうが、通産省の苦情処理に對する全国の体制はどうなつておるのか。窓口は何か所か、受け付けた件数、五十五年から六十年まで、総計で結構ですから、何万件、何万件と簡単に件数だけ、それを通産省、経企庁、この二つでちよつとおしやつていただけますか。数字だけで結構です。

○末木政府委員 通産省の消費者問題の受け付けの体制は、本省及び全国各地の通産局に消費者相談員を配置してございまして、トータル数は六十年年度以降二十一名でございませう。それから、受け付けた相談あるいは苦情の件数は、時間の節約をして六十年年度だけ申し上げますと、訪問販売が千七百一件、通信販売が二百二十五件。ちなみに、トータル相談件数は七千八百九十八件でございませう。

○吉田説明員 国民生活センターと消費生活センターにつきましても苦情受け付け件数を申し上げます。消費生活センターは現在約二百八十カ所でございます。五十五年以降の数字を申し上げますと、五十五年が約二十万件、五十六年度が二十一万件、五十七年度が二十四万件、五十八年度が二十六万件、五十九年度が三十二万件、六十年年度が三十八万件、六十一年度が三十八万件、こういうふうになつております。

○越中委員 経企庁さん、全国の消費生活センターと国民生活センターの窓口の合計をちよつと言つてくれますか。

○吉田説明員 国民生活センターは、港区の品川に一カ所ございませう。それから、都道府県及び政令市あるいは市の段階に消費生活センターというものがあるわけでございまして、これを合わせますと合計で約二百八十カ所、こういうふうになつております。

○越中委員 経企庁さん、もうちよつとお伺ひしたいのですけれども、では一センター当たりの人員は何名張りついているのか。それから、例えば具体的に、私は静岡、大臣は三重ですから、三重と静岡の消費生活センターの数をちよつと言つて下さい。

○吉田説明員 消費生活センターで相談を受け付けております職員の数、これは六十年年度の数字でございませうが千九人になつております。一センター当たりで申し上げますと二・三人、こういうふうになつております。

それから、消費生活センターの数でございませうが、三重県は二カ所になつております。静岡県は八カ所になつております。

○越中委員 これは大臣もお聞き取りいただいたように、困つたと思つて行こうとするのですけれども、通産省は全国で本省を入れて九カ所、こういうことですね。これは余り嫌らしいから言いたくはないのですけれども、実際はそういうことで、例えば通産省の消費者相談報告書というものが出ているわけではございませうけれども、通産省がいつもおしやる私書箱一、こへ何かあつたら入れてください、これは処理件数だけで出ていますから決してどうのこうのと申しませうけれども、数だけちよつと大臣に御認識いただきたいと思ひます。当然御承知でしょうけれども、五十五年が九十八、五十六年が七十九、五十七年が六十七、五十八年が九十二、五十九年が六十、六十年

が五十五、六十一一年が三十六なんです。ということは、私、先ほど来消費者の教育とか大事ですよ、今の通産行政の中でこういうものをやるのですけれども、受け入れ側の消費者にどう対応する部分について、これからの消費行政の中で十分検討いただけないか。私も自分の県を振り返りまして、八カ所なんです。静岡、清水、浜松とか大都市にあるのです。全部の市町村がそうです。静岡は七十五市町村あるわけですから。三重県は、もう大臣御承知のように六十九の市町村があるわけです。そこに二カ所ですから、これですべてをカバーできるかできないかということ、いろいろ問題もあるかと思うわけです。

摘のように消費者行政というのは、まさに地方自治法に書いてございまして、市町村あるいは都道府県の固有事務ということになっておりまして、そういうものについて私どもは従来から基本的には、こさの業務についてあせいで、うせいといふことは私どもの立場としては従来から差し控えておりましたけれども、先ほど先生からお話ございましたように、世の中大変なスピードで変わっております。かつて花形だったものが既に陳腐化するというようなことがございまして、私どもはいたしましては、最近、例えば土地問題でございますとか、御指摘のような消費者保護の問題とか、こういうものは自治行政の中でも大変重要な行政であるということは認識いたしております。

ただ、ここで問題は、例えば東京へ電話すればいいですよ、こういうことですけれども、例えば消火器で五千円ぐらいのトラブルが起きた。東京へ電話する電話料金を考えますと、電話料金の方が困ったのだれしもお考えになるかと思うのです。その上で、このセンターの数、センターのないところはどうか。では、我々が簡単に相談を受けることはどこなんだ。きょうは私、その意味で警察庁にもお見えいただいたのです。一〇番に電話しよう、あるいは最寄りの役場へ行こう、こう思うわけですが、実際に自治省の対応はどうなるのか。自治省もお見えだと思

いますので、自治省はこういうトラブルに対して、訪問販売とか通販というのは法的な要件が非常に数多くございまして、では、今の対応の中で、自治省さんがこういう町民の相談、これは地方自治法の第二条、言うまでもなく基本的な原則の中で、消費者保護ということがきちんとうたっているわけですね。当然、行政の内容としてあるべきだ、こうは言いますけれども、しかし現実、自治省は地方自治体のそういう窓口の中でこれが対応できるかどうか。自治省さん、いかがでしょう。

〇小島(重)説明員 お答え申し上げます。ただいまの御質問でございますけれども、御指

摘のようには消費者行政というのは、まさに地方自治法に書いてございまして、市町村あるいは都道府県の固有事務ということになっておりまして、そういうものについて私どもは従来から基本的には、こさの業務についてあせいで、うせいといふことは私どもの立場としては従来から差し控えておりましたけれども、先ほど先生からお話ございましたように、世の中大変なスピードで変わっております。かつて花形だったものが既に陳腐化するというようなことがございまして、私どもはいたしましては、最近、例えば土地問題でございますとか、御指摘のような消費者保護の問題とか、こういうものは自治行政の中でも大変重要な行政であるということは認識いたしております。

〇越中委員 大臣にもう少し心の痛む問題を何点かお話ししますけれども、これは次のための対策として心にとめておいていただきたいと思います。

私がこれでお話したいのは、まずセンターがないということについては、では地方自治体との関連でどうお考えになるのか。それと、少なくとも最寄りの役場が相談場所であってほしい。というのは、例えばこれは著しく法的にかかわる専門的なこともありますが、弁護士さんに行こうと思っても、山の中のところには弁護士さんは張りついておりませんし、弁護士さんに行きますと、例えば着手料を持ってらっしゃい、五万、十万、二十万という金額を言われると思うのです。そうすると、トラブルになったのが一万円

で二十万の弁護士料をかけるのは嫌だな、こ

うやって心を痛めちゃうわけです。そうすると、役場で親切に相談してくれる方がいいんじゃないかな。

もう一つは情報ネットワーク、これは、例えばこういう業者が悪いことをやったよというのがばばと伝われば被害の拡大は防げるのじゃないか、こう思うわけです。と同時に、ではこれも客観的にちょっと数字で私申し上げてもいいです、これは総理府の広報室の世論調査でございますが、こういうのが出ているのです。「訪問販売についての苦情の申し出」、申し出をいたしましたか、し

ませんでしたかというアンケートなんです。この答えは私は非常に大変な事実だと思うのですけれども、「苦情を申し出なかった」七五%なんです。七五%の人が苦情を申し出ていないのです。あとは泣き寝入りなんです。今、数を聞きましたけれども、これは統計や推計学のいろいろな学問からどうなるかわかりませんが、この世論調査の中では七五%の人が苦情を申し出なかったのです。心へどめたのです。では、なぜ苦情を申し出なかったのですか。「仕方がない」とあきらめた。「面倒だった」「苦情を申し出ても解決しないと思った」「どこに申し出たらいいかわからなかった」これが国民の現状なんです。

私はこの辺のところをさっきから知ってほしい、知ってほしいと言っているのは、こういう実態を消費者がみんなぐっとこらえて、訪問販売とか通販を耐えている部分も相当あるんじゃないか。ですから、冒頭に申し上げたアンケートがそのままじやないと思えますけれども、他のアンケートを見ても同じような状況があるのです。この環境整備はこれから通産省も、今自治省もおっしゃったけれども、市町村の窓口でその対応ができる職員が二、三年で変わっていったら、これは専門的な判断はなかなかしにくいケースでもありますから、できないのじゃないか。

それで、苦情を申し出た人のほかのデータもちょっと出しますと、こういうデータがあるので、国民生活センターなり消費生活センターに相談しましたかというアンケートなんです。相談したという方は七五%なんです。これも私は心にとめておいていただきたい。そこで、相談したという方について、利用したセンターまでの距離はどうですかというアンケートが出ているのです。一番多いのが「十五分以内で行ける距離」が二六%、「三十分以内で行ける距離」で三一%、「一時間以内で行ける距離」で二二%、ほとんど一時間以内で求めているわけです。今度は利用した人じゃなくて、どのくらいの距離に相談できる場所があったらいいですかというアンケートの答えをパーセントで申し上げます。一番多いのが「少なくとも三十分以内で行ける距離」に相談できるところが六三%、「一時間以内で」が一一%です。三十分から一時間の間で、大勢の人はそのくらいの身近なところで相談を受けられないかなと心の底で思っている。センターが足りない、これだけでいいか悪いという議論は別にしないで、国民はこういうニーズを持っているんだということを知ってほしいのです。

しかも、もっとあるのです。これも心にとめておいてください。消費生活について相談に乗ってくれる人がいますかというアンケートです。これについて該当者が「いる」「いない」という答えなんです。この実態を知らずして消費者被害とか消費者教育ということを論ずるのは非常に難しいので、きょうは、自分も商工委員の一入ですから、何だという意味で申し上げるのではなくて、これをどうしたらいいの。先ほど来、私は世論調査をもとにして、国民の訪問とか通販に対する考え方を、そして被害に遭ったときもこれだけ困っていますよという数字がここに歴然と出ているわけですから、これを役所に聞くと、お役所式の答弁を私は余り好みませんので、大臣にお願したいのは、冒頭に申し上げたように、これから消費生活というものは非常に重要であり、しかし非常にトラブルしていることがありますけれども、私はそれにあえて挑戦して積極的に乗り越えて改善

していかなければならない、それがこれからの政治なのかなと思つた意味で申し上げてゐるわけですが、

きょうは警察庁にもお見えいただきました。自治省、文部省、経企庁にもお見えいただいたわけですが、やはり私は大臣に、こういう問題の上から何とか関係省庁と連携をとられて実態の上に立つた解決の方途を積極的にやっていただかないと、この法律がたえ通つたところでまたどこかで多くの人が泣いてゐるのじゃないか。これはこの法律をつくつた我々も心が痛むし、最も責任ある通産大臣としては、どうなつてゐるかといふことはいつも心にかかることだと思ひますので、この実態を何とかよりよい方向へ直していただきたい。その意味から、大臣のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○田村国務大臣 おつしやるとおりだと思ひますといふのが私の答えになるわけですが、せつかくこういう法律をつくつていただきます以上は、それに実を伴わなければ何にもならぬわけでありま

す。それとも一つは、今おつしやつたように各省庁に協力を求めて十分の体制をとつていくといふことが必要でございましょう。端的に言ひまして、この種の法律というのは、私自身が提案理由を讀んで御審議願つておる。ところがその私も、恐らく上坂さんもそうだろうと思ひますけれども、これでもう絶対大丈夫ですと云つて胸を張るということには正直ためらいを感じます。こういう法律をつくつたならばその実を上げるように努力をし、そうして過ちを改むるにはばかるなれど、試行錯誤といふものについて堂々と与野党に協力を求めてよりよきものに改善していく必要があつたかと思ひます。今、私の郷里のことまで承つたわけでありますが、私がこれから十分に事務当局に対してにらみをきかせながら、少しでも実効あらしめるように努力をいたさせる所存でございします。

○綾仲委員 この問題はこれで終わりますけれども、今大臣の御答弁にありましたように、どうか

消費者が守られ、よりよい経済環境、消費経済が育成されるように、私も重ねて心から期待し望んでおりますので、よろしく願ひします。

いよいよ時間がなくなりましたので、申しわけないですけれども、これから御答弁は本当に駆け足で結構ですから、私は聞きたいことがずつとたくさんありまして、最後までいかなかったら後で書面等でお願ひします。

まず、クーリングオフに關して要点を三つほど最初にお伺ひしたいのです。

この期間について、社会党さんも八日にすべきだ、それはいろいろな意味から私はわかるのです。建設委員会であつたあたり論議されます住宅建設法、これは五日を八日にしようといふことになつております。これにはいろいろな理由もございしますが、私は長ければ長いほどいいといふことではございせん、この委員会ですつとこのうまで論ぜられた中で八日の必然性といふのはいろいろな角度であらうかと思ひますので、これについては御検討いただいた方がよろしいかなと思ふことが一つ。

それからクーリングオフ、きのうまでの答弁の中で私は非常に心配なことがあるのです。ポストへはがきを入れなさい、こういう御答弁を審議官もなさいます。しかし、もしも相手が悪い業者だつたらば、はがきが来ないよと破つて廃棄したならば法廷維持ができるかどうか。抗弁権といひますか抗弁能力があるかどうか。証拠がないでしやう。あなたはポストに投函したと言ふけれども入れた証拠はあるのですかと、これは法廷維持ができないと思ふのです。抗弁権は成立しないのじゃないかと思ふのです。ですから私は、これはクーリングオフの書面だといふことについては、少なくとも内容証明とか配達証明つきくらいがぎりぎりかなと思ひますけれども、これもちよつと難し過ぎると思ふのです。我々は配達証明とか内容証明といふのは何となく嫌ですから、自分でも余り出したことがありません。一般の消費者が配達証明とか内容証明郵便で出してくださいと書か

れて理解できるかどうか。お年をとられた方だとか、まだそういうことの経験のない方は嫌だと思ふのです。ですから、もつと簡便でしかも抗弁権が成立するようになつたものをどうするか、このお考えがあつたらお聞かせいただきたい。

それから、さつき審議官が賢い消費者とおつしやいましたけれども、通産省の手引き書が二つあるのです。ね。「かしこい消費生活へのしおり」と一つは「くらしと契約の知識」、これの十四ページにこういうことが載つてゐるのです。これは通信販売の適用除外例「割賦販売法の適用を受ける割賦販売、ローン提携販売と割賦購入あつせんに係る販売」、これは適用除外になつてゐますね。といふことは、これはクーリングオフがきかないといふことなわけです。例えば通販で割賦販売を受けたときにクーリングオフがきかないことになつてくると被害者はかわいそうです、やはり今度の法改正の中できくようにすべきだと思ふのですが、まだまだたくさんありますので、さしあつてこの三つ、ちよつと簡単に要点だけお答えください。

○末木政府委員 時間がありませんので簡単に回答させていただきますが、クーリングオフの期間につきましては、どうするかいろいろ考へてみました。いろいろな考へ方があると思ひますが、私も分析したところでは、今クーリングオフについてよく寄せられる問題は、クーリングオフの権利があるのを知らなかつたといふようなケース、それからクーリングオフの権利を行使するのを業者の方が欺瞞的なやり方で妨げたようなケース、こういったものが多いためです。それから、この二つを重点的に考へまして今後対処していくといふことで、期間につきましては現行の維持という御提案をしたわけでございます。しかし、これはいろいろな考へ方があることは承知しております。

それから、ポストに入れればといふことでござい

な企業の場合にはそれで当然受け付けるわけでございますし、極端なことを言えば電話で受け付ける企業だつてありますけれども、問題の悪質業者である場合には、それは知らない、受け取つていないと言われると確かに争ひようがございませ

ん。そこで、何か簡便な方法はないかといふことであるいろいろ考へてございしますけれども、なかなかいいものに思ひ至らないわけでは

あります。したがひまして、今のところは大事をとつて、内容証明でお出しいただくことが最も望ましいといふことを解説書とか指導関係の書類では書いておるわけでございます。

それから、先ほどのパンフレットについてのお尋ねでございますけれども、詳しく申し上げるとまがございせんけれども、通信販売につきま

してはクーリングオフの制度がございせん。これは通信販売についても認めるという御意見はございしますけれども、通信販売はそもそもそれがな

いといふことでございします。それから、割賦販売で訪問販売する場合には、ちよつと法律が複雑になつて、割賦販売法が適用になる場合と訪問販売法が適用になる場合とございしますけれども、お

おね訪問販売法で、今度の整理ではクーリングオフができるようになっております。

（奥田（幹）委員長代理退席、尾身委員長代理着席）

○綾仲委員 続けて二点です。ポストの件ですが、これは審議官、ちよつと検討してください。いわゆる配達証明、内容証明といふものが難しければ、通販、訪問をやる業者が返信用のはがきをつけなさい、しかもそれは控え

の残るカーボン用紙、コピーのとれるもので返信用はがきをつくりなさい、内容証明、配達証明は非常にややこしいので、モデルといひますか、こ

のはがきがつけばいいといふことで、ただ、これではまだ危ないんです。そこで、郵便局の窓口へ行つて日付のスタンプをここにもらひなさい、そ

うすればこれはクーリングオフの指定要件を満たしましたといふように、もしも通産省と郵政省の

問題になりますのは、いわゆる通販も訪販もそうですけれども、これから多く出てくるのは現品がありますん、じゃこのカタログで品物を選んでくださいと言われるケースがあらうかと思いま

そこで、確かに民法上は、契約の申し出があつたときに契約の成立という形になっておりますけれども、私は先ほど申し上げたように、通販も訪

不利性を是正するという法律論になっております。

この三つの点からなかなか難しい問題があると思えますけれども、短時間でお答えしたものです。

それから、もう時間がないですが、信販会社の
 気をつけていただきたい。

責任、いわゆる信販会社が業者と結ぶときにもう少しきちっとした審査をやりなさいということ。それからクーリングオフについての連携、あるいはまた信販会社も消費者を守るんだという立場で、これからのカード社会を育てる一員なんだ、被害は知りませんよという態度ではいかぬということ。これを信販会社にきちっと指導していただく必要があるかと思うのです。

それから業務停止命令がございますけれども、この業務停止命令などは、いわゆる開業規制をやっておりますので、どの部分がござるか。例えば別の業態の会社であればどこを縛れるのか。訪問販売という形態、行為しかなければいいのです。例えば家具屋さん、不動産屋さんが訪問販売をやっているけれども、通産大臣が業務停止命令を出せるのはどの部分だ。本業の部分、通産大臣は開業規制にかかわっておりませんからできないと思うのです。ですから、この業務停止命令も、きょうは本当はもっと詳しくやりたいのですけれども、非常に心配です。

それから、第五条の二の「禁止行為」の二項に威迫、困惑とありますけれども、親切とかしいうのがあるのです。豊田商事みたいに肩をもんだり仲よくして、親切困惑の場合はどうなのか。しかも、いわゆる不実、威迫、困惑の三条件があるのです。直罰ですからね。でも、不実、困惑の中で親切困惑というの十分考えないと、これは、じゃ私は親切にしたのだ、親切にしたから怒られることはないよ、こういうことになってしまふと思うのです。

まだいろいろあることとありますが、問題のある原野商法、士商法等もございますけれども、こういう問題をいろいろ抱えております。これができる部分も私持っているのですけれども、心配な部分もあります。きょうはやめておきますが、これについては最後に大臣、私いろいろな問題を申し上げましたけれども、何とかうまく成り立つように御努力いただきたいし、警察庁の方としては、法改正によって消費者が守られて悪い人

がいなくなるようにきちんとした対応をお願いしたいわけですが、最後に大臣と警察庁の御答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○田村国務大臣 先般いろいろな御意見がありまして、今もまた数件君からのいろいろな示唆に富んだ御進言、御質問というよりむしろ御進言と言った方がよいかもしれません。それをお聞きをいたしまして、もう一回私おさらいをしてみたいと思います。法案そのものの勉強はしましたけれども、この法律案が通りますからもう一回私自身でおさらいをして、扱いの面で可能な限りの努力をして、おっしゃったようなことが生かされる場合はそれを生かしていく。もし事が大きくなかなか難しいという場合には、それはまた扱いの面でそれに近づけるような努力もするというふうにしたいと思っております。この法案が通って一段落つきましたら、一遍勉強の機会を与えていただきたいと思います。

○五十嵐説明員 悪質な訪問販売事犯などのいわゆる悪質商法につきましては、消費者保護の立場から被害の未然防止あるいは拡大防止を最重点とした取り締まりを積極的に進めてきたところであります。

今回の改正案を見ますと、従来の政令指定商品に加えて指定役務や指定権利が規制の対象となっていること、あるいはキャッチセールスやマルチマが商法が規制されていること、あるいは禁止行為として売買契約等を締結させ、または売買契約等の撤回、解除を妨げるため人を威迫して困惑させるはならない等の規定が新設されていること、書面交付関係について従来の規定を整備したこと、こういったことが盛り込まれておりまして、悪質業者に対して抑止効果が期待できる上になつたというふうに考えております。

警察といたしましては、今回の法改正の趣旨を踏まえまして、この改正法案の罰則規定を初め各種法令を適用して厳正な取り締まりを行うとともに、

に、関係機関、団体との緊密な連携のもとに効果的な広報、啓発活動を推進し、消費者被害の未然防止、拡大防止に努めてまいり所存であります。

○越中委員 終わります。ありがとうございます。

○尾身委員長代理 工藤晃君。

○工藤(晃)委員 最初の問題は、商品、役務の指定制についてですが、昨日の通産省の答弁を聞いておりますと、役務はともかく商品については問題のあるものはもうみんな指定し切っているというふうな答弁だったと思いますが、ややこれは自己満足、思いつきではないかという感じが受けました。仮にカバーし尽くしたということであつたとしても、それが敏速に指定してきたのかどうか。それから、実際に消費生活センターなどで相談の方が苦勞されておりますが、そういう方が通産省に対してどういう印象を持っているか、この辺を考えていないのではないかと。きのう来いろいろ出ておりますので多く申しませんが、例えばシャワーは入るけれども蛇口が入らないのはなぜかというようなことがいまだにあるわけですね。

だから、その問題はこれだけにしますけれども、私は、今度また指定制を続けるというのはかなり大きな問題があるということとひとつ経済企画庁の方に伺いますが、私も御説明を受けました。訪問販売に關し国民生活センター等に寄せられた相談件数が、会員権商法で五十九年度、六十年、六十一年度、六十二年度どうなっているのか。ついでに、SF商法でもその件数だけを述べていただきたいと思います。

○吉田説明員 国民生活センターの相談件数でございますが、五十九年度から五十九百三十三、七千、七千九百十八、こうなっております。そのうち訪問販売にかかわりますものが千五百五十五件、二千三百八十一件、二千八百一十一件となっております。

それからSF商法につきましては、五十九年度から七百六十件、千九百十九件、二千五百八十

件、それから六十二年度は、これは現在まで全部集計をいたしております。現在まで把握しておりますのは四千九百十八件となっております。失礼申し上げます。SF商法につきましては、国民生活センター及び消費生活センターの情報ネットワークで結んでおりますセンターの数の合計でございます。

○工藤(晃)委員 今なぜ会員権とかSF商法について述べていただいたかというのは、昨日も藤原委員の方から御指摘あったと思いますが、国民生活消費政策部会、これは五十八年十二月九日です。それから四年以上たっているんですが、この中で取り上げられている事例というのは、実は今言った会員権にしろSFにしろみんな取り上げられていないわけですね。それから、「販売目的を隠した勧誘が多い」とか「消費者に誤認、誤解を与える勧誘がみられる」とかいろいろあります。そして、特に「現行法規制の対象外の取引に関するトラブルが増加している」ということが挙げられて、そういうことに立って「訪問販売法は、本来販売方法の特殊性に着目して消費者保護を図ろうとする法律であるから、取引対象が何であるかは関係がないこと」と言って、「現に欧米諸国の店舗外取引に係る諸法令には、規制の対象を広くすべての商品、役務に及ぼすことを原則」として出されているわけですね。このとき、国民生活消費政策部会というのは総理大臣あるいはまた関係大臣が諮問するというのがありますが、この答申などはどの大臣に対して答申されたものでしょうか。

○吉田説明員 この件につきましては諮問、答申ではございせん、たしか審議会の報告という格好になっておると思ひます。

○工藤(晃)委員 諮問、答申でないとしても、これは重要な報告として出されているわけなんです。それで、その後我が党としても、特に豊田商事などの事件が起こったときに、この問題で訪問法を改正すべきであるということを言つてまいりました。

その内容の一つとして、指定制をやめるべきであるということになっております。企画庁からいただいた資料によりまして、現にアメリカではモデル法案としての統一消費者信用法典、それからヨーロッパ関係ではE.C.の理事会指令案として商品一般、役務一般というふうにしていて、こういう方向がいよいよ常識になっていくという通例になっている。そういうときに、先ほど指定制でもいいんだと言われたけれども、現に四年前こういう重要な報告が出され、それでもう既に、今大要問題になっている会員権とかS.F.とかいろいろやり方が出ていますよ。これに対応しなければいけないということが出されながら、事実上対応できないから、先ほど出された資料のように件数はどんどんふえていったのじゃないかと思うのです。そういうことから、この指定制の問題というのは改めていく、すべての商品、役務に及ぼすということは非常に重要な課題だと考えます。ちょっと今、大臣いないですから、答弁は後でまた大臣に求めます。

次に、行為規制の問題について質問をしたいと思ひます。
訪販法のやり方として非常に大事なポイントというの、悪質な業者に対して無防備な被害者が救済されるということ、と同時に、悪質な行為そのものを規制するというところで、行為規制というのは非常に大事な手段だと思うわけです。しかし、この行為規制はどういう行為を規制するのかわからないというのが具体的に示されないと効果が上がらないのではないかと。そこで、一つの問題点として、消費者の判断に影響を及ぼす。これは法案にあるように「不実のことを告げる」というのは確かに影響を及ぼしますけれども、重要な真実のこと、重要な事実について述べないという行為も当然規制されるべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

○末木政府委員 うそを言つてはいけないということと大事なことを言わなければならないということとは、私ども並行的に検討いたしました。しかしその結果、いろいろ勉強してみますと、重要なことを言わなければならない、その重要なことは何か、訪問販売としての重要なことは何かというところを詰めていきますと、これは書面交付義務を課しているその書面に書くべきこととされている価格とか引き渡しか、それがまさに重要なことでありまして、それ以外に店頭で買う場合との関係において、訪問販売におけるがゆえに重要なものというのではないかと、こういうことになったわけでございます。

第一類第九号 商工委員会議録第十号 昭和六十三年四月二十日

もし仮にそれが何かのケースであつたとしてそれを言わないとすれば、それは非常に特殊なケースだと思ひますから、今度は不作為による詐欺のケースもあり得る。これは、私どもはそういうケースがたぐさんあるとは思ひませんけれども、理論的にはそういうこともあり得ると思ひます。通常のケースにおきましては書面交付に書かされていることで足りるという判断をしたわけでございします。

○工藤（晃）委員 では、例えば販売目的を隠して、そして接近して売るといふことは、これは販売目的を隠すということでは事実を告げない。それは、今度の行為規制ではどういう形で規制されますか。
○末木政府委員 それは現行法にもございしますけれども、三条で、氏名、名称とか、どういふものを自分は売りに来たかその取扱商品等をまず冒頭に言ひなさいということの義務を課しておりますので、この規定で規制ができます。かつ、現行法はこれが訓示規定でございしますけれども、今度の改正後、それに違反した場合には行政上の措置の対象になります。指示の対象になりますので、その意図を隠して不当なことをやつたような場合に、必要とあればやめさせるための指示を出すことになりします。

○工藤（晃）委員 大臣、どこに行かれたのですか。大臣いないとちよつと続けられないな。——今、大臣のいない間やろうと思つて、いろいろ大臣に聞こうということが飛んでしまひましたから、また後でやります。いや、大臣がおられない間に質問をすること、大臣の御答弁を求めたいことがあつたのですが、後で求めます。

第一類第九号 商工委員会議録第十号 昭和六十三年四月二十日

行為規制のことで今のような答弁があつて、販売目的を隠すということでは非常に多いケースなんです。これは通産省も知つていられるでしょう。「月刊消費者」というのです。この中にあるケースで、例えば求人まがい商法。新聞で求人広告を見て応募して、営業担当として採用された。販売活動に入るとき、社員はみずから商品を購入してほしい。それで、健康食品一年分二十八万円購入してしまつた。しかし営業成績が上がらないのでやめざるを得ないというので、結局やめたということになっています。これが求人まがい商法。あるいはステンドグラスの講習会商法。これは内職をかたつたものだと思ひますが、広告で自宅製作ができる、講習会のお金を取られ、ステンドグラス製作機械二百五十万円を購入しなければならなかつた。結局つくつたものも買ひ取られず損だけ残つたというのです。

こういうものは、一見求人みたいであるし内職の講習会みたいであるけれども、明らかにこの業者は販売でもうけようといふことをねらつたものである。だからこそ「ストップ・ザ・悪徳商法」の中に載せられたと思うのですが、例えばこういう行為については先ほど言つた販売目的をどこで示さなければいけないかつたのか。恐らく広告の中でこれだけ内職をやつてもうけられますと言つたら、これは不実を告げたということに当たるのかもしないけれども、ともかくこういう行為はどのような形で行為規制がやられるのか、それを伺ひたいと思ひます。

○末木政府委員 今先生が挙げられた例は解釈の非常に難しい問題でございまして、具体的なケースに即して慎重にお答えしなければいけないものだと思いますが、一般論で申し上げますと、それがもし買う方にとつて商行為、買う方がビジネスをやるのだといふことの準備行為として、ビジネスのために必要なものを買ふんだということに

第一類第九号 商工委員会議録第十号 昭和六十三年四月二十日

なりまして商行為ということになりまして、訪問販売法が適用されないことになりまして。しかし、そうなりますと、訪問販売法の適用を逃れる手段を教えるような答弁はしたくないわけではございますので、本当にそういうことになるのか、それともそれはあくまで仮装であつて、買う人にとつて商行為ではないんで、真実はそうじゃないということに構成できれば訪問販売法の適用がもたらんていいます。

そうした適用があつた場合に、そのような行為をどうやって規制するかということではございますが、これは商品の品質そのものを偽ることではございませぬのでなかなか難しいと思ひますけれども、そのようなものについて今度の禁止行為、省令で定める方になると思ひますけれども、どんな手当てができるものか、これも工夫してみたいと思ひますが、今申し上げたように法律的には非常に微妙な問題があるわけでございします。

○工藤（晃）委員 今の答弁からも重要なことがわかつたと思うのですが、通産省がよりによつて挙げたその例についても、どうやって今度の法律で規制されるかわからないという大要自信のない答弁であつたといふことが一つ、それだけに行為規制といふのは、こういう行為をやつたらいかぬといふことをもつとつと具体的にどこかで書き込んでいかなければいけないといふことを示したのだと思ひます。

それについて、この前も参考人の方に伺ひましたけれども、例えば東京都消費者センターが毎月出している「今月の消費者相談」のことし三月号「若者の消費者トラブル」の中で「最近の傾向として販売会社が消費者に貸金業者の利用をそののかし、商品代金を一括払いさせるケースが増えている。」というところもあつた。それからまた「今月の消費者相談」昨年八月号「高齢者の消費者トラブル」を見ますと「高齢で働いていないことを承知で、「ボーナス月払い」を併用した支払い方法がとられていたことについては、販売会社・信販会社の大きな手落ちであると言へる。」こ

いうことがありますが、例えば行為規制の中に、お金がないよというときに、それは言っても定期預金があるでしょうとかいうことで一緒にやって行っておくさるというふうな行為だとか、あるいは高田馬場とか知らないけれどもサラ金業者のところへ連れて行って、ここで金を借りなさい、こういうことまでやるということを決定的な第一歩が始まるわけなのですが、そういうことも具体的に規制すべきではないか、そのことをごく簡単に答えてください。そういうことをやるのかどうか。

○末政府委員 好ましくない行為の類型としてはいろいろなことが挙げられておりますし、日本弁護士連合会は二十項目くらい列挙して参考人のときにもおっしゃったわけでございます。私どもは、まさにこれは技術的に詰めなければならぬ問題でございますので、一つ一つの事項についてこの席上では入れません、これは入れませんというふうにお答えするのはいかかと思ひます。心としては、消費者が期待をしていることをできるだけ取り上げたいという心でございますけれども、一般論として、ある程度の違法性があるというものでなければいけませんし、それから極めてまれな例ということではなくて一般的に行われ得る一般性がなければいけませんし、それから構成要件が明確でなければならぬと思ひます。その他、他法令との関係等吟味して省令をつくるつもりでございますけれども、心としては、常識で見てもこういうものは好ましくないぞというものはできるだけカバーしたいという心でございます。

○工藤(見)委員 省令をつくるときそういう点でなるべくカバーしたいのですが、それは真剣に具体的なものをとらえてやらなければいけないと思ひます。その点、日弁連の案でたしか二十一の類型があるし、これも一つの参考になると思ひますし、地方自治体によってはこういう問題でかなり苦労している内容の消費者保護条例をつくっている例が幾つかあると思ひます。

その一つとして、埼玉県消費者保護条例の中で不当な取引方法の禁止というものがあつて、そして不当な取引方法として一から十一が挙げられていて、その中に例えば「商品等の販売の意図を隠し、又は商品等の販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又は消費者を営業所等へ誘引して勧誘すること。」などがあつて、さっき言った「月刊消費者」が挙げたようなものなどはこれでやれるはずだと思ひわけです。ぜひこういうものも参考にしたい内容にすべきだというふうな私の意見を申して、次の質問にいきたいと思ひます。

それで、法の運用についてこの委員会でもいろいろ質問がありました。昨日、藤原委員からも質問がありましたので、私はこの問題について一番重要だと考えていることについて触れてみたいと思ひます。

先ほど来いろいろ件数が出されておりますから、私はもうここで繰り返すつもりはありませんけれども、大臣、先ほど伺ったと思うのですがもう一度聞いてほしいのは、六十一年度の通産省への相談件数が七千八百九十八件で、そのうち訪問販売と通信販売を合わせた千八百四十四件で、国民生活センターは六十一年度に受け付け件数が三十七万九千二百八十二件、二けた違うんですね。先ほどの通産省の相談件数に比べて四十八倍です。それからもう一つ、特殊販売が十四万二千二百二十七件であります。これは先ほどの訪問、通信販売の合計と比べますと七十八倍です。特に訪問販売だけについていいますと、通産省が千五百九十七件、国民生活センターが十一万四千四百二十二件、東京都の消費者センターがメコンスというデータベースを持っておりまして、この六十一年度の相談件数でも四万九千二百六十九件、それから特殊販売が一万七千三百九十五件で、東京都だけでも通産省のデータと比べると一けた上だ、こういう現実があるわけでありまして。

しかし、このデータは消費者保護の第一線で働いている人のところから東京都というメコンスというデータベースに入り、国民生活センターのバイオネットに入つていて、そこで、今どの地域でどういう手口がふえているのか、どういう業者がどういうことをやっているのか、これがどんなに集められていく。それが、通産省の方は一けた、二けたあるいはもっと少ないということとは、大きな情報ギャップといひますか、これからの消費者保護行政に与える影響というのは非常に大きな問題だと私は考えております。第一、通産省の方も、いわゆる早期警戒システムとかいろいろ言われておりますけれども、一けた、二けた、三けたも低いような量でいうと、これではいわずにデータベースとしての価値も余りないのではないかと、機動性もないのではないかと。そういうことに加えまして、では国民生活センターの方、企画庁の方は、そういうデータが集まってきたから行政的に手が打てるかというところ、これは権限は持っていない。訪問販売の権限は通産省が持っている。情報はこちらの系統に集まるけれども権限がない、権限のある通産省には情報が集まらない、このギャップをどうしていくのか、この点でひとつ大臣に伺いたいと思ひます。これは非常に重要な問題なんです。

そういうことに加えて、消費者保護会議というものが十八省庁と内閣総理大臣とでやられるというのですが、これがたつた年に一回しかやられないというのです。緊密に協力して進めていきまうと言つても、大臣クラスは年に一回しかやられないというふうなこの態勢はまことに心細いと思ひます。このあたりをどうするか。

それからもう一問、これは、今度大臣の権限を知事におろすということもありますが、具体的にどういう内容の権限を知事に移すのか。

時間もなくなつてまいりましたので、以上の点について答えてください。

○末政府委員 通産省に寄せられる件数が二けた少ないというお話でございますが、私ども、こういう件数で国民生活センターとか消費者セン

ターと競争するという考え方はおかしいものだと思ひますし、要は、先生御指摘のように、そういう情報を十分国全体としての確に活用して生かすということだと思ひます。

先生が言及されました早期警戒システムのことでございますが、今私ども、消費者協会のコンピュータにインプットするものとしてまだ検討を始めたばかりでございますので、とりあえず日常的に非常に頻りに接触している十一団体のデータを入れようということをやっておりますけれども、国民生活センター等の情報をこれにどういふふうにつなげていくかということも、同時並行に勉強していきたいと思ひます。それから、コンピュータ化が進まなければやれないのかということではございませんから、もちろんきょうからでもより一層の緊密な連絡をとりたいと思ひます。

それから、大臣レベルの会合の問題につきましましては、これは大臣がお答えになるのが適當かと思ひますけれども、私ども事務方といたしましては、日常必要があれば必要な都度開いていただくつもりでございます。

第三点の権限委任でございますが、一番件数が多くなると思ひますのは報告徴収とか立入検査でございますが、この辺を中心に、その他何を都道府県にお願ひするか、これは一方的にお願ひをしても受けないと言われるとできないわけでございますから、自治省を通じてよく御相談をしてみたいと思ひます。

○田村国務大臣 先ほど数委員のいろいろの御指摘に対してお答えいたしましたように、この問題をあらゆる面から、実行面でも一度自身勉強してみたいと思ひます。法律案そのものの勉強と、こうして質疑の内容を伺つた上での勉強とは、理屈と現実という面でもまた違う面が出てきますから、十分勉強したい。そしてまた、事務方にもびしびしと物を言いたいというふうにしていただければならぬことは當然でございます。特に、訪問販売等は被害者が庶民ですから、そこに思いを

いたさなければならぬというふうに考えております。

それから、大臣会合といいますが、限られた時間で大臣が物を言う。関係会議なんかそうでございますが、その前に十分事務方に詰めを行わしておく。しかも、それも事務方の一方的なことではなしに、その都度中間報告等をどんどんと大臣にして、そしてそれを踏まえて大臣会合に出ていくということが一番正しいことではなからうかと思ひます。

いすれにいたしましても、たくさん法律案がございます。どれもこれも皆非常に大切な法律案でございます。この法律案は一層大切なものだと私は考えております。何しろ被害者が庶民ですから、十分の勉強をしてみたいと思つております。

○工藤(晃)委員 これで質問を終わりますが、先ほど大臣がトイレに行つておられる間、一つ聞いてはしなかったことがあります。

それは、四年前の国民生活審議会の一部会の報告として、商品の指定制をやめるべきだという案が既に出ていたことや、アメリカやヨーロッパでは外すのが普通になつてゐる。こういう問題も含めて、大臣にぜひ検討してほしいという私の希望を申し上げまして、これで終わります。

○尾身委員代理 午後零時三十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後零時三十五分開議
○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。上坂昇君。

○上坂委員 各議員から質問が尽くしてゐるかと思ひませんが、私なりに質問させていただきます。

悪質商法の排除を目的として指定商品の預託に関する法案を提出し、我が社会党は現行訪販法の抜本的改正により悪質な商法排除を繰り込んだ訪問取引法案を提出いたしました。この指定商品の預託法と我が党の訪問取引法案の審議の中で、私どもが指摘をしまひました項目について、できるだけ早い期間に検討を加えることを通産省は約束したのであります。あれから約二年、今日、そのときの指摘事項を数多く取り入れ今回の訪販法改正案を提出されたことについては、遅きに失した感はあるにいたしましても、一定の評価をしてゐることを率直に申し上げたいと思ひます。ただ、その間、悪質な訪問商法が後を絶たず、被害者も年々増加の一途をたどつたことも事実であります。

そこで、まずただしたいのは、今回、訪販法の改正に踏み切つたいきさつ及び理由について、簡単に答えていただきたいと思ひます。

○末木政府委員 六十一年の当委員会での預託法の御審議の過程でいろいろ訪問販売全般について問題が提起され、また社会党の案が示しになつたこと、私もその当時の議事録を詳細に読んでおりますが、これはそのときの議論の一つの宿題というか契機と受けとめておりまして、通産省はそれ以来二年間勉強してまいりました。

いま一つ、経済の実体の方から申しますと、これはたびたび申し上げるやうに、最近の訪問販売をめぐる苦情の実態に即しまして、例えば定義の拡大あるいは行為規制の必要性等を感じたから立案したわけでございます。その間二年かかっておりまして、私どもは精いっぱいやってきたつもりでございます。今回御提案されているものについて、今その限りにおいて評価をするというお言葉をいただきました。大変ありがたく思つております。

○上坂委員 今のお答えでありますが、被害件数が続出して非常にいろいろな問題が提起をされたということが大きな改正の理由になつてゐるとするならば、消費者保護の観点がもっと明確に打ち

出されるべきではなかつたかと私は思ふのであります。そういう意味で、私どもはそこを繰り込んだ社会党の改正案というものを再び提出をしたのであります。

社会党の案は、開業の場合に届け出ることにしておるのであります。政府はなぜこれを拒否するのか、その理由を明らかにしていただきたいのであります。この届け出制度は、訪問取引を業として行ふものを行政庁が把握し、行為規制等の法律上の諸規制の実効性を担保するために導入しようとするものでございますが、これに対してこれを拒否するのは非常に不可解であると考えざるを得ない、お答えをいただきたい。

○末木政府委員 届け出制につきまして、これを開業規制と言ふべきかどうか議論があるかもしれませんが、広義の開業規制として私どもは許可制、登録制あるいは届け出制といふものについて勉強いたしました。省内でも勉強いたしましたし、研究会、産業構造審議会等でも御議論いただきましたが、結論的にはそのいずれも採用しなかつたわけでございます。

その理由は幾つかございまして、まず第一に、訪問販売は非常に多数の人が行つてゐる商形態でございます。例えば家庭の主婦が内職の形でやりますか、一定の限られた時間で訪問販売をやるときは、百六十万余の小売店が不定期に時々訪問販売をやるといふふうなこともございまして、そこで、このような多くのもの全部に網をかぶせるということが適切であるかどうかという点について検討いたしました結果、現在問題になつてゐる悪徳商法をやる業者といふのはごく一部でありまして、百万以上にも上る独立の営業者全部に網をかけるのは、それとのバランスにおいて適当ではないのじやないかということで、それが第一点でございます。

第二の点でございます。仮に届け出制という一番緩い制度にした場合でも、行政庁がこれに要する人員といふますか事務コストといふのが多大なものになります。届け出の受理をしまして、必

要なチェックというのはどうしてもしなければならぬから、それをやるだけで相当な手間がかかります。一方、苦情とか相談の件数といふのはこれに比べればはるかに少ないわけでございます。から、限られた人員は、具体的に寄せられた苦情なり相談なり、そこで名前の上がつてきた企業のトレース把握あるいは監督指導に充てる方が現体制として効果的であらうということでござい

第三に、届け出制あるいは登録制をとらなくても、今回行為規制を導入しておりますし、報告徴収、立入検査の規定も新たに入れることになつておりますので、これらの規定を活用してかなりの効果を上げ得ると考えたわけでございます。

さらに強いて申し上げれば、従来周々見られたケースでございますが、その悪徳業者といつたしますと、届け出にしても登録にしてもその番号などを隠して名刺に書いていたり会社の書類等に刷り込んだりして、いかにもオライライズされた企業であるかのようなものを使うケースもございまして、そのような悪用の問題も、つけ加えて見ればあるかと思ひます。

以上のような点を総合的に勘案いたしましたので、今回の改正においては届け出制を採用しなかつたわけでございますけれども、常に実態を把握しておくといい趣旨については反対ではございませぬ。これは先ほど申しましたように、具体的に寄せられてくる苦情、相談あるいは問い合わせ等から、私どもはしっかりとデータベースをつくつていくつもりでございます。

○上坂委員 今の答弁にあるやうに、いわゆる行為規制を導入してゐるからこれは大丈夫である、あるいはまたそうした届け出制をやると行政コストが上がつていくからこれは大変である。もう一つは、それが健全な業界の育成にはならない、一部の悪質業者を排除するものであるから、こういうお答えになつてゐるわけでありまして、実を言いますと、今訪販協会にとつて一番必要なのは、悪質商法の事件以来非常に低下してきた訪販業界

に對する信用の回復ということが今一番大切なことだろうと私は思うのです。それこそが本當の業界の健全なる育成であらうと思うのです。したがって、その健全なる育成をするためにはこれから、皆無というわけにはいきませんけれども、悪質業者をできるだけ排除していく、なくしていくということを中心になければならない。

同時に、それによる被害者をできるだけ少なくしていく、あるいはそれを救済していくということも、僕はこれに強く盛られていかなければならないと思うのです。それでない、全国の被害者に与えた訪販業界への不信というのはなかなか回復できないと私は信じているのであります。そういう意味において、変なことをやる業者に對してはいつでもすぐに実態的に把握できるように体制をとっていくのではありません、迅速な対応をすることができないだろう。そこで私は、いわゆる登録制であるとか届け出制であるとかといった開業規制の問題が今提起をされている。その中で、登録制というものが非常に多くの問題があるならば、せめて開業の届け出というものでこれを押さえるということをやることが、行為規制のその規制をより強化することになるし実効あるしめることができる、こう信じたから出したのであります。この点についての今のお答えについては非常に不満であります。

同時に、行政コストの面でありますが、この間申し上げましたように、特許庁に行つてごらん下さい。あれだけの人数であれだけのいわゆる願書を受け付けて、それをみんなが審査して、そしてそれに結論を出して一つ一つ処理をしているという実態を見たとき、届け出制でファイルするぐらいのことでは行政コストが上がるなんというの、行政の怠慢だと私は思う。そういう考え方だから本當に悪質業者をつかむという形が出てこない、こういうふうには言わざるを得ないのであります。そういうことを私は考えているのであります。これが、これについて、そんなことは絶対ない、絶対自信を持って排除してみせる、こう断言できます

か、お答えください。

〔委員長退席、尾身委員長代理着席〕

○末木政府委員 先ほど申し上げましたように、私は行政コストの点について、限られた行政体制といえますか能力を効果的にどこにつぎ込むべきかということを最終的に考えたということをお願いを上げたわけでごいまして、人員なり経費なりをこの問題につぎ込むことをためらうとか惜しむという意味ではございません。限られてるものを悪質なところに集中的につぎ込むということを申し上げたわけでごいまして、したがって、その体制で全力を尽くしてまいる所存でありまして、私ごときが絶対という表現を使うのはいかばかりと思ひますけれども、我々いろいろ考えて、先ほど申し上げたような体制で効果を上げ得ると確信をして御提案申し上げているわけであります。また、成立後は全力を尽くしたいと思ひます。

○上坂委員 したがって絶対に私どもの提案を受け入れることはできない、こういうふうにならうわけですか。

○末木政府委員 考え方について、社会党案の考え方がおかしいということ申し上げているつもりではございませんけれども、今回の制度としては、この時点におきましては原案で御理解いただきたいと思ひます。

○上坂委員 そこで、先ほどその考え方の一つとして、いわゆる非常に多数の人が行つて、家庭の主婦のパートタイマーであるとか内職であるとかというような営業がそこに存在をしている、したがって届け出をしなさいと登録をせよというところは非常に難しい、ここが私は非常に問題になるところだと思ひます。大体、家庭の主婦のパートタイマーであるとか内職というのは雇用形態としてつかまなければならないと思ひます。それでないと、実際にそれを業者としてとらえるならば、品物を提供する方はこれは訪問業者でなくなっちゃうのです。訪問業者というのは、あくまでも消費者と直接に取引をする者が訪問業

者なんでありまして、したがって、この品物を提供する方は卸売業者となつてしまふ。このところを整理していかないと、本當の訪問販売に對する規制というものが行われないうふうに私は思ふのです。

そこで、届け出制の問題ですが、やはりこうしたパートタイマーであるとかそういうものは雇用関係というものに置きかえて、そしてそこで業者として組織的に品物を売っている者、あるいは企業もあるでしょうし個人もあるでしょうが、それを届け出の対象にするということになれば、何十万とか何百万というような主婦の登録あるいは届け出は必要がない。そういう方法がなぜとれないのか。そうすれば行政コストが上がるはずはないのです。要らないわけですよ、数が非常に少なくなるのだから。いわゆる訪問販売協会に入っている業者あるいは通販に入っている業者も数は非常に少なくなるわけですよ。そういう意味で私たちは、いわゆる雇用関係というものをどういうふうにするのか、そのところをこれから研究をして、これは本當にはつきりとしたものをつくり出して、これにだかなければならぬと思ひます。それではない、この訪問販売業のトラブルというのは後を絶たないのではないかと感じます。その点についての決意のほどをひとつ伺ひをいたしたいと思ひます。

○末木政府委員 この届け出制あるいは登録制の問題の検討の過程におきまして、膨大な数に上るセールスマンと会社との関係は一体どうなっているのかというのを、実際に当たつてチェックをいたしました。

いろいろな形態がございますけれども、大きなカテゴリーで分けますと、例えばある会社のケースでは、委託販売先として地区販社というのがあつて、あるいは一次代理店、二次代理店等がありまして、そしてその下に主婦等がいます。それぞれは地区販社が法律上の販売業者だという形でございまして、また別のケースで見ますと、会社は単なる

る卸だけでありまして、消費者との販売の名義人にはなりません。間に立つてゐる主婦である販売員がこの会社から商品を買ひ取りまして、その販売員つまり主婦自身の名前を用いて、その名で売買契約を締結してございまして、これは数十万人のケースでございまして、そのほかいろいろな組み合わせがございまして、ある会社のケースでは、七千人のセールスマンがいますので、二割が委託というケースがございまして、それからまた、別の会社ではそれが九割、一割というケースもあります。逆に社員が二五%、委託が七五%という会社もございまして、それから全部委託だという会社も相当ございまして。

その委託のケースにつきまして、契約書によりますとどういふ法的地位かというものは、似たような表現でございまして、若干表現が違つておりますが、販売員は独立の事業主でありますとか、あるいは販売員は当社の従業員ではありませんとか、裏から書いたりいろいろ表現をしておられますけれども、結論をいたしましては、そうではないだろう、やっぱり売買契約の主体は会社自身ではないかということを決めつけることができるようなことにはなつていない。やはり一応いろいろ書き方はしておりますけれども、その間に委託が入つてゐる場合には、委託を受けた人が消費者と売買契約を結んだという形がとられております。しかしこれを経済の実体から見ました場合には、それは単なる手足にしかすぎないのではないかと、決められた枠の中で決められたやり方で売っているだけではないか、法律上の名義人ということだけで実体を判断していいのかという疑問も生じないわけではございません。そういうケースもないとは申しません。しかしこれは非常に難しい問題でございまして、どういふメルクマールで売買としての経済実体、実態的な主体が製造、元売をしてゐる会社であつて、中間の人は実質上その従業員にすぎないのかどうかというのを、契約書以外のいかなるメルクマールでそういう認定

しかし、この問題はいろいろな観点からさらに究明すべき点もあると思いますので、そしてそのに究明された結果が仮にもおっしゃるようには大方は製造、元売企業が販売主体であるということになれば、おっしゃるようには販売業者の数は大変減ってまいりますので、行政的に把握するのに楽になつてくることも事実でございます。この辺は千差万別の契約書がございますが、私どもは引き続き研究したいと思ひます。

○上板委員 企業であらうと個人であらうと人々を使用して訪問販売の業務を行っている、それがいいわゆる買取り制であらうとあるいは委託であらうとというふうな形で組織的に行っている場合場合には、これをいわゆる訪問販売としてつかむという

形のを、私はぜひ研究してもらいたいと思うのです。そういう定義の仕方があると思うのです。これをやらないでほうっておいて、いつまでも何十万いるから登録ができないとか何十万いるから届け出ができないという形だけ言っていたのでは、進歩がないと思うのです。そこところを研究していただくようにお願いをいたしたいと思っています。

そこで、条文の条項に質問を移してまいります
が、まず第一番に、役務を加えた以上は訪問販売
というのではなくて訪問取引法というふうに改め
るべきだというふうに私は思うのです。私どもの
提案をしている法案は、訪問取引法とはっきり出
ているわけです。ところが、質問をいろいろやつ
てまいりますと、訪問取引も訪問販売等にくく
る、こういうふうなことを言う人が通産省でい
る。「等」というのは、あるいは通信販売である
とか第三章の連鎖販売、こういう取引を「等」と
いう名前で行ったんだと思うのです。したがっ
て、物の販売を中心にしてきた法律の中で役務と
いうものが新しく取り入れられたとするならば、
明らかに販売ではなくて、販売を含めた取引とい
うものに改正するのが妥当であろう、私はそうい

○末木政府委員　御指摘の点は、私どもも実はど

うすべきかということで検討したわけでございます。しかし結論としましては、他の立法例等にも倣いまして現行の名前を維持したわけでございますが、参考までに似たような法律を見ますと、例えば割賦販売法、この中には前払い式特定取引、冠婚葬祭互助会等のあれでございますが、こういう役務の提供を含むものも入っておりますとか、それから中小企業団体組織法の中でも例えば役務の販売価格という用語があったりしまして、法的には役務が入ったので、その役務の提供の契約を含めて販売とくくって非常におかしいということとはもちろんないわけでございます。

そこで、最終的にどうしたかということですが、いろいろ考えましたけれども、訪問販売というのが制定されて十二年、かなり言葉よくしてなじんできておりますものですから、また雑誌の販売という言い方も決して間違いないし、おかしきもないということもございまして、ですから、先生おっしゃるような訪問取引という言葉も十分それはあり得たとは思いますが、せつかく十二年なじんできた名前で格別支障がなければこれでいこうというふうに考えたわけでございます。

○上坂委員　なじんだから取りかえないというのは何とも方法がないので、それじやいつまでたつたって法律の名称なんて変わる道理はない。なじんだものはそのままずっと続いていつて、中身だけちょっとひねっていいばいいというのでは納得がなかなかいかない。その点は納得がいきませんが、時間の制約がありますから次に進みます。

第二条の三項の指定商品の定義の中で「日常生活の用に供される物品」これが現行であります。ところが今度は「国民の日常生活に係る取引において販売される物品であつて政令で定める」ところになつておるわけですが、一体これはどこが

○末木政府委員 現行法の二条の「日常生活の用

に供される」というのは、もう恐らくコメントに必要としないくらい明らかだと思いますが、まさに日常生活で実際に使われるものということでございます。改正法案におきましては「主として日常生活の用に供される」という文言を削除いたしまして、そのかわりに「国民の日常生活に係る取引において販売される」という表現に変わっております。その変化は、国民の日常生活、これは解釈を要しないと思いますが、日常生活の場で取引される、つまり職業上の機会、職業上の場で取引されるものではなく日常の場ということでございますから、典型的には家庭でございますし、あるいは散歩、買い物途中の路上のこともあるでしょうし、あるいはいろいろな余暇活動でどこかのクラブの会合に行くこともあるでしょうが、そういう日常生活の場において取引される、販売される物品というように変わったわけでございます。

具体的な結果といたしまして何が生ずるかと申しますと、日常生活で使わなければならないけれども家庭あるいは路上等で売られるものを指定し得ることになったわけでありますが、典型的にはこれは貴金屬でございますし、それから、従来日常生活の用に供するものであるのかどうかや疑念があった例例えば墓石なども、そういう疑念を一つ考える、検討する必要なしに、家庭に売りに来れば当然この要件に該当いたしますから、指定し得ることになりました。ついでに、ついでにというのはなんですけれども「定型的な条件で販売するのに適す

る」という現行法の規定がございますが、これも何が定型的な条件かというのが非常に紛らわしい概念でございますし、これで特に限定をしなればならないということはないだろう、もっと広く指定していいんじゃないかということでございまして、恐らくこれによって注文品なのものが、従来やや疑問があったかと思われるものも、全く法律上の疑念なしに指定し得ることになると思いま

○上坂委員　今の日常の生活の場でとらえられ

る、そういう品物については大体これをつかむことができる、こういうことになりますと、日常の場に関係があつて日ごろ使つてなくても構わな
い、そのことについては指定商品としてできる、
こういうふうに考えていいということですね。
それからもう一つは、これからいろんな商品が
開発されてくると思うのです。我々が全く予測の
つかない商品、製品の開発が行われる。そういう
ものがどんどん後から出てきて、それがこの訪問
販売法の要質商法の対象になってくるというよう
なことになってくれば、そこで迷わないようにこ
れは迅速に指定商品にしてしまふという決意がな
ければ、これは私は空文化してしまふおそれがあ
ると思うのです。そういうことについて、ずっと
先をにらみながら、商品の開発なんかをにらみ
ながら、こういうものが出てくるだろう、こうい
うものが出てくるだろうということを考えながら行
政は対応していく、こういうふうにするという決
意をいただきたい。

そのためには、まず一番必要なのは、やはり第一線の消費者センターとか生活センターに働いている人たちが日常接触している問題をよく把握することだと思うのです。そこからいろんな商品、新しい商品が生まれてくるのですね、対象が生まれてくる。だから、これを抜きにしてやっていったのでは、いつまでたっても後追いになってしまうのではないかというふうに私は思うので、その点に十分注意をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○末木政府委員 指定制をとっておりますのは、規制は必要最小限にという基本理念に基づいているものではございますけれども、できることなら指定はなるべくしたくないんだということでは全くなじみませんので、御指摘のように、的確な情報に基づきまして機動的に指定制を活用してまいる所存でございます。

○上坂委員 その的確な情報を得る努力に対して

期待をします。

次に、第三条の「訪問販売における氏名等の明示」これは何を明示するのですか。文書で明示するの、あるいは口頭で明示するの。

○末木政府委員 これは、基本的には現行規定と同じ義務づけでございますけれども、販売業者は訪問販売をしようとするときは、相手方に対してその氏名または名称、それからその取り扱い扱う商品、今度追加されます権利、役務を含みます、がどういふものであるか、これを明らかにしなければならぬという規定でございます。口頭でも書面でもいずれでもよいわけでございます。両方あれば一番いいと思います。

現行法ではこれは訓示規定でございます。これに違反した場合の制裁がございせん。改正法におきましては、これに違反した場合に、直ちに罰則はかかりませんけれども、改正法の五条の三の「指示」の対象にしております。つまり、氏名等の明示をきちんとしていない、それによって消費者の利益が損なわれると認められる場合には、大臣が改善のための指示を発することができ、その指示に従わなければ罰則がかかる、こういうふうに強化をいたしております。

○上坂委員 文書か口頭かどちらでもいいということではなくて、これは文書でちゃんと明示をするということに政令で決めていただきたいというふうに私は思うのです。というのは、口頭では証拠が残らないのです。一々向こうの言うことをとらうと思つてこれを持っていく人はいないんだから。だから、これは必ず文書でやる。その文書は決して難しいことは要らないと思うのです。せめて、勧誘は対面で行うわけですから、そのときにどんな商売だつて名刺なりなんなり出すのですよ。保険の人だつて何だつて、名刺を持って歩かない人なんか今どきいないのですよ。だから、名刺に日にちを入れるところを書いておけばいいのですよ。何年の何月の何日に私はあなたを訪問したということがわかれば、これは届け出制をしなくても、それにかわるような効果を持つことがで

きるのです。

これをやらないから、訪問した人と品物を買るときはまた違ふのですよ。説明に行く人はまた別の人が行くわけですよ。そういう場合がたぶんあるのですよ。その人と接触しておいて、そしてちよつと呼んで、君が今度やつてくれということになつて別の人が行つて説明をして、そしてそこで買わせてしまふ。セールストークの非常にうまい人がいるのですよ。そういうものが日常茶飯事に出てきておるのですよ。ですから必ず、行つて人と会つて、これは路上であろうと何であろうと、いわゆる自分の意思でもって品物を販売しようあるいは役務を提供するという場合には、名刺か何かを書いてそして渡す。このことによつてその人が信用できる。あるいはまた、その人がおかしなことをやれば、これは後で実態を把握することができ。そういうような、本当に消費者の立場を考えた、しかも相手に對してコストが絶対かからないのです。名刺を渡すぐらいのコストを営業費の中に入れないで、いい商売ができるでしょう。できるわけがないのですよ。それを野放しにしておくから悪質商法に利用されてしまうのですよ。だから、悪質商法に利用されないような形を私たちはできるだけとていかなくちやいけな

い。そのために、私はこの前の法案のときも、いわゆる対面勧誘の場合に必ず相手の人に出しなさい。これは、その次の第四条におけるところのいわゆる書面の交付とは違ふのです。これは契約をした時点で出すものでございますから。何も契約をしなくても「販売をしようとする」と、こう書いてあります。『販売をしようとするとき』とは、私は、販売する意思だと思ふのです。意思がある、目的があると思ふのです。『販売をしようとする』目的があるときにはそういうものを提示することが必要なんです。だから文書でやりなさい、その文書は簡単でいい、これはコストは決してかからない、そういうふうには私は思うのですが、これをどういうふうにお考えになりますか。

○末木政府委員 私、人を訪問して何かをしようとするときに名刺を出すというのは極めて常識的なことだと思ひます。仮に、私のところに物を売りにきた人が名刺も出さないで何か話を始めれば、ちよつとこれはおかしいんじゃないかと素直に思ひます。したがらして、名刺を義務づけすることが全く不当とか規制が過ぎるとかいうふうには思ひないのです。これは、仮に名刺を渡すといつた場合にどの時点で、個人的な話で済めども、違反が起きるのかということ、その時点についてなかなかコンセンサスがでなかつた。つまり常識的には極めて明らかでござい

ます。

「販売をしようとするとき」に該当するかというの、いろいろなケースを考えますと、必ずしも法律的には一〇〇％クリアではない。そういうことで必ずしも文書ということにしなかつたわけですが、そうすると、じゃ口頭でも同じじゃないかという議論も出てまいります。そのところは、法律的にはそういう議論もいろいろあつたわけでございますけれども、指導に對しては統一的教育登録証を必ず見せるといふ指導をしておりますけれども、今後はこれに加えて、指導をできるだけ名刺のような形のものを渡すようにという指導について、できるだけ前向きに考えてまいりたいと思ひます。

○上坂委員 協会に属している人に対しては、協会が法律にちゃんと明示されて位置づけされるわけでありまして十分な指導もできると思ふのですが、その網の目の外から逃れている者に対しては指導はできないのです。だけれども、法律ではこういうことが決まつているのだということになればやらざるを得ない。そうすると、網の目の外から外れようとしている人は、どっちでもいいというならば文書は出さない、口頭でやつてしまふ。私は、そういう考え方の中に実態をつかんで

いないと言わざるを得ないのです。消費者センターなどに聞いてもらひなさい。みんなだれが自分のところへ訪問してきたんだかわからない、何をあれしているんだかわからないんだけれども、いつのまにか催眠術にかかつて買わされてしまふというのが訪問販売の悪質商法の実態なんです。ですから、それを少しでもなくすためには、きちんとしたものにしていかなければいけないのです。幾ら議論したつて、実態がわからないで議論しているのでは何にもならないのです。実態から発生してどうするかということ、これを、これからひとつ勉強してもらひたい私は思ふのです。そこで、先ほどから問題になっておりますけれども「販売をしようとするとき」というのはいつなんだ、どういふ状態なんだ。訪問者あるいは勧誘員、セールスマンが販売の意思を表明すること、これを意味するの、あるいはまた販売しようとする意思を持ったときがそのときなのか、このところをはつきりしないといふこともまた空文になつてしまふ。私は、この第三条が出てきたということは、通産省も大分進歩したと率直に思つてゐるのです。正直言つてそう思つてゐるのですが、そのところが抜けているわけです。そのときといふのはどういふときですか。

○末木政府委員 法律的に非常に用心深くお答えするとかえつて消費者保護にならないかもしれないと思ふのですが、そういう意味でや大ざっぱでございますけれども、消費者と接触するときに、おけるだけ早い時点でこれは考えるべき性質の問題だと思ひます。ですから、常識的な普通のケースで言ひますと、こんにちにはと言つて入つていつたときということになるわけでございます。もしはつきりしないという御指摘でございますれば、これは具体的なケースに即しまして、悪いことをするときにはかなり計画的、意図的にマニュアルをつくつてまでやるわけですから、そういう典型的なものにつきましては五条の三の「指示」の中で、具体的にこういふ時点でこういふふうにならなければいけないというふうに改善の指

示をかけるということで、実効あらしめるものにしたと思います。

○上坂委員 自信を持って五条のところでそうして実行できるようなことにするというところであるならば、それはそれで私は納得をしたいとは思いますが、これは非常に重要なことでありまして、口頭では絶対証拠は残らない。それから、証拠を必ず残しておくということになれば、一番先に来た人が勧誘をしたんだ、そして説明する人は別な人でも、勧誘した人をつかまえることができるわけですね。これを実態把握することができるといことが第一点。

それからもう一つは、名刺なら名刺を渡す、そのときの意思ですね。意思というのは、例えば道路で会ってその人をつかまえた場合に、その人に話しかけていくときにはもう既に意思が働いていると見るべきだと私は思うのです。そうでなければ、何も関係もないのに、あなたなんと言わなければならないのだから。そうすると、そこに意思が働いているということなんです。それがこの「しようとする」といふことは私に思うのです。そうすれば、対面をした場合、あるいは家を訪問してからつとあけてそこへ入っていった、おりますか、私の話を聞いてください、こう言ったときにはもう既に意思を持っていてということにそれは考えなければいけないのです。そういうときにはちゃんと名刺を出して、そして自分はどういう者であるということを明らかにするような状態をつくり出していくことが必要であらう。

このことは、私が幾ら言ったってやらないということになればだめなのですが、これはやれるでしょう、こんな簡単なこと。常識的に考えたら、あなたとだれかが会ったときに名刺を出さない人がいますか。皆出すでしょう。そんなものを持って歩くといいのです。それを、それはコストがかかるから、業者の手間がかかるからなんて、そのくらしいの手間をかけなければ立派な商品は売れないのですよ。カタログはすばらしいものをつくって売っているでしょう。豊田商事のカ

タログなどを見てもらいたい、すばらしいカタログだから。ああいうものを持っていつて売るのはですよ。それに名刺をつくらう、うちには販売員が十万人いるから十万人名刺をつくらう、それが大変だなどという業者は、これはろくな商売ができないと思うのです。ろくな商品は売れないと思うのです。そのところを十分考えていただきたいと思うのです。ですから、五条で政令でできると縛るということであるならば、もう一回その意思をきちんと書いてください。

○末木政府委員 繰り返して申し上げますけれども、私も基本的には、こんにはちと書いてドアをあけて顔を合わせたときがその義務がかかることだと思ひます。

それから、先ほど私間違えてあるは五条と申したかと思ひますが、失礼いたしました。もしそうであれば、正確には五条の三でございませうけれども、五条の三で、主務大臣は次の場合には必要な措置をとるべきことを指示することができるといふ規定がございませう。この規定に基づいて、悪質な業者が故意に計画的に意図を隠して話しかけて、そうしてお客さんを引きずり込んで実はいふふうにしていくような典型例がございませうが、そういうものに對しては、こんにはちと言つてあけたときに氏名を明示しなければならぬ、名刺を渡さなければいけない、そういう指示を出すという形で悪質なものに對処してまいります。

○上坂委員 それでは次に移りますが、第四条の書面の交付の問題であります。この書面を交付する場合に、法律に定まっている要件、書かなくてはいけないことの要件を欠いた書面を交付したときは罰則にすることができるといふことかというところが第一点。

それからもう一つは、商品の品質等についても必要な内容を入れるべきだと私は思うのですが、その点についてどう思われるか。というのは、通信販売のときにはカタログの中にその商品の性格が書いてあるわけですから、そういうものをこの契約

書、書面の中に示すということが必要であらう。クーリングオフだけではなくて、自分のところの商品の信用性それから有益性というものをきちんとうたえるものを入れるような形で指導していくことがいい商人を育てることだし、いい商品を開発させることになると思ひます。その点で、これはいかがでしょうか。

○末木政府委員 法律の二十三条の一号で「第四条、第五条又は第十四条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者」に對しては五十万円以下の罰金がかかることになっております。そういう意味で、第一の御質問に對しては罰則がかかるということでございます。

それから、商品の品質、性能等を記載させるべきではないかという点につきましては、それは好ましいことだと思ひますけれども、品質、性能をどこまで書いた場合に義務を満したことになるのか、これは一つ一つの商品について大変難しく、具体的にどの程度欠いたら違反なのかというのには一律には確定しがないと思ひます。例えば電気製品で、掃除機について非常に吸込み力強いというものはよく書いてある、しかし電気代について何も書いてなかった。電気代について書かないのはけしからぬという気がいたしますけれども、何と何を書いたならばいいのかということとを一律に法定することが大変困難でございませう。

このことは訪問販売だけではなく店頭で買つ場合、この品物はどんな品物でしょうかと聞いて買つ場合も共通の問題だと思ひますので、商品の売り方一般論の問題として、重大なことではございませうけれども、訪問販売法としてそこまで法律で立ち入るのはいかがかと思ひます。ところで

○上坂委員 店頭売りと訪問販売の場合は、品物に對する選択性、数の上で随分違うのです。店頭に行けばずらりと並んでいるわけですよ。ですから、選択性が非常にあるわけですよ。ところが、訪問販売の場合というのは数が限られているのです。そんなに持つて歩けるわけがないんだから。通信販売のときだって同じです。ですから、通信販売のときにはちゃんとその品質が書いてあるわけですね。私は、一番その品物にとつて特徴的なもの、それから有用性といふものか、そういうものはやはり明らかにするようにならうにこれはやっていくべきであると思ひます。もしできないならば、それは各業界に對してちゃんと指導していく、新しく出てくる業者に對しても影響のあるように指導していく、こういう形を進めていっていただきたいといふふうに思ひます。

そこで、第五条の行為規制の問題であります。現在非常に多くのトラブルが出てきて、各種の苦情が消費者センター等に寄せられていて、そういうところからこの規制措置を今度法制化するということになったのだらうと私は思ひます。そこで、今度とつたこの規制措置でどの程度防止できるという、自信のほどをお聞かせをいただきたい。

○末木政府委員 もう申し上げるまでもないと思ひますが、現行法では消費者保護のための措置として、行政庁が直接介入してこうしろ、ああしろという規定もございませうし、あるいは業者の行為に對して、一定の行為に對して罰則がいきなりかかるという規定も書面の交付を除いてはいきなりございませうが、今回、行政庁が指示を発したりあるいは業務停止を命令したり、その旨を公表したり、あるいは一定の場合には直接罰則がかかたり、あるいはまた指示違反、業務停止違反に罰則がかかたりという形で制裁措置が加えられることになったわけでございます。これはどんな業者でも、やはり刑罰をもつて制裁されるということになれば大変なことではございませうから、なおかつ、行政庁が具体的なケースをつかまえて具体的な指示を発するということは、これはまた非常にわかりやすい話でございますし、大変効果のある規定を盛り込んだつもりでございます。さらに、これらを実効あらしめるために、現在

までのところは立入検査、報告徴収の権限がなかったわけでございますけれども、したがって、かつていろいろ問題になった悪徳業者の場合にも、来てくださいますというところで役所に呼び出して、協力によって話を聞き事実を知っていたようなことでございますが、今度は権限を持って立ち入ることもできますので、そういうすべてのものを有効に活用して、悪徳商法の撲滅のために有効に働かせたいと思います。

○上坂委員　そこで、警察庁の方にお伺いしますが、今の訪販法の不備の中で、大変苦勞をして悪質商法の摘発、排除に努力をしてきたことについては、私も十分認めております。しかし、なかなかの被害者の側からいくと、いわゆる迅速でなかったとか対応が遅いとか、あるいは本場に摘発してくれたのかどうかというような疑問を持っているということも事実であります。悪質商法をなくすには、悪質業者に対してはやはり警察権力の摘発が一番効くのです。ちゃんとした商売をやっていたら、警察なんか全然恐れることはないのです。だけれども、悪質業者にとっては、警察権力が介入していくということが一番怖いのです。恐れるところでもあります。

そこで、その悪質商法をなくすには摘発にまさるものはないというふうに言われておりますが、今後、十分この対応を私は希望したいと思うのですが、今回のこの行為規制の条項で一体どのぐらい網をかけていくことができるか。先ほど数議員に対して答えられたことを聞いておりますけれども、それを合せてもう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○五十嵐説明員　今回の改正案を見ますと、従来の政令指定商品に加えまして指定役務、これはシロアリ商法とかいろいろあったわけですが、指定役務やあるいは指定権利、例えば資格取得講座、こういった悪質商法がございましたが、そういったものが規制の対象になっている。あるいは、キヤッチセールスやマルチマがい商法が規制されるようになっていく。それから禁止行為といったしま

して、売買契約等を締結させ、または売買契約等の撤回、解除を妨げるために「人を威迫して困惑させてはならない。」などの規定が新設されたというところ。それから、書面交付関係についていいますと、従来の規定が相当整備されているということがございます。こういったことを見ますと、悪質業者に対して抑止効果が相当期待できる上に、取り締まりの面でもより効果的な対応が可能になったものと考えております。

警察といたしましては、今回の法改正の趣旨を踏まえまして、この改正法案の罰則規定を初め各種法令を適用して厳正な取り締まりを行うとともに、関係機関、団体との緊密な連携のもとに、効果的な広報活動あるいは啓発活動を推進いたしまして、消費者被害の未然防止、拡大防止に努めてまいり所存であります。

○上坂委員　今の話を聞いてみると大体大丈夫だなという感じがするけれども、なかなかそうは問屋が卸さないというのが実態だろうと思うのです。

そこで、警察庁として、この法案ではまだまだ不備なんだ、もう少しこういうふうにしなればだめなんだということがあるら、これはひとつ遠慮なく言ってもらいたいだけどもね。これが一番大切なことです。それでないと改正する意思がないから、それが証明されて初めて一回見直す、こういう格好になるわけだから、これはぜひあなたが、個人的な考え方でもいいから、持っていたら言ってください。

○五十嵐説明員　非常に難しい質問なんです。先ほど来話が出ていますように、悪質商法というのはいろいろな形態がございまして、社会情勢とかあるいは経済情勢の変化に応じていろいろな商品も出てきますし、また、販売の態様もいろいろ異なっております。

ただ、訪販法を今回の改正案の前の段階と比べてみますと、今まで、現行の訪問販売法で規制の対象外である役務の提供とか権利の売買あるいはキヤッチセールス、マルチマがい商法、こういう

たものにつきましては正面から規制する法律がなかったものですから、警察といたしましては、刑法の詐欺罪とか恐喝罪はもとより、各都道府県の迷惑防止条例あるいは押し売り防止条例、あらゆる法令を適用して検挙活動を行って、消費者被害の未然防止、拡大防止に努めてきたわけでございします。今回の改正案によりまして、先ほども申し上げましたように、相当規制の対象が広がっているというところで、有効な取り締まりが行えるものというふうに考えております。

○上坂委員　通産省にお伺いしますが、クーリングオフについてであります。

政府案は、申し込み書面または契約書面を受領した日から起算して七日間、こういう格好になっているわけでありまして、いわゆる発信主義であるから、文書によるものに限るのではないかと、いふように私は思うのですが、その点についてのお答えをいただきたいのと、それから、社会党案ではクーリングオフの期間を十日間にする、あるいは最終日が取引業者の休業日のときは営業開始日までこれを延長する、こういう規定を足しているわけでありまして。したがってもう一つは、起算については商品の引き渡し完了したとき、いわゆる品物をもらったとき、預かったとき、または役務の提供があったその日から適用する、こういうふうになっているわけでありまして、これがどうしてできないのかというところがまた疑問なんです。そここの疑問をひとつ解いてください。

○末本政府委員　おっしゃるとおり、政府案の第六条では、法第五条またはその四条もございします。その書面を受領したときから起算して七日間がクーリングオフの権利を行使する期間だということになっております。起算点について、書面を受領したとき、つまりその書面に今度、あなたはクーリングオフができますというところを書かせるわけでございますから、それを知らされたときというところは、物の考え方としては、おおむね契約のときからということにはほぼ近いのを実務的に明確にしたわけでございしますけれども、それでは

なぜその起算点について、物の引き渡しとそのとき以降であった場合には引き渡しの時点からということにしないかということでございますが、二つございします。

まず基本的には、これは釈迦に説法でございますけれども、訪問販売についていろいろの特則を設けておりますのは、消費者の方の積極的な意思形成によって売買契約が取り結ばれるのではなくて、受け身で売買契約が結ばれる。物を買に行く場合には、それなりの胸算用をし考えを持って買に行くわけですから心の用意があるわけですが、訪問販売のときはその用意がないというところに着眼しているわけでありまして、したがって、その品物が気に入るとか入らないとか品物が思ったほどよくないとか、そういった点に着眼した制度ではないわけでございます。そういう観点から、契約時点つまり契約に向けての意思形成が行われた時点で、その意思形成の過程の欠陥といたしまして、通常の売買契約における意思形成の過程と比べた場合の消費者側の不利性を補う、そういう意味で、物の引き渡しとか契約の履行の内容とは理論的には関係がないというのがこのクーリングオフの制度の基本的な考え方でございます。

したがって、物の引き渡しという考え方をとっていないわけございまして、実務的にも、引き渡し期間が例えば契約をしてから一カ月、来月何日にお渡しします、こういうことになった場合、常識的に考えても相当長い期間がその間にあっていろいろ再考する時間が十分あるのに、品物が翌月届いてそこからさらに七日間クーリングオフの権利を設けるというのは、そこまでやる必要があるんだろうかなという感じがいたします。あるいは、何ほどの加工を要するような品物がございします。衣類とかカーテン、じゅうたん、いろいろございしますけれども、そういったものについて注文を受けて、つまり契約を結んで若干の加工を加えて、そしてそれを何日後かにお届けをした、そこから起算されて七日間でまた返されるというこ

とになりますと、これは今度は売る方にとってはかなり酷なことになるのではないだろうか。現在、私も御提案申し上げている形の計算であれば、そういった点については、業者が自分でする判断をいたしまして、これはそれを何センチ切つて縫製してお届けしてもクーリングオフされることはないんだと確信したらば、クーリングオフ期間中でも配達してしまえば、その本人の責任で判断の問題でございまして、もし心配ならば、書面を交付してクーリングオフができますよということをお知らせしてから七日間たつてそして品物をお届けする、これはもう業者の選択の問題でございまして、そういうことがなくなつてしまふという問題がございまして。

それから、役務の場合につきましては、これは六条の五項でございまして、特に今回、クーリングオフをされた場合には、既に役務を提供してしまつてある場合でもその役務の対価その他の金銭、それに相当する金銭の支払いを請求することができないということにしております。といひますのは、これはかなり思い切つた規定だと思ふのですけれども、物の売買の場合には、クーリングオフされた場合でも、先ほどのような加工を加えるものについては業者側の負担が問題ですが、通常の品物であれば新品同様の姿で物を返してもらふ、そうするとお互いに原状回復するわけですから、業者の方は物を返してもらふ、それで大きな損害は生じないわけですから、役務の場合については、今度は役務を返すことができないわけですから、返すことができないと、業者の方からすればそれだけ不当利得が消費者の方に生じたんじゃないかということで、原状回復で不当利得の返還請求をされてしまふと、役務を返すから不当利得はないんだといふことができないものですか、何のことはない、役務はどうしようもない、一たんやつてしまつたらクーリングオフのしようがないということになるのですから、クーリングオフの規定を生かす意味からこの六条五項というのを置いたわけがござい

います。

しかし、役務の提供をしてから七日間ということでありまして、この六条五項がある限り、今度は余りにも提供した業者側に酷になりまして、役務を提供すると、消費者がその気になれば全部ただ働きになつてしまふ可能性が法的には生じてしまふので、事実上の禁止に迫らざるを得ないところになります。私も、事実上の禁止までするのは行き過ぎだと思つておりますので、特に役務についてはそういう難点がございまして、物については先ほど申し上げましたとおりで、起算点についてはそういう考えでございまして。

それから、七日間の維持でございまして、これは法律制定以来、幾日がいいかということで大変御議論がございました。先生方の御意見も、社会

はどい、無限に長くしようという御提案ではないことは重々承知をしておりますけれども、わかりやすく申し上げれば、消費者のサイドからすれば長い方がいい、業者の方からすれば短い方がいい。そこで、これは理論的に計算をしてびつたり出る答えではございませんけれども、他の外国の立法例とか、あるいは社会通念といふことも、どのくらいの時間があつたらもう一遍考え直すことができるだろうかと思つて七日間と決まつてゐるわけがございまして、最近のクーリングオフをめぐるトラブルにみまみして、七日であつたために大変ひどい目に遭つた、十日だつたら救われただんだというケースがどのくらいあるかといふことを調べてみますと、ないとは申しませんが、必ずしもそうじゃなくて、そもそもクーリングオフを知らなかったとか、業者がだましてクーリングオフ権を使えないようにしてしまつたとかいふような方が多いものですから、そちらの方を今回は重点的に手当てをして、七日については現行維持ということでお諮りしている次第でござい

ます。

○上坂委員 審議官の発想は、大体正常な人を対象にして議論をしているのです。それならば確

かにあなたの言うとおりでいいのです。だけれども私は、訪問販売で今まで被害を受けている人といふのは、世事に疎くなつた人だと思ふのです。あるいは現在、世事に疎い人なんです。ここが問題なんです。年をとつて世事に疎くなつたら、社会的に余りつき合ひもしなくなつて、世の中のことだんだんわからなくなつてくる。あるいは老衰してくる、頭がぼけてくる。これは失礼だからそういうことは言わないけれども、やはり弱つてきたりなんかするとそうなるやうなわけですね。そういう人がねらい撃ちされるといふところにこの訪問販売の悪質業者のほびこる理由があるのです。だから、そういう人を対象にしたときは、文書でクーリングオフを申し込むとか内容証明つきでやらなくちゃいけないとか言つたつて、それはできっこないのです。

例えば、一人で住んでいる老人のところへ今は子供が行かない時代なんです。ところがたまに、一年に何回かはおやじのところに行かなくちゃならないというのでまたま行つてみたら変なものがあつた。これはいつ買ったんだ。この間、五日前に買ったんだ。そんなものが一体必要なのか、幾らと聞いたら高い。それならあと二日しかないじゃないか。その二日が、これから週休二日制だからね。あなたたちだつてこれからは週休二日制になるんだから、土曜日、日曜日は休みになつちゃうのです。さあ大変だ。電話をかけたつてこれはだめでしょ。文書をどうして出すか。郵便局は休まないそうだけれども、その郵便局が遠かつたら行けないわけだ。そうするとそこに問題が起さちやうのです。また、いわゆる学生みたいになまだ成人になつてない人たちが、教材とかなんかでキャッチセールスにやられてゐるわけですね。そういう世事に疎い人たちがねらい撃ちされるといふところに目をつけてくれなければ、本当の被害者の救済にならないといふことなんです。審議官と話していると、あなたが正常だから正常なことばかり言うことになつちやう。私は余り正常でないから、それでは納得がいけないんだ。これが実

態なんです。そこが問題なんで、そういうところを考へていただきたい。

そして今、週休二日制になる時代においては、発信主義だなんて言つてないで、発信する日が休みだつたら、できるならば口頭で申し込むことを受け付けられるようにまず業界に指導していただきたい、これが皆さんに対する私の一つのお願ひなんです。口頭で申し込まれたときにも、口頭ではだめですよ、クーリングオフの手続といふのはこうしてやるんですよと親切に教えてやつて、そしてトラブルをなくしていくといふところまで指導していかねければならない。その点は、訪問販売協会に入つてゐる人は正常だから、そういう指導を受けられるし、することができ。ですが、被害者の側はなかなかそれがそうではないといふところに目を付けて、法の欠陥をなくしてもらいたいといふことで私は社会党の案を提案をしてゐるといふことを理解して、できるならば修正に依つていただきたいといふのが率直な話なんです。

それから、行為規制違反があつた場合、私どもは、取引契約締結日から一年以内の間解除できる、こういうふうにする案を出したわけでありまして、これに対しては一体どういふふうにお考えですか。ここではとれないけれども、将来研究するといふ余地があるかどうか、そこまで合めてお答えをいただきたい。

○末本政府委員 行為規制違反があつた場合の消費者取り消し権を認めるべしという議論は、訪問研究会でも産業構造審議会でも議論になつた点でございまして。消費者保護という観点から、もしそういうことにすれば大いに評価できる制度であると思ひますけれども、現在の法体系のもとで検討いたしますと、なかなか難しい問題でございまして。御承知のように、例えばその違反の程度が非常に著しくて、詐欺、強迫ぐらいの著しい悪い行為があれば、これは現在でも民法の九十六条で取り消すことができるわけがございまして、たしかこれは五年間といつたことじゃなかったかと思ひますが、訪問法で新しい規定を置くと思ひ

ば、詐欺、強迫ほどひどくないけれども悪いことをして、何かの規定に違反している、何条の規定に違反した、それを対象にすることになります。が、一体どこでその線を引くべきかということ、なかなか線が引きにくい。

その次に、実務上の問題として、仮にそういう規定を置いた場合に、相当これは争いになるだろうと思います。自分はそういう違法は犯していない。そこで、結局いずれにしても最後は争うことになれば裁判をせざるを得ないということになります。裁判をしたときにどうやって立証するかという問題になりますから、実務上はそこまでする意味で、発想としてはよくわかるのでございませう。場合の立証の問題もなかなか難しい。そういう意味で、発想としてはよくわかるのでございませう。行為を取り消し権の対象とするかという選択、そうしてそれを実効あらしめるためにどういう工夫をあわせて考えたいかという点について、実際のところなかなか思い悩んでいるテーマでございまして、うまくやれば効き目があるということ、はわかるのでけれども、なかなかその処方が難しいということでございます。

そういう意味で、実は私も自身も、これは研究会、審議会から、早々とあきらめてしまわないで、今回は間に合わなかったけれども引き続き勉強しなければいけないという宿題をいただいております。勉強するつもりではおりますが、今回はちょっと非常に難しい問題で結論が間に合わない、この時点ではいきなり法律にするのはいかかかという状態でございます。

○上坂委員 今の時点では幾ら勉強しても考えが浮かんではいけないことになれば、これはどうにもならないので、法律をつくる人がそうなんだからしょうがないわけですが、しかしこれから少し勉強して、大体法律というのは四年ぐらいたたないと改正案が出てこないで、今度は二年で出てきたんというのは本当に珍しいのだから、四年だなんてずっと延ばさないで、いいことがあったら一年でもそれはやはりちゃんと改めるとい

ことが私は大切だと思うのです。そういう心構えが、だから、これから一生懸命勉強して、一年なら一年以内に、やはりこのところはこうすればよかったということになれば、これはまた訪販法の改正案を出していただきたい、こういうふう

に思いますが、大臣はいかがでしようか。

○田村国務大臣 今御審議いただいておりますに、先にまたすぐ改正案を出すか、それに対してちょっと私もお答えのしようがないので、率直なことを言つて、それに明確に良心的にお答えすればそれでまたおしかりを受けるし、さりとてのりくりにやってもまたおしかりを受ける、進退これにきまわまりという格好でございませう、率直に言ひまして、いつも申しますように、試行錯誤といふものは人間社会につきものでございませう。でございませうから、試行錯誤をみずから発見あるいは反省したときに、強力にそれに対応するといふのは、これはもう当然のことだ、私はそう思ひます。

○上坂委員 非常に明快な御答弁をいただいて、非常に心強く思ふわけでありませう、次に移ります。

通信取引にクーリングオフを適用してない理由というのを、御説明をいただきたいと思ひます。

○末木政府委員 先ほども申し上げましたように、クーリングオフは、そもそもその取引の成立に至る過程において消費者が受け身であるということに着眼して、受け身であったために本来よく考えれば結ばなかった契約をついに結んでしまふおそれがある、そういう状態に対する補正措置でございませうが、これに対して通信販売は、むしろ消費者がじつくり考えることのできる販売形態でございませう。カタログが送られてくる、家族でそれを眺めてこれを買おうか、あれを買おうか、やめておこうかという議論をして、その上で申し込むわけでございますから、消費者が十分考えた上で契約が結ばれる。したがひまして、訪問販売とはそこが違うものですから、意思形成における一方

的受け身性というものに着眼したクーリングオフは適用してないわけでございます。

○上坂委員 私は経験がありまして、通信販売でとったんですよ。そうしたら出張になつてしまったんですよ。出張になつて帰つてきたわけですよ。そして、しばらくたつてから使用してみたのです。そうしたらこれが全然だめなんです。そこでクーリングオフというけれども、クーリングオフがないわけですよ。それから、しょうがないからその会社に訪ねて行つたんですよ。そしてそれを返したわけですよ。といって、お金をもううけにいかないから、私はこの品物は使えないけれども、あなたの方でこれを使うことができる人あるならば差し上げますからこれを預かつてくださ

い、しかしお店の信用にかかわるから、これについては十分このものが本当にいいのかわるのか、普通の人がやって——私は自分でさっき頭がおかしいと言つたけれども、余りおかしくはないかもしれない。正常のときもあるんだから、その正常なときとやると大丈夫だと思ふのですが、そういうときもあるから、使つてみて、そして品質が悪いということになれば会社の信用にかかわるから、このところは改良した方がいいですよ、こういう忠告をしてきた例があるのですよ。

そういうことで、選択の自由があるといつても、品物を実際にとらなければ本当にこれはわからないですよ。アメリカなんかではその点は非常に通信販売になれてるものだから、商品の改良がどんどん進んでいて、いいものが来ているらしいのですが、日本ではなかなかそこまでまだいつていない。今のシェアでいくと大体全小売業の一割だ、こういうふうに出ていませう。そのぐらいの状況ですから、なかなか商品の提供がないということになるだろうと思ふのです。そういうことがあるので、私は、クーリングオフというものをやはり入れるべきではないか、こういうふうにご考慮をいたしたいと思ひます。

次に、第三章の連鎖販売取引の定義についてお聞きをいたしますが、この受託販売と販売のあつせんを入れた理由というのは、実際よくも入れたとは思ふのです。これは二年前の法案、私どもが出したものは、委託業務については連鎖販売であるところと入つておつたわけですよ。ところがそのときのお答えは、いや、連鎖販売をやつて

いるときの委託業務でそれを行うとこれは正常でなくなるんですよ、完全な業務委託を締結すれば返品がきくものだからそのトラブルはなくなるんですよ、したがつてその返品のきくいゆる販売員といふものは、余裕を持って消費者に品物を勧めることができ、それでないと無理に買い取り制でやられたり、返品ができないということになる無理やり押しつけてきたり、そういう無理が生じてくる、そういうところからトラブルが起る、こういう問題をなくすためには委託販売にすれば大丈夫なんです、業務委託にすれば大丈夫なんです、こういう私に対する説明だったので、それが私に説明を受けて、なるほどそういう指導をしてきたのです。したがつて、その指導をしてきたために、それを完全に行つて成績を上げた業者がいるわけですよ。

ところが、今度は委託というのが入つてきたわけですよ。そうしたら、今度は僕が文句を言われちゃうのです。あなたが指導したのに、今度の訪販法では委託となつていて、そうしたら委託なんというのはいはりだめなのか、こういう印象を受けてしまふ。それは私たちの営業にとつては非常にマイナスであります、このところをどううしてくれませんかと言われたときに、ちょっと返答ができなかつた。ですから私は、今の受託の販売、これは委託ですから、それから販売のあつせんを入れた理由を明瞭にお聞かせいたしたいと思ふのです。

それから、時間が迫つてきましたからもう一つ申し上げますが、「特定利益を収受し得ることをもつて誘引し」特定負担をすることを条件とす

る商品の販売、役務の提供に係る取引をするものをいう、これは一体どういうことを言っているのか。どこまでが特定利益で、どこまでが特定負担というふうに考えておられるのか、その辺を御説明いただきたいと思うのです。

○末木政府委員 まず第一点でございますが、六十一一年ごろ問題になったときに、確かに通産省は組織に加盟した参加者に対して、物を売り切りにしてしまふよりも委託方式の方が、もし売れなかった場合の参加者の被害が相対的に少ないものですから、いろいろケースでどうしたものかというふうかという相談を受けました業者に対して、それはおたくは委託販売の方式に切りかえてやってみて、もしもという指導をした経緯がございます。そういう指導をしているということをお聞きは先生に申し上げたことがあるのかも知れぬと思ひますが、事情はそういうことでございす。これはもちろん現時点におきましても同じでございまして、参加者にとりましては、全部自分で抱え込んでしまつて、組織に入つたはいいけれども、一たん自分が扱ふことになった商品の洗剤の山を見て、六層間にいっばいになつてしまつた、これは大変だということに理論的にはならないわけでございますから、委託販売方式の方がいいわけでございます。

しかし、その後の情勢を見ますと、売り切り、買い切りよりも委託の方が参加者の危険が少ないことは事実でございますけれども、そういう意味で売り切り、買い切りだけに着眼した法律をつくりましたところが、今度は委託で脱法するという手口が出てきたわけでございます。これはもう脱法ですから、初めからそういう脱法によつて法律の適用を受けない姿にしておいてやりたいようにやるということでございますから、それでは困るといふことで、今回はその穴をふさぐ意味で、委託方式あるいはあつせん方式も全部売り切り、買い切りと同じように法の対象にせざるを得ないと考えたわけでございます。

身が業者に指導したのでございすけれども、重ねて申しますように、売り切り、買い切りの再販方式よりも委託方式の方が相対的には参加者にとっては危険が少ないという点は、今でも同様であると考へております。それからもう一点は、今度委託方式、あつせん方式が法の定義に加えられたからといって、それで直ちに委託方式の仕事ができなくなるということではありませぬ。一応法でカバーされる領域に入つてくるわけでございますけれども、今もお尋ねありましたように、例えば特定負担が法の定義に該当するかどうかという点については業者の方に選択の自由がございますし、仮に定義に該当した場合でももちろん法律上の禁止ではございせん。規制がかかるということとでございます。これが第一点のお答えでございます。

〔尾身委員長代理退席、委員長着席〕

それから第二点につきましては、これは法律の定義にございすように、ちょっと長く恐縮でございすけれども、要するに、組織に入らうとする人が組織に納めるお金、これは法令に課せられておるのでございすけれども「取引料」とは、取引料、加盟料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問はず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。法律の十一三条三項でございす。こういう定義になつております。これが取引料の定義でございすから、かつての実態から、名義をいふんな名前を変えて脱法する動きがあったものですから、このように「いかなる名義をもつてするかを問はず」といふことで、その参加者がその組織に支払うものをすべて金品をカバーするようになつております。同様に、特定負担についてもこれは法令に課せられて、御承知のように二万円以上の特定負担という定義になつております。

○上坂委員 さつきの完全委託制度は、やはりこの連鎖販売の取引においては非常に重要なものである、大切なものである。したがつて、今後完全委託方式に持つていく。一部で委託制度的なもの

のをとつておきながら、実は中身を見たら買い取り制だということなことをさせないように業界を指導する、こういう方向にやつていっていただけたらどうか、その辺をもう一回答えていただきたいのと、もう一つ、この特定利益というものは本当はこういうことだと思ふのです。連鎖販売取引の規制というものは、特定利益という、これは一つの見せ金だと思ふんですよ。その見せ金を手段にして特定負担をさせるという仕組み、これがマルチの方法でこれを規制するためにあるんだ、こういうふうには私は解釈をしているわけでありす。

そこで、この特定負担というもので非常に問題になつてくるのは保証金の問題なんです。保証金というのは通常の取引では当然行われているものでありす。ところが、連鎖販売になるとこの保証金制度というのとはちがふことができなくなつてしまふんですよ。これを特定利益であるとか特定負担であるとかという格好でみなされてしまふわけなんです。そうしますと、委託販売を例にとつたときに、いわゆるその委託するものと業者が販社に預ける場合、相手に何百万円の品物を預ける場合に、何にもないでただその人の人間的な信用だけでそれを預けることができるか、こういうことになると、これは非常に難しい問題が発生すると思ふんですよ。したがつて、そこではちゃんと保証金なりなんなりを取るといふ形式があつて初めて向こうの信用状態が出てきて、それは販売を委託することができるようになるだろうと私は思ふのです。したがつて、その保証金というものを特定利益とか特定負担というふうには解釈することは、非常に営業を阻害することにはならないか、それは健全な営業を育てることにはならないか、今度業者の立場に立つのだけれども、これもやむを得ないですね。被害者の立場に立つたり業者の立場に立つたり忙しいのだけれども、そういうことを考へているわけでありす。そこをどう

○末木政府委員 第一点の売り切り、買い切りよりも委託の方が望ましいという積極的な指導をするかどうかという点でございすけれども、先ほど申し上げましたように、かつて相談を受けたときに、それじゃ委託の方がいいんだけれどもということをお言ひしたことは確かにあるのでございす。これは当時の情勢のもとで相談を受けたときに望ましい方向としてお答えをしたのでありす。が、現時点において売り切り制、買い切り制、それから委託制、あつせん制、いろいろの態様のうちこの方式にどういふふうに通産省が積極的に引張つていくという形の行政指導までは、ちよつと立ち入り過ぎかと思ふのでございす。しかし、どう考へているかということであれば、委託制の方が参加者の危険といひますか負担が少ないというふうに考へておられますけれども、積極的にさらに変へさせていくということをお今こでお約束するのは、もう少し考へてみないと今は自信がないのでございす。考へ方としては前と変わつておりませぬ。

それから第二点の保証金、保証料でございす。これは特定負担の一形態と申しますか、特定負担つまり取引料及び商品の購入、その取引料の中に入つていくわけでございますけれども、これはおっしゃるようなことはよくわかるのでございす。一方、本当に悪質な業者を考へてみますと、この保証金を仮に外すといふことであれば、じゃ保証金という名前を取つてやろう。法律的、理論的には保証金はあくまで返さなければならぬものでございすから、保護しなくても別に取られちゃつてゐるのではないじゃないかといふことでございす。法律論はおっしゃるとおりでございすけれども、相手がいかに悪質業者の場合には、そういうことで事実上返せなくなつてしまふ。そうすると、保証金について今度もいいんだといふことになれば、何か問題があれば別の例えは供託させるとかいうような措置が必要になつてしまふ。そういうことで、先生、ちよつと私の聞き間違ひかもしれませんが、保証金は今度の改正でこれも特定負担に入るのではなく

て、現行法で既に入っちゃっているわけでござい
ますけれども、それを維持する。今回もそのま
で保証金も含めていくということについては、今
のようなことを考えた結果、やはりこれも含めて
おかざるを得ないというふうに考えたわけでござ
います。おっしゃることはわかりますけれども、
ここは現行がいいんじゃないかと私は思っており
ます。

○上坂委員 今の場合は、正常でない悪質的な
ものを対象とした場合はそれは保証金が利用され
る。しかし、今正常に社会的に信用的に認めら
れて堂々と営業している、そういう訪問販売業者
が保証金を取るということについてはどうか。こ
れはいいか悪い、どっちか言っていいかどうか。
○末木政府委員 あるいは私、誤解したお答えを
したのかもしれないけれども、保証金を徴する
ことについては問題はございません。

○上坂委員 経済企画庁にお尋ねをいたします。
年々非常に相談、苦情が多くなっているわけ
であります。法的にもそれが違反なのかどう
か判断がつかない、末端のセクターに所属してい
る相談員の仕事ができない、それで非常に困っ
ている部分がたくさんあるわけですね。そういう第
一線に携わっている相談員の皆さんが、一体どう
したらいいんだろう、こうしてもらいたいとい
うような要望を、通産省やあるいは経企庁に今ま
で何回も要望書として提出しているわけでありま
す。ところがそれに対して、それはできないとか
できるとかという回答をもらったこと、一回もな
いというわけですね。これではやっぱり意欲をそ
れがれてしまうと思うのですよ、末端の人たち
は。これは通産省にももちろん言えるのでありま
すが、これに対しては、今はとてもできないとか
あるいは努力をするというふうな、そういう親切な応
対を末端の人にしていただかないと、末端の
人は意欲をなくしてしまいますから、その点はこ
れからは十分やっていただくようお願いをした

いと思うのです。これは通産省にも、そういう親
切な行政をとってくださることを望みたいというふ
うに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○吉田説明員 相談員の要望等を我々の方で受け
付けてまして、関係省庁に協力を依頼するというよ
うなことをやっております。確かに御指摘のよう
に、それについて回答をすべてやっていたという
ことはないわけでございまして、その点につきま
しては今後きっちり御返事をするというふうなこ
とをいたしたい、こういうふうに考えておりま
す。

○上坂委員 通産省どうですか。

○末木政府委員 相談員の方々、その他関係者の
方々が意欲を持って、かつ自信を持って仕事をし
ていただけるように、私どもも誠意ある応接をし
てまいりたいと思っております。

○上坂委員 時間が参りましたからこれで質問を
終わりますが、最後に大臣に決意のほどをお伺い
したいと思うのです。

私が先ほど申し上げましたように、訪問法でい
じめられている消費者というのは、本当に自分で
何でも処理することのできる能力がだんだんなく
なってきた人たちがねらい撃ちをされている。そ
ういう点が非常に大きな問題である。また、そこ
まで世間的なものに到達していない人がねらわれ
る。こういうところから起きている事例が非常に
多いわけでありまして、そこで消費者の苦情とい
うのが出てきてまして、通産省の対応が悪いとか警察
庁の対応が悪いとかという苦情が出てくるん
です。また遅かったために、被害者を救済する措置
が幾ら弁護士さんを頼んでもできないというの
が実態なんです。そのところを踏まえていただき
まして、この法運用に当たってはそういうものを
できるだけ改良をして、そうして消費者を本
当に救っていただけるようなところへこの法の運用をや
っていただけるように、私は希望したのでありま
す。そのことについて大臣の所信を承って、私の
質問を終わります。

○田村国務大臣 この訪問販売という制度が悪い

ものと思いませんけれども、悪用されるおそれが
多分にあるということは事実でございましょう。
先般、ある年配の方から私にこういう話がありま
した。訪問販売を新聞で読んだけれども、取り締
まると言うが、あれは昔の押し売りのことではな
い、こう言って、要するにグムも屋と同じよう
に感じておる年配の人が多いわけですね。こうい
うような誤解と申しますか、そういうものもある
わけです。ダイレクトメールでも、最近地につ
きましたけれども、情報化の時代でこれからは
どんな伸びるでしょうし、いろんな面で我々は十分
の対応をしなければいけないと思っております。

今出しております法律、私は口が裂けてもこん
なものだめだとは言わないわけにはいかないわけ
で、今のところこれが我々としては考え得る、とり得
る一番いい方法だろうと思っております。しか
が、先ほど御答弁申し上げま
したように、試行錯誤は人間の社会というのには
つきものなんです。でございまして、そういう
意味において、我々は今後の対応を十分に厳しく
しながらそれに取り組んでいくという決意のほど
が必要であらうと思っております。そういうように部下
を指導しながら、皆様方に御審議のほどをお願い
申し上げます。

○上坂委員 ありがとうございます。終わります。

○渡辺委員長 この際、お諮りいたします。
ただいま審査中の上坂昇君外三名提出、訪問販
売等に関する法律の一部を改正する法律案につき
まして、提出者全員より撤回の申し出がありま
す。

これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのとおり決しました。

○渡辺委員長 内閣提出、訪問販売等に関する法
律の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案に対する質疑は先刻終了いたしましたのであり
ます。

この際、本案に対し、田原隆君外三名から、自
由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民
会議及び民社党・民主連合四派共同提案に係る修
正案、また、藤原ひろ子君外一名から、日本共産
党・革新共同提出に係る修正案が、それぞれ提出
されております。

両修正案について、提出者より順次趣旨の説明
を求めます。二見伸明君。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律
案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○二見委員 ただいま議題となりました修正案に
つきまして、提出者を代表して、私からその趣旨
を御説明申し上げます。
修正案は、お手元に配付されておられるとおりで
あります。

修正点は、訪問販売において、無条件で契約の
解除等を行えるいわゆるクーリングオフの期間
を、従来の七日間から八日間延長するものであ
ります。

また、同様に割賦販売におけるクーリングオフ
の期間につきましても延長するものであります。
修正の趣旨は、クーリングオフの制度が消費者
被害の救済に重要な役割を果たしている現状にか
んがみ、消費者保護の一層の徹底を図ろうとする
ものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○渡辺委員長 次に、藤原ひろ子君。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○藤原(ひ)委員 訪問販売等に関する法律の一部改正案に対する修正案につきまして、日本共産党・革新共同を代表し、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

今回政府が提出した訪問販売法改正案は、一定の改善策を盛り込んでいることを評価しますが、消費者被害の防止、救済の両面でなお不十分を残したものと見ています。

日本共産党・革新共同は、この不十分さを是正するとともに、迅速かつ実効ある被害防止と被害者救済が行えるようにするため、本修正案を提出した次第です。

以下、修正案の要旨を御説明いたします。

第一に、指定制を廃止し、すべての商品、サービス等を法適用対象にすることです。法適用対象に役務、権利を加えたものの、指定制度を維持しているため、被害が多発し社会問題化して初めて追加指定するという政府改正案の後退的欠陥を是正するものです。

第二に、クーリングオフ、無条件解約制度の充実です。政府改正案が義務づける書面に加えて業者に対しクーリングオフ権の存在を口頭で告知する義務を負わせ、口頭による通知でも無条件解約できることとし、さらに悪質業者へのクーリングオフを実効あるものにするため、すべての業者に對しクーリングオフ通知用の受取人負担による書留はがきを客に手渡すことを義務づけるとともに、クーリングオフ期間を延長し、通信販売にも同様の制度を新設することとしています。

第三に、悪質な勧誘行為の規制範囲について、勧誘、契約時に重要事項について告げないことについて禁止し、早朝、深夜や長時間にわたるものなど悪質で私生活の平穩を害する勧誘行為も禁止するなど、具体的に示すこととします。

第四に、消費者の契約解除権及び中途解約権の新設です。訪問販売業者が違反行為を行った場合、消費者は契約の日から一年を経過するまでの間契約を解除することができるようになり、継続的な契約についても、消費者は一定の予告期間を置いて中途解約ができるものとします。

第五に、消費者被害救済のため、親事業者に共同責任を負わせることです。詐欺、強迫その他悪質な訪問販売を行っている訪問販売業者や委託販売員等を実質的に支配する親事業者に対し、消費者被害救済の共同責任を負わせることとします。

第六に、消費者は、事業者の違法行為について指示、命令等の必要な措置をとるよう関係省庁及び都道府県知事に申し立てることができるようにします。

以上が、修正案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、ぜひとも御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○渡辺委員 以上で両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○渡辺委員長 これより原案及びこれに対する両修正案を一括して討論に付するのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、藤原ひろ子君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立少数。よって、藤原ひろ子君外一名提出の修正案は否決されました。

次に、田原隆君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よって、田原隆君外三名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○渡辺委員長 この際、本案に対し、田原隆君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。奥野一雄君。

○奥野(一)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、訪問販売等の健全な発展と消費者保護の一層の徹底を図るため、取引実態の把握に努め、必要な施策の検討を行うとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 商品、権利及び役務の指定に当たっては、消費者トラブルの実態に即応して迅速に行うとともに、消費者の被害を極力抑止し得るよう配慮すること。

二 商品の継続的な引き渡し、施設の継続的な利用又は役務の継続的な提供を行う取引については、約款の適正化等を通じて、必要な場合、中途解約が合理的な条件で円滑に行われるよう指導すること。

三 クーリング・オフ制度については、その周知徹底に努めるとともに、事業者に対して、

契約の際、訪問販売員等が起算日等の口頭説明を行うよう強力に指導すること。

四 連鎖販売取引においては、消費者の被害が広範かつ過大になるおそれがあることにかんがみ、本法の厳格な運用を図ること。

五 割賦販売における消費者トラブルの実態を把握し、割賦販売についても早急に役務取引を対象とするよう検討すること。

六 訪問販売員等の販売活動の実態を把握するとともに、関係者に対して、就業上の地位の向上等について所要の改善が行われるよう指導すること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○渡辺委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

田原隆君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められております。これを許します。田村通商産業大臣。

○田村國務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して、本法案の適切な実施に努めてまいらる所存でございます。

○渡辺委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡辺委員長 次に、内閣提出、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案を議題といたします。

この際、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の本案について、環境委員会から連合審査会開会の申し入れがありました。これを受諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

また、連合審査会において、参考人から意見を聴取する必要が生じた場合、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

なお、連合審査会の開会日時につきましては、来る二十七日水曜日午前九時三十分から開会の予定であります。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。奥野一雄君。

〔委員長退席、尾身委員長代理着席〕

○奥野（一）委員 科学的な問題ということになりますと余り強い方じゃございませんので、いろいろ勉強させていただきましても、なかなか理解しにくい面がたくさんございます。時間がきようは制約されておまして、私の考えているこ

と全部が質問できるかどうか大変疑問に思っているところがございますので、まとめてお伺いをするということも出てまいりますので、御了承いただきたいというふうに思います。

まず最初に、いろんなものを読ませていただいているほどフロンガスとかハロンガスというのがオゾン層を破壊するのかなというように思ったりするわけでございますが、さてそれは、そのことが一体科学的にどういうように実証されているんだらう、こういうことになると、私はさっぱりわからないわけでございます。それからまた、オゾン層の破壊によって皮膚がんになるとか、あるいは地球上の生態系に影響を及ぼす、こういうことも言われているわけでございますけれども、それらについても実証的にどういうような裏づけが得られているのだろうか。この点まず二つについて、最初これは通産の方の関係ということになると思っておりますけれども、通産の方からお伺いして、それから、実際にこういうことについても我々が扱っておられるのでありますから、通産省の次に環境庁の方からも一緒に御説明いただきたいと思っております。

○鈴木（直）政府委員 オゾン層の保護に關しますフロン等の規制のきつかけになりましたのは、先生御存知だと思いますけれども一九七四年、昭和四十九年に米国のカリフォルニア大学のローランド教授とモリナ博士が発表いたしました論文が契機でございます。論文の名称は「環境中のフルオロクロモタン類」でございます。これが反響を呼んだわけでございます。その主要点でございますけれども、次のようになっております。

エアゾール製品あるいは冷凍機等に用いられておりますフロンが大気中に放出されますと、対流圏内ではほとんど分解されずそのまま成層圏に達します。対流圏内では、二十キロ程度を超えま

そこで太陽からの紫外線により分解されまして、フロンに含まれている塩素原子が放出される、それが成層圏の中にございましてオゾン層を破壊する、しかもそれが連鎖反応的に進行するというところでございます。その結果といたしまして、地表に到達する有害な紫外線の量が増加して皮膚がんの発生率が上昇する可能性がある、こういう議論でございました。現実にはフロンは成層圏に既にある程度大量に滞留しているようでございます。このようにならざるに必要のないように早急に停止しない

と将来地球に深刻な影響を及ぼすことになりかねない、こういう御議論だったと存じます。

この論文の発表を契機にいたしまして、米国を中心にフロン規制の動きが大変盛り上がりつつあるわけでございますが、今御説明いたしましたように、この問題は成層圏の問題でございますので、結局一國のみの対策では十分な効果がない、少なくとも地球規模で本件に対して対応しなければならぬのじゃないか、こういう認識が高まりました。その後、国際会議の場等で議論が行われているわけでございます。

その後、国連にございましてUNEP、これは国連環境計画という名称でございますが、その場で委員会がございまして具体的な議論に入っていたわけでございます。これは、具体的には一九八六年八月でございまして「人間活動のオゾン層及び気候に与える影響について」というレポートがございまして、これがそれ以後のフロン規制に關する国連の場での議論のベースになった、おっしゃったフロンとオゾン層破壊との関係に關するレポートでございます。そのポイントは、特定のフロンは年間トータルで見ると七ないし一〇％増加傾向にある。一方、オゾン層でございまして、四七八年度高度の成層圏オゾンについては、一九七七年以降二、三％減少している。特に南極大陸上空のオゾンが一九七〇年以降九月から十月にかけて、これは南極におきます春でございまして、特に減少して、そのときのレポートでは四

〇％減少している、こういう報告がございました。ただ、同じ報告の中に、一九七〇年から八四年までの大気中の総オゾン量につきましては、統計解析を行ったところ特に有意な変化は示してないということも付記してございました。

しかし、それ以後の議論の中で、いわゆる成層圏の問題でございまして直接そこにおきます影響というものを把握することは実際ではなかなか難しいという感じがいたします。大気の中で同じような実験をすることは難しいというふうなことから、いろいろ想定される化学反応をすべて導き出しまして、それをベースにコンピュータを利用していたしました数量モデルを使ってシミュレーションをやっているわけでございます。そのシミュレーションモデルによりまして、成層圏においてどのような形でフロンがオゾン層の破壊に寄与しているであろうかということも推測したというのがその後の作業の重要な点でございまして、その主要なレポートが一九八七年四月にUNEPの専門家合に出されているわけでございます。

そのレポートによりまして、このままフロンが年二ないし四％の量で発生が継続してまいりますとオゾン層の破壊が相当進むということを言いつつ、仮にそれに対して規制を行うならば、実際上それに対応するオゾン層の保護を図れる可能性が高いというふうなことを具体的に指摘したわけでございまして、それがベースになりました。今回御提案しております条約なり議定書という方向に結びついていったと存じます。

その議定書の前文に、この物の考え方に関する非常に基本的な点を書いてございまして「ある種の物質の世界的規模における放出が、人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれのある態様でオゾン層の著しい破壊その他の変化を生じさせる可能性のあることを認識し、」このように言っております。この国際会議におきまして、オゾン層の破壊に影響を及ぼすという可能性を共通認識として持ったということでございます。それをベースに予防的措置をとってオゾン層の保護策を講じな

なくてはならない、こういう結論を導き出しているわけでございます。

すなわち、先ほどの御質問の中の具体的な実証はあるかということでございますが、現在まで国際会議で議論されましたのは成層圏の問題でございますので、直接そこにおける化学的な現象を見て証明するという段階には至っておりませんが、化学者の方々が持つておられます知識、経験というものを総積み上げていたしまして、それをコンピュータ等によりまして推測をし、かつまた具体的に起こっておりますオゾン層の変化について地上からの観測あるいはまた人工衛星による観測等によって見ながら、その可能性があるということを見た上で結論を出しているということが今回のベースになっていると存じます。

それから、第二の御質問でございましたがんの発生との関係いかに、こういうことでございませうけれども、これにつきましても注目すべきレポートは、一九七九年米国の科学アカデミー、これはNASと言っておりますが、それが発表しているわけでございます。これは現在、私どもの国際的に一応共通の認識になっている基本的なレポートだと存じますけれども、オゾン層と紫外線との関係につきましても、紫外線の中で人体に有害な影響を及ぼす短い紫外線、これはUV-Bと言っているようにございませうけれども、これをオゾン層が吸収したしまして、その結果といたしまして紫外線の量が減る、具体的にはオゾン層の濃度が一%減少いたしますと地表に到達する紫外線の量が平均二%程度増加する、こういう予測をしております。その上で、例えば紫外線の増加が皮膚がんに影響があるかどうかという点でございませうが、この点につきましてもマウスによっていろいろ実験をやっているようにございまして、マウスにその有害な短い波長の紫外線を反復照射いたしますと皮膚がんが発生するということが実験的に確かめられているようにございませう。

特に皮膚がんの発生状況も、統計的には次のような形になっているようにございませう。一つは、

外部に露出しやすい部分、これは頭とか首とか腕でございませうが、その辺に皮膚がんが発生しやすい。それから、色素が紫外線を吸収する皮膚を持つていて人種では皮膚がんは少ない。逆に言いますと、白色系の人種の方々の皮膚がんの発生率は高いということかと存じます。それから、低緯度地域の方が皮膚がんが発生しやすい。低緯度地域というのは赤道に近い方に住んでいる方々、こういうことになるかと存じます。そういうような関係が見出されるというようにございませう。

そのようなことから、具体的にこの全米科学アカデミーの試算によりますと、紫外線の量が一%増加いたしますと、皮膚がんの発生率は平均いたしまして約一%増加するということに見込まれていまして、結果として皮膚がんの発生率は平均二%増加するのではないかと、かような予測が行われたわけでございます。

以上のような、いろいろな各方面の専門家のいわゆる科学的な知識の経験の積み上げというやうなことで今回の条約及び議定書という形になり、かつまたそれを実施するための法律の提案、かような形になっていると存じます。

○長谷川(憲)政府委員 答えいたします。

ただいま先生のお尋ねの件につきましては、通産省の方から御説明がございましたように、一九七四年にアメリカのローランド教授がこの問題を指摘いたしました。通産省からもお話をございまして、いろいろな世界的な研究が行われて、いろいろな文献等の御説明もあつたわけでございますが、そのような文献の結果を踏まえまして、現在、このフロンガスとオゾン層の関係につきましては、そういうことで世界的なコンセンサスが得られておるといふぐあいには思っております。環境庁におきましては、このような、先ほど御説明もございましたような各種の文献をもとにいたしまして、我が国におきまして第一線の専門家から成ります成層圏オゾン層保護に関する検討会といひますものを六十二年二月に設けたわけでございます

が、その中におきまして、御説明のございましたような既存の科学的知見の整理、評価を行ったところでございませう。

その結果といたしましては、将来のオゾン層の破壊の予測につきましては、さらに精緻な研究が必要というぐあいに思われるものの、フロンガスによりましてオゾン層の破壊のメカニズムあるいは有害紫外線によりまして環境影響につきましては専門学者の間に異論はない、全く世界のコンセンサスと同じ意見であるということ、日本の学者の方々の御意見も一致いたしましたところでございませう。したがって、このフロンガスによりまして成層圏オゾン層が破壊されること、我が国におきましても共通の理解というぐあいに受けとめておるところでございます。

それから、健康影響等につきましては、がんの関係につきましてはただいま通産省の方から御説明がございましたので、私の方はそれと別にいたしまして、植物の影響あるいは魚の影響については若干申し上げたいと思っております。植物についてはキウウリの栽培実験、それから外国におきましては米の栽培実験等が行われて、UV-Bの照射を当てますと、やはりこういう植物の一部の作物の収量が減少するというデータが報告されているところでございます。それから、水生システムといひますか魚の関係でございますが、同じように実験の結果から、UV-Bの照射が食物連鎖に欠くことのできない魚類の幼生、幼魚、エビの幼生、カニの幼生等に悪影響を与えるということが実験的に証明されているところでございまして、そういう面では、人間の影響のみならず、植物なり水生動物に対する影響もあるというぐあいに理解いたしておるところでございます。

○奥野(一)委員 今それぞれお答えいただいたのでありますけれども、私もいろいろなものを読ませていただいている中で、皮膚がんやなんかとかあるいはこの地球上の生態系とかというやつだつたら、我々も身の回りにあるから実験的なことは

できる。しかし、オゾンというような我々の手の届かないようなところにあるものをどうやって実証するのだろうと、全く科学には無知な私のことですから、その辺が全くわからなかったのです。

学者の中でも何か異論があるというやうな意味のことを書いてあるのを二、三拝見しているわけなんですけれども、今のお答えの中では、確かにフロンだとかハロンというものが原因だろうと。これは、ちよつとニュアンスが違ふやうな印象を今私は受けたのですけれども、通産省の方のお答えでは、大体そういう可能性はある、私は今、こういうやうな受け取り方をしたわけなんです。しかも、コンピュータなどによるシミュレーション、そういうもので大体推測をして、ほぼこれは可能性があるというやうな結論。環境庁の方の今のお答えだと、これはもう間違いなくフロンあるいはハロン、これがオゾン層を破壊をしているんだ、こういうやうな受け取り方を私はしたわけなんですけれども、これからこの法律については、お互いの共管というのですか、そんなやうな形の中で運用されていくものでございませうから、このところをしっかりとっておかないと、認識というものはやはり統一をしておかないと、いや大したことはない——大したことないよというのとは誤解がありますけれども、そんなことはないと思うのでありますけれども、もしもこれからやってくるような施策や何かについて差異が生じてきた場合には困る状況になるのではないかと、こんなふうにも思つたものでございまして、これはお尋ねをして、もう一つ心配があるというところだけ、私は申し上げておきたいと思ひます。何かのついでに、お答えいただければ、それで結構だと思ひます。

次に、せんだつてNASA、アメリカの航空宇宙局ですか、そこの方から発表になったのがございませう。これによりまして、高緯度地域の

破壊というのが非常に大きい、しかもスピードが急速に進んでいる、こういうのがあったわけでありますけれども、これも私は全く素人なものですから、何かこの原因があるのだろうか。今まで南極大陸の方に、先ほどお答えがありましたように、南極の夏に相当する時期にオゾンホールができるというように、これは何っていったわけでありまして、このNASAの発表によりまして、日本列島なんか全部入ってしまうわけでありまして、そういうところが非常にオゾンの方の破壊が進んでいる、こういうようなことでありまして、これはもう皆さん方も既に御案内のとおりだと思われまして、しかもこれは、高緯度になればなるほど破壊される分が太きくなっていく。例えば、北緯三十度から三十九度の地域だと年平均二・三%、四十度から五十二度になると四・七%、五十三度から六十四度になると六・二%、こういうふうになっているのが出ているわけでありまして、一体何かその原因があるのだろうかというように、もしわかっておりましたらちょっと教えていただきたいと思うわけでありまして。

○鈴木(直)政府委員 ただいま御指摘なさいますレポートは、本年の三月十五日だったと存じますが、けれども、アメリカのNASAあるいはまた世界気象機構、WMOと言っているようにございまして、等が協力して組織してございましてオゾントレンドパネルというところが発表いたしましたレポートだと存じます。

このレポートは、これまでいろいろなところで観測されておりますデータを再検討いたしまして、そして分析をし直しているという経緯があるようにございまして、同報告書を現在私どもも精査に読ませていただいております。なかなか専門的で難しいわけでありまして、どうも一九六九年から得られておりますWMO、世界気象機構の世界の観測ネットワーク、その観測データと、それから一九七八年から技術開発衛星ニンパス、いわゆるサテライトでございまして、

それによって観測されておりますデータ等につきまして詳細を議論しているようにございまして。

先ほどの御質問との関連もございまして、オゾン層の変化、これは減少したり増加したりするその原因といたしましては、従来の自然現象といたしましては太陽活動の強弱、すなわち黒点が出たりするようによります。太陽活動に強弱がございまして、その変化によりましてやはりオゾン層の増加、減少に非常に影響があるようにございまして、あるいはまた今南極の關係でおっしゃいました季節の変動、冬と夏等によりまして、やはりオゾン層に増減の変化があるようにございまして、あるいはまた成層圏の風によりまして変化があるようにございまして。すなわち、先ほどちょっと御紹介いたしましたシミュレーションにおきましても、その辺を組み込んでいろいろ予測をしておるわけでありまして、このレポートにおきましては、そのような観測データを基礎にしつつ、従来のシミュレーションから出ましたデータとの突き合わせなどを行って、シミュレーションが自然現象として想定しておりますのに加えて仮にオゾン層の減少が出ていれば、これは他の要因によるというように、今議論されておりますフロン等の影響があるのではないかと、このような一つの予測をしておるわけにございまして。

ポイントといたしまして、私も拝見しております。先ほど御指摘なさいました南極の九月、十月、これは冬が終わった春の初めの段階でございまして、非常に温度が下がっております。今オゾンホールとおっしゃったわけにございまして、かねがねそのオゾンホールというのが人工衛星等でも観測されてきたようにございまして、その九月、十月に発生するということにございまして。そのオゾンホールの内容が、持続時間がだんだん長くなってきた、九月だけだったのが十月まで延びる、そういうこととか、あるいはまたオゾンのパーセンテージが非常に少なくなってきたという現象があるようにございまして。それを見てオゾン

トレンドパネルは、やはり人工的な塩素化合物、すなわちフロン等が影響している可能性が確からしい、こういうことをレポートの一部で言っております。

一方、今お話のございました北半球でございまして、北半球の中高緯度におきますデータの分析をしていこうとございまして、そこで長期的なデータとしてはオゾンの減少が見られるというところをございまして。その場合に、そのオゾンの減少が、例えば太陽の活動が低下することによって減っているのかどうか、いろいろな点があるわけにございまして、このレポートにおきましては、そういうものも予測した上で、やはりオゾン濃度の低下が何らかの寄与をしているのではないかと、こういう予測をしておるようございまして。私も、その辺はもう少し分析したいと思っております。

そこで、お触れになりましたいろいろなパーセンテージの数字でございまして、これはそのレポートをよく見ますと、先ほどたしか一・七から三とおっしゃったと思いますが、これは年平均の数字でございまして、一月から十二月の統計数字をとってそれを平均しておりますので、比較的時間は六九年と八六年、二点間におきます比較のようございまして。いずれにしても、減少はしているという数字があるようにございまして。我々も、このレポートをより詳細に研究し、かつまた専門家の御意見も聞きたいと思っております。

○奥野(一)委員 環境庁さんの方は、これに対する御所見がありましたらちょっと。

○長谷川(憲)政府委員 ただいま通産省さんの方から御説明ございましたように、オゾントレンドパネルの報告書につきましては、私もいろいろとございまして内部で検討いたしておるところでございます。

内容等につきましては、ただいま御説明ございましたとおりでございますので省かせていただきます。たいと思っておりますが、これとは別にいたしま

して、我が国におきましては、気象庁が三十年代から日本の四方面においてオゾン層の観測を行っているところでございまして。この気象庁からの情報によりまして、日本の上空におきましてオゾンが明確に減少しているというぐあいには評価してないというぐあいに聞いておるところでございます。

したがって、NASAの報告と日本の観測の結果に若干の差があるような感じもいたしておるわけにございまして、私も、これを踏まえて、あるいは気象庁の観測した結果につきましても、先ほど申し上げましたような環境庁に設けました検討会におきまして十分議論をし、専門家の御意見をいただきたいというぐあいに思っているところでございまして。

○奥野(一)委員 今度の法律案の中では、監視体制とか観測体制というように何をやらなければならぬというところになるわけでありまして、けれども、今までも国内では、今お話がありましたように気象庁なんかではやっておられるわけでありまして。国内での監視体制、これは国立公害研究所ですか、何かこちらの方では大型レーザレーダーを今度購入して調べる、これは高度五十キロまで届くというようにございまして、これも、全く素人なものですから、五十キロの高度に届くということについてはわかるし、中身についても読ましていただきましたのである程度理解はできるわけでありまして、今申し上げましたように、例えば高緯度の地域の破壊が大きい。しかし、日本の国内での観測でいけばちょっと違いがあるような感じもする、そういうお答えのようだったと思うのでありますけれども、これからは、もし本当にフロンガスなりハロンガスというものがオゾン層を破壊していつているんだというところになりますと、それは一年や二年でもっていくというものではないことも読ましていただいているからわかるわけでありまして。しかし、これからだんだん国民の生活実態とい

うものも発展をしていくことになれば、やはりいいものは使おうということになっていくわけですから、そういうことになりますと、監視体制なり観測体制というものは、私が素人的に考えてみて相当強化をしていかなければならないのではないかな、こういうふうに通じているわけでございます。そこで、監視体制の場合に、筑波にあるこれ一カ所だけで十分対応できるんだろかな、こういう危惧が一つございます。もちろん気象庁の方でそれまたやっておられるということでもありますから、ただ、そちらの方は機械が余り新しくないから曇った日にはだめだとか、夜間ならばだめだとか、こういうようなことだろうと思うのですが、今度国立公害研究所に入るレーザレーダーの場合だったらいつでも使用できるということになると思うのです。

そういう監視体制なり観測体制ということについて、これは両省庁にまたがっているということになるのですか。これからの監視体制なり観測体制ということについて、現行の状態ですと、どうなのか。あるいは気象庁の方がやっているようなものについて、この国立公害研究所に入れるようないい機械が、これはいい機械があった方がいいのではないかと思うのでありますけれども、そういうようなものについて、これからどう整備をしていかれようとするのか、そういう監視体制なり観測体制ということについて、ちょっとお考えをお尋ねしておきたいと思うわけでありま。

○小嶋(修)説明員 お答えいたします。

気象庁の観測は、昭和三十二年の国際地球観測年を契機として、日本国内の札幌、筑波、鹿児島及び那覇の四カ所並びに南極の昭和基地において継続してオゾン層の観測を実施しております。それから、ただいま先生がおっしゃいましたようなものとして、研究所にレーザレーダーの小さいのが入りました。

○長谷川(憲)政府委員 ただいま気象庁さんの方からお話ございましたように、気象庁さんにおきましては、昭和三十年代から全国四カ所ある

は南極等におきまして、ドブソン分光光度計を用いまして、大気中のオゾンの量あるいは成層圏のオゾンについての観測を行っておるところでございます。

環境庁といたしましては、ただいま先生からお話ございましたように、国立公害研究所の中にオゾンレーザレーダー、五十キロまで届くレーダーでございますけれども、それを新しく設置いたしまして、このオゾンレーザレーダーを用いて高層における高度別のオゾン層の精緻な測定を実施したいというぐあいに考えておるところでございます。特に、フロンが成層圏まで上がりまして、大体四十キロの地点で一番フロンが分解されてオゾン層の破壊が行われるというようなところでございますので、四十キロのところを中心と置まして、その上あるいはその下についてのオゾンの分布の状況を把握してまいりたいと思っておりますのでございます。

現在のところ、環境庁におきましてはこの国公研のオゾンレーザレーダーによりまして高層におけるオゾン層の分布の状況を把握したいというぐあいに思っておりますのでございますが、このオゾンレーザレーダーにつきましてはアメリカ、ドイツ、フランスの国においても設置いたして観測、監視等行っておるわけでございますので、この日本を含めた四カ国に設置されておりますオゾンレーザレーダーによって、北半球におけるオゾン層の精緻な測定のネットワークはつくられるものと思っておりますのでございます。そういうことで、これからそういう面での情報交換等も行つてまいりたいと思っておりますのでございます。

○奥野(一)委員 これはまた後でもちよつと触れたいと思うのですけれども、これから大事になってくるのは、後で申し上げる生産規制だとかあるいは消費の規制だとかということ、もう一つはしっかりと観測体制あるいは監視体制、こういうものになっていくだろうと思うのです。アメリカから購入した大型のレーザレーダーという

のは三億三千万くらいの値段だというから、私にすれば大金だけれども国にすれば大した金でないという気がします。で、こういうのだったら四カ所、五カ所くらい一遍に入れたって、これは通産省が入れるわけではないでしようけれども、気象庁は運輸省の方ですから、そのぐらいの金はほとんど使つても体制だけはしっかりしておく必要があるのではないかな、こう思うわけでありま。

時間的な関係がありますから、次に窒素酸化物の対策についてお尋ねをしたいわけでありま。けれども、航空機の排ガスに含まれる窒素酸化物も上昇して分解しオゾン破壊の元凶の一つになっているという話を聞いておるわけでございます。それが果たしてどうなのかということですね。そうすると、同じ窒素酸化物ということになると自動車の排ガスということも当然出てくるわけでありまして、事前にいろいろなお話は聞いておりますけれども、この二つについて実際にどうなんだろうというところについて教えていただきたいと思うわけ。

○鈴木(直)政府委員 基本的な点だけちよつと御紹介させていただきますと、今国会で批准をお願いしておりますオゾン層の保護のためのウィーン条約に附属書というのがございます。その中でオゾン層の化学的及び物理的性質を变化させる可能性のあるものというのが掲げてございます。その中に今おっしゃいました窒素関係の物質が出ておりまして、窒素を含む物質ということで二種類、一酸化二窒素と窒素酸化物、いわゆるNO_xが入っております。

私も考えておりますのは、最初の一酸化二窒素につきましてはやはりオゾン層の破壊に関連がある一つの物質ではないか、かように言われておりますけれども、その発生源は一般的には天然でありますし、人工のものも肥料みたいなものでございます。今御指摘がございましたのはむしろ窒素酸化物、NO_xの方だと存じますが、この附属書の中ではこのような形になっております。対流圏の中、すなわち地上から約二十キロまでのとこ

ろでございますが、そこでは逆にNO_xはオゾンをつぶす効果を持つています。これは、よく夏場にいわゆる光化学スモッグというのがございますが、あの反応でございまして、あの場合にはあの反応でO₃すなわちオゾンがつくられて、地上でございまして目が痛くなつたりするような問題があるわけでございます。対流圏の中では、光化学によりまして逆にオゾンをつくっている。ところが成層圏におきましては、特にこの文書では成層圏と対流圏の間、境界面におきまして仮におつしやつたような飛行機等によりまして窒素酸化物の注入があれば今後オゾン層の変化に直接影響を及ぼす可能性がある、こういう指摘は一応してございます。御指摘ありました点は我々今後の大きな研究課題であり、UNEPにおきましても今後議論されていくと思ひます。

○奥野(一)委員 環境庁さん、これはどうですか。

○長谷川(憲)政府委員 お答えいたします。

窒素酸化物のうち、ただいまお話ございましたNO_xにつきましては、通産省の方から御説明ございましたように、対流圏の中で壊れる、あるいは対流圏の中ではかの物質との反応によりましてオゾンをつくる、あるいはNO_xという形であるいは酸性雨の原因になったりするというような形で、自動車等から排出されるNO_x等につきましては大体そういう形で処理されるわけでございます。

同じように二酸化窒素、N₂Oでございますが、このN₂Oにつきましては、オゾン層に影響を及ぼすおそれのある物質というぐあいに私も理解いたしておりますのでございます。この二酸化窒素、N₂Oにつきましてはその発生源がいろいろあるわけでございますが、主たるものは天然の発生源でございまして、最近では窒素肥料の使用あるいは燃焼等、人為的なものからも生じてきておるといふぐあいに言われておるところでございます。現在の大気中の増加率は年〇・二%の増加ということで、大きな伸びはない状況にござい

ます。N₂Oにつきましては、天然由来のものが非常に多くの割合を占めているということが言われているわけでございまして、そういう天然性のものであるということ、あるいは増加率がフロンと比べてそんなに大きな伸びではないというようにことから、いずれにしてもこの重酸化窒素がオゾン層に影響を及ぼすということは、国際的には影響を及ぼしていることはコンセンサスが得られているところでございすけれども、人為的影響につきましてはフロンよりも小さなものというぐあいに考えられているところでございす。

このN₂Oとオゾン層との関係につきましては、先ほども通産省の方から御説明ございましたけれども、予測モデルが設けられておりましていろいろシミュレーション等が行われているわけでございす。このN₂Oの反応速度定数等の精度を高める必要があると思っております。このN₂Oとオゾン層との関係につきましては、いままだ世界的にもいろいろな議論等ございまして専門家の間で議論が進められておるわけでございす。いずれにいたしましても、フロンと比較いたしますとこのN₂Oの人為的影響ははるかに小さいというぐあいに思っております。そういう面でも、N₂Oとフロンとの関係を大ざっぱに比較いたしますと、オゾン層に影響を及ぼしているのは、現在のところはフロンが非常に大きな役割を示しているのではなからうかと思っております。

それから、先生のお話の中にございました飛行機等の関係でございますが、SST、超音速旅客機の問題につきましては、アメリカにおきましてこのSSTによりましてオゾン層破壊については詳細な調査研究が実施されて、その結果、その影響は小さいものという結論が出されておるといふぐあいに承知いたしております。

○奥野(一)委員 窒素酸化物が直接的にオゾンを

破壊する元凶ではないというふうに受けとめたわけでございます。これは本題ではございせんからきょうはそちらの方には入りませんけれども、環境庁さんの方では窒素酸化物の対策を今やられておるわけですね。自動車の排ガスや何かについては、低公害車の普及とか物流対策とかいろいろのものを考えておられるということでありまして、ただ、窒素酸化物がたいてい大気汚染というところではやはり影響のあるものです。航空機の方も余り影響ないということで、一応安心いたしておるわけでありまして、きのうの朝でしたか、NHKの報道をちょっと見ておりましたら、ソビエトでは液体酸素と液化天然ガスを燃料にした航空機の飛行実験に成功した、そういう報道も聞いておるわけでありまして、これからはやはり窒素酸化物を出さないようなもの、この法案とは別に考えておられることは考えなければならぬんじゃないか、こう思っているわけでありす。

次に、代替品の開発状況についてちょっとお尋ねしておきたいと思うわけでありす。代替品の開発の状況について、今世界各国で行われているもの、若干の部分は私承知しておりますけれども、大まかに大体どういうような代替品の開発状況になっているのか、もし御存じでしたら簡単にちょっとお知らせいただきたいと思います。

(尾身委員長代理退席、奥田(幹)委員長代理着席)

○鈴木(直)政府委員 御指摘のように、今後このフロン規制を円滑に実施する最大の条件の一つが代替品の開発だと存じます。これは、民間におきましても現在大変努力をされていると存じますけれども、現在一番有望だと議論されております。世上発表されておりますのがフロン123と

いうのとフロン134a、こういう二品目でございます。いずれにつきましても、今先生の御質問の中にございまして、この一月に世界の主力化学メーカー十四社共同によりまして毒性試験をす

る、総額約十億円をかけるようでございますが、その対象になっておりますのが今のフロン123とフロン134aでございます。いずれも現在最も期待されております代替品でございます。

フロン123といえますのは、現在主に発泡剤に使われておりますフロン11の代替品でございます。一方フロン134aは主に冷媒に使われておりますフロン12の代替品でございます。これはアメリカ等々の主力化学メーカーはもう、我が国の化学メーカーも鋭意開発に努力をされているということでございます。先ほどの世界主力化学メーカーとの共同の毒性試験の期間でございますが、一応この一月の発表では六ないし八年という期間を想定しております。なるべく早くその辺も完了して、それが実用化されることを私も期待しているというところでございす。

それ以外についてでございますが、既に開発をされておりました、しかし今回のフロン規制対象にはなっていないフロン関連商品にフロン22というのがございます。これは主にビル空調用の冷媒に使われる、あるいは発泡剤に使われる可能性のあるわけでございまして、フロン11ないし12の代替品としての機能を持っているわけで、既にその辺の動きは具体的にスタートしていると存じます。いずれにいたしましても、最初に申し上げましたとおり、私もいたしましては代替品の開発が非常に重要だと存じておりますし、今回御審議をお願いしております法律におきましても、フロン等の代替品の開発及び利用の促進のための国の努力義務規定がございますので、我々各般の予算措置等によりまして、その辺につきましても最大限の努力をいたさないで、かように考えているわけでございす。

○奥野(一)委員 これもちょっと次の方にも関連しますが、化粧品、スプレー剤のLPG使用についてということで、報道によりまして、通産省の方でそれを認めるような方向で検討、これに対しては消費者団体の方からはちょっと問題があるんじゃないか、こういうことを言われているという

ふうに聞いているわけでございす。これについては、欧米の化粧品会社八社では既に破壊に付かない噴霧剤を使用した製品の開発を完了しているというふうな報道があるわけでありますけれども、噴霧剤の方にLPGを使うということについては考え方と、もしも既に世界でLPG以外の代替品ができていふのであればそちらを使えばいいんじゃないかという気がするわけでありますけれども、これはどうでしょうか。

○安藤政府委員 エアゾール製品については、高圧ガス取締法に基づきまして可燃性の強さに応じて五つの区分を設けまして、その区分に応じて使用方法を表示することを義務づけたとか、それからもう一つ、特に人体に使用するエアゾールの噴射剤でございすけれども、これには可燃性ガスをを用いてはならないということに現在なっておりますわけでございす。したがって、現在人体用エアゾールの噴射剤に含まれていないLPGは十数%にとどまっておりますわけでございまして、残りはフロンが使用されているというところでございす。このようなところが、現行の規制基準というものは昭和四十一年につくられたものでございまして既に二十年以上経過しているということ、品質管理水準がこの間技術革新で向上したとか、あるいは先進各国における規制と整合性を確保するためにどういう基準が適当かと、あるいは今回のフロン規制問題というふうなものもあるわけですが、いずれにいたしましてもこういう大きな環境変化がこの長い間に生じてきておるわけでございす。そういうことで、このエアゾールに関する基準につきましても、噴射剤への可燃性ガスの使用制限の問題も含めまして、全般的な見直しをする必要があるというふうに考えております。

それで、あくまでも安全性の確保ということを大前提としつつ、現時点における合理的な基準のあり方はどうかということで、これは専門的な検討が必要でございますので、高圧ガス保安協会に依頼する専門機関でございます高圧ガス保安協会に依頼しているところでございす。それで、この協

れどもしかし我々のこれかできたのは四十年ころだというのが、さつきちよつとお答えがございましたけれども、そのころからというからまだまだそれは大丈夫かもしれませんけれども、何年間かかってそれは破壊されていく、そういうことになったら、そういう原因というのはストップさせておくということが一番いい。回収、再処理ということであれば幾らかはいくらうかもしれませんが、大半は回収されるということですから、回収をされないということになった場合、国内内ではそう大した量ではないかもしれないけれども、世界各国ということになると相当な量になるからオゾン層の破壊の原因だ、こう言われるのだらうと思うのです。そうした場合だったら、破壊した部分というものについてはそれでいい、こういうふうにするべきではないのかな、そのところがなかなか理解できないという点が一つあり

ます。

それと、今実際に日本国内で生産をされて消費をされているわけでありまして、大体その内訳ですね。大きな事業体が使うもの、これは回収とか破壊という対応策というのはできると思うのです。しかし我々が家庭で使うものというのは、回収もできないしもちろん破壊もできない。どっちの量が多いかということもあると思うのです。圧倒的に例えば営業用に使って、家庭用とか個人なんかはスプレーだとかいろいろなものを使っているのはほんのわずかだということであらば、これはまた対応が違ってくるけれども、その割合というのはどのくらいになっておりますか、それをちょっとお尋ねしておきたい。

(尾身委員長代理退席、奥田(幹)委員長代理着席)

○鈴木(重)政府委員 初めに破壊の件でございますが、法律にももちろん破壊の規定を置かしていただきまして、破壊の方法につきましては省令で決めさせていただくことになっておりますが、実は議定書の中で、破壊の方法につきましてはまだ最終的に確定していないという形になっております。すなわち今後締結国会議、すなわちUNEPの国際間の会議におきまして破壊の方法について議論することになっております。なぜかという点でございますが、例えば破壊によりまして有毒ガスが逆に出て、よりマイナスになるかもしれないという問題等があり得るわけでございますので、その辺も含めてたどりますが、ただ、今破壊したものをさらに製造数量の上乗せにするのはいかか、こういうお話でございますが、そういうお考えも一部おありとは存じますが、私ども今回の生産数量につきましては、段階的にずんずん削減してまいります。

来年度に法律を施行させていただくといういたしますと、現在の趨勢からいまして六十一年の水準にするということはやはり三割程度のカットバックになりますし、それ以後四年後にさらに二割カットし、さらにまたその五年後、今からですと十

年後でございますが五〇%の削減、こういう段階的な削減を今後十年間で逐次円滑的に進めていくということとは非常に重要でございますので、私どもは破壊というものが持つ意義というのは確かに空中に放出しないという非常に重要な意義を持つているわけで、それはそれで目的を達せられないではないかという御指摘かもしれませんが、一方におきまして、製造数量の大幅な削減を有効に的確に進めなくちゃならないという課題もあるわけで、これを両立させるために、すなわち段階的削減を円滑に実施させるためにこそ、こういうような考え方をこの議定書ではとったのではないかと考えております。これは我が国だけではないかと考えておりますので、今後破壊の方法につきまして確定した段階で、我々もいたしまして今後の対応というものは議論をするということになるかと思っておりますが、一応その考え方としては上乗せをするということを進めさせていただきたい、かように思っておりますのでございます。

それから、今後の対応につきまして、利用の仕方によって随分違うんじゃないか。それはおっしゃるとおりでございますが、先ほどお話しいたしました国民生活に密着している部分、またそれ以外に産業用に使われている部分がございます。端的に申し上げますと、我が国の場合は他の国と違っています。洗剤として使われている部分が相当ございます。恐らく五割程度だと思っております。六十一年あたりの数字ですと四七、八割だったと記憶しておりますけれども、それは恐らくさらに伸びておりますから、半分ぐらいがいわば産業用に使われておられると思っております。残りが先ほど御説明いたしました洗剤とか冷媒だとかいうような分野だと存じますが、それによりましてもちろん今後の対応は違ってくると思っております。洗剤用につきましては、これはまさに回収・再利用ということが最大のテーマになると存じますし、洗剤等につきましても、気体になってしましますので、これをいかにどこでうまく吸収、回収していくかという

ことが非常に今後の課題になると思っておりますが、御指摘のように今後の回収・再利用につきましても、利用の形態によりまして我々はきめ細かい指針などは考えていかなきゃいけない、かように考えているわけで、そのためのガイドラインというものをこの法律でつくらせていただくというふうな考えているわけでございます。

○奥野(一)委員 もう時間が来ましたのでこれ以上は申し上げられませんが、中身は違いますがそれぞれのところで今いろいろ研究を進めていきますね。それから、例えばアメリカのデュポン社というのですか、どうもうまく発音ができないけれども、そこでは将来やめるとか、それからアメリカの食品包装材の協会ですか、そういうところももうこのしる末あたりではそういうものを使わない、代替品をやるとか、それから使用方法は違いますが例えば竹中工務店でも考えたり、あるいは昭和電工も考えたり、それから工業技術院、これは通産省の方ですか、北海道の試験所でも窒素酸化物とかのやつだと思っておりますけれども、そういうものなんかについてもいろいろ研究している、こういう状況が出てきているわけでありまして、速やかにそういう研究体制というものを確立していただいて、安全な体制をつくっていただく、こういうことが必要だと思っております。

本来であります大臣からの所見もお伺いをしたいところでございますけれども、時間が無いというところでございますので、いずれまた二十七日には連合審査とか、我が方で小澤議員の方からも質問いたしますので、その際にお諮りをして、私は終わりたいと思っております。

○奥田(幹)委員長代理 二見伸明君。

○二見委員 フロンガスの今後は生産と消費が規制されるわけでありまして、議論があまり進まなかったように、フロンガスというのは非常に多方面に使われております。日本ではフロンは五社ですね。ハロンは三社です。メーカーの数は少ないけれどもユーザーは非常に多いわけでありまして、例えば半導体の基板とかフィルム、精密部品等々

に使われる溶剤、洗剤、この使用量は約五万一千トン、CFCフロン113がほぼ全部を占めておりますし、これは再生処理装置をつけて再利用ということになるのだと思っております。また、冷媒用としては約四万二千トンの使用量があります。これはCFC11が五割で12が四七、規制対象外の22が四五%であります。これも家庭用クーラーだとか家庭用冷蔵庫の場合には蒸発して回収が不能です。ビル冷房の場合には、これは蒸発しますけれども、一部抜き取り回収をして再利用をするという方途もあるわけでありまして。洗剤は約二万九千トンの使用量で、これはCFC11が六五%、CFC12が三〇%でありますけれども、これも蒸発をするし、部分的には排出抑制装置をつけて再利用ということも行われているんだと思っております。エアゾールの場合には約一万二千トンでCFC11が三七%、CFC12が六〇%で、これはいわゆるスプレーでございますから回収は不能であります。

このように、フロンガスというのは非常に用途が多様でございます。今度生産と消費が規制されるということになりますと、代替品を早急に開発しなければ大変なことになるわけでありまして。ところが、代替品をこれから六年ないし十年かけて開発しなければならぬのでしうけれども、一つは、代替品の開発をおくらせるのは技術上、環境上の障害ではなく、価格の高い化学品に対するマーケットが小さいためだという意見がありますね。自動車工業界あるいは冷房工業界の専門家の考えでは、CFC134aの価格がCFC12のそれよりも数倍高くても、製品価格に占める冷媒価格の割合が小さいこと、それから冷却装置の大きな改良を必要としない点から、CFC134aがCFC12の代替としてCFC22よりは望ましいという意見もあるようであります。

ところで、フロンが一番多く使われる洗剤の場合ですが、洗剤利用の代替品として有望視されていたフロン12bが急性毒性試験で毒性が確認され、現在本分野での代替品めどは立っていない、こういう報告があるわけでありまして、特に

おまえは大丈夫かというような最後の御指摘でございますが、我が国の場合は民間事業者にその

○二見委員　今度生産量を凍結し、さらに二割カットとか五割カットするわけですが、このカットの仕方、削減の仕方なのですが、フロン排出抑制、再処理することにより需要量を削減することが適切な分野がありますね。それから、フロンを破壊処理できる分野、どうしてもそれができ

このような観点がベースになりまして、今回お願ひしております法律の中にも排出抑制・使用合理化指針というものを作成することにしてありますが、まさに御指摘のような、実態に応じた非常に有効な手だてというものを柔軟にとっていたかどうかということを考慮いたしましたそのような指針

うようなことで、基本は市場メカニズムに任すべくであらうということにしておりますが、しかしお話しございましたように、来年の規制の実施段階あるいはまたその先二割削減、五割削減と規制が強化されるに従いまして、やはり過渡的な問題点には予想されないではないと思っております。

この辺につきましては、私ども、個別具体的に対応は覚悟しているわけですが、特に価格の点につきましては、やはり急激な価格の上昇というようなことはかえってマイナスでございまして、ユーザーに対して大変迷惑をかけるわけでございますから、そのような便乗値上げ等の動きがございまして、当然これに對しましては私も具体的な手は打たなければいけない。便乗値上げ防止のための価格の監視というのは、その際にぜひ必要だと思っております。

今回の規制のスケジュールを考えた場合に、五割削減という段階が想像するに確かに一番厳しい段階になると存じておりますが、一方 UNEP の場でスケジュールを決める際には、五割削減の時期そのものはやはり代替品の開発というものにつきましてある程度の見通しというものを一応頭に置いて時点というものを選んでいると存じますので、世界各国、もちろん我が国も同様でございますが、代替品の開発という形で将来の五割削減の段階をうまく乗り越えてまいりたいというのが基本ではございますが、具体的な起こった問題に對しましては、個別に私どもは行政指導で対応していきたい、かように考えております。

〇二見委員 たしか狂乱物価のときに買い占め売り惜しみ法ができましたね。このフロンの価格が急騰したような場合には、そうした法律を念頭に置いて指導というのができるのかどうか。それからまた、価格の問題ではなくて、要するに絶対量が少なくなってくるから中小のところに物がスムーズに行かない、払底してしまっているという場合もありますね。その場合には供給を安定させるためのあつせんとかそういうことも、通産省としては既に最悪の場合を考えた上での、いわゆるそういうことを念頭に置いているのかどうか、その点いかがですか。

〇鈴木(直)政府委員 今回の法律の中に、第三条でございまして、基本的事項というのが書いてございまして、その中で長期的な今後の展望を示すすることになっているわけです。これの持つて

いる意義は、今まさに御指摘のとおり、今後規制は相当段階的に厳しくなるということを皆さんに周知徹底をするということが非常に重要なポイントでございまして、例としてお示しいただきましたあのような石油危機等、突然予測なしに起こったような際の混乱というものは、確かに法的な措置を背景にやらざるを得ないというケースがあるわけでございますが、現在の私どものフロンの将来の段階の規制はすべて予測されておりますので、当然我々としてはそのスケジュールを念頭に置いて、関係業界につきまして十分準備段階を持って指導はしてまいりたいし、ユーザーにもその御協力をお願いしたいし、国民の理解を得たいというような意味で第三条を置いてございまして、その辺は万問題なきようにぜひ進めたいと思っておりますが、おっしゃいましたような流通段階の売り惜しみとか買いだめとかこういう問題につきましては、もしその可能性がちらりとでも見えましては、私どもは当然具体的な行政指導に入るという覚悟はしているわけでございます。

〇二見委員 フロンガスによるオゾン層の破壊及び皮膚がん等健康への影響については、今から十四年前の一九七四年にアメリカのローランド博士等が初めて警告を発してから、アメリカやカナダ、スウェーデン、ノルウェーなどが次々とエアゾール等へのフロンの使用禁止措置をとってきたし、ECもフロン11、12の生産能力の凍結、エアゾール製品へのフロン使用の削減措置をとってきたわけでありまして、また米国を中心に成層圏や北極、南極等のオゾン層の観測調査や因果関係の究明など、科学的調査が行われてまいりました。また、日本でも昭和五十五年にフロン11、12の生産能力の凍結を行うなどの措置がとられてきたわけでありまして、この間、日本とアメリカ、カナダ等の対応に隔たりがあつたということではないかと批判があつたわけでありまして、それはそれといたしまして、今後オゾン層保護への的確な対応というものを、これを可能とするためにはこの問題の科学的な究明というのを、我が

国もアメリカやECに匹敵あるいはそれ以上の究明を進めていかなければならないのじゃないかと思ひます。その点については、通産省としてはどういふような態度といたしますか、お考えをお持ちですか。

〇鈴木(直)政府委員 今回、批准をお願いしております条約あるいはまた議定書の中でも、おっしゃいました科学的究明につきまして国際協力をする、あるいはまた関係省庁で御協力いただく観測等につきまして協力をしていくということは当然国際的な責務になっているわけでございます。この辺につきまして政府内の各般の能力を十分活用しながら、科学的究明等につきましては最善の努力を図つてまいりたい、かように考えておるわけでございますし、今後のその解明の度合いに応じて、あるいはまたこれまで御質問でございまして代替品の開発等々の進展度合いに際しまして、これは一九九〇年以降四年ごとに見直しという規定が条約上ございしますので、その際に私どもも意見を述べていくということに相なるかと思つておるわけでございます。

〇二見委員 そうすると、こういうふうに考えてよろしいですか。条約、議定書に基づく規制内容は、今後定期的に見直しが行われますね。そうすると、国際的な観測、研究等の諸活動あるいは我が国独自の観測、研究、そうしたことから得られる科学的な知見に基づいて、それまで実施されてきた対策に手直しが必要だ、これはいろいろな場合で手直しがあつたはず。いずれにしても手直しが必要だと判断されるに至つた、そのときには我が国としては率先して国際世論を喚起して、必要な手直しの実現を図るようには働きかけていくというふうな受け取りでよろしいですか。これは、場合によると規制はより厳しくしなければならぬという結果になるかもしれない。その点についてはいかがですか。

〇鈴木(直)政府委員 今回、条約あるいはまた議定書の批准をお願いしているということは、まさにオゾン層保護のための今回はフロン等の規制でござ

います。我が国政府そのものが基本的には前向きに對応していくということを明白にしているわけでございますし、各国に先駆けてこの法律につきましての国会の御審議をお願いし、仮に御審議を得るとすれば、各国に先駆けて我が国で法律が成立するわけでございますので、これは国際的にその辺の姿勢が明白になると私も大変期待しているわけでございますけれども、そのような姿勢の将来への形といたしまして、今先生いろいろ御指摘をいただきましたように、今後の科学的な究明の度合いあるいはまた科学的な知見の度合い、さらには代替品の技術開発動向等々の総合的な集積として、今後の見直しの段階で必要に応じ積極的な姿勢は当然とていくというふうに考えているわけでございます。

〇二見委員 議定書の第二条11には、国際的規制よりも厳しい措置がとれるというようにありますけれども、これはいわゆる上乗せ規制ですね。上乗せ規制あるいはさらに今度は横にも幅を広げていくということになりますか、そうしたことに對しては通産省はどういうふうにお考えですか。

〇鈴木(直)政府委員 今回の規制がどのように我が国に對して影響を与えるかということをつぶさに考えますと、これはやはり現在の需要そのものがはかの国よりも非常に伸びております。そういう面からまいりますと、他の国よりもやはり実態としては厳しいものが私どももあると思うわけでございますが、基本的にはやはり国際協調というものが基本にございまして、この条約なり議定書が目指しておりますオゾン層の保護というものがつきまして我が国が前向きな姿勢を基本的に出すわけでございますので、そういう面では、この条約をまず実施するというところに最善の努力を図る、その的確な実施を図りつつ今後の、先ほどのような御指摘をいただきましたような科学的な知見の変化等に際しましては、さらに見直しの際に私どもとしてはその態度を表明していくということに對応したいと考えているわけでございます。

〇二見委員 もう一点伺つておきたいのですけれ

ども、奥野先生のところでもたしか質問が出ていたように思いますが、いわゆるフロンによるオゾン層等や健康への影響あるいは温室効果、これはどの程度現在解明されているのか、この点はどうでしょうか。

○鈴木(直)政府委員 一九七二年に、これは大変有名になりましたけれども、アメリカのカリフォルニア大学のローランド教授、モリナ博士が論文を発表して以来、この考え方をベースに国際レベルでフロンとオゾン層の破壊との関係につきまわして活発な議論が進展していると存じます。その議論の過程の中で、例えばUNEPその他に出された資料等により、事実上オゾン層そのものが七割減り、一〇割減少しているというふうな事実、さらにまた南極の上空にいわゆるオゾンの減少している大きな穴ができていっている等々の具体的な指摘がなされているわけでございまして、けれども、この規制そのものがそういうものによつてどのような影響を与えるのかというふうなことにつきまわしては、アメリカのEPAにおきまして一つの試算をして、現在のようにございまして、フロンの放出量が年間二ないし四という水準で今後拡大していくことと、そのまま放置するとすれば、二〇五〇年あたりにおきましてはオゾン層が一・二・四割減る、しかしながら今回の条約、議定書を各国協力して実施をするということがあり得るとすれば、そのオゾン層の減少は二割以内、二〇五〇年段階でおさまるといふような研究等が各方面で行われておきまして、この議定書の前文にもございまして、やはりオゾン層の破壊といふものにフロンが影響を与えている、その可能性が高いということを基礎に、将来を見通した上での予防的な措置で今回の措置を実施しなければいけない、かような考え方が国際的な共通の認識になっていると考えているわけでござい

ます。

〔奥田(幹)委員長代理退席、尾身委員長代理着席〕

○二見委員 先ほど破壊の話がありましたけれども、破壊の方法についてはまだ確立されていないという御答弁がありましたけれども、この破壊といふのは、私もよくわからないのですが、具体的にどういふことなんでしょうか。

○鈴木(直)政府委員 お話のように、今後国際会議の中で具体的な議論が進められることになっておりますが、常識的に考えますと、一番簡単な破壊は燃焼、燃やすことだろうと存じます。ただ、燃やしますと当然ながらそこである程度ガスが発生いたします。そのガスそのものが有害性があるかどうかとか、いろいろな問題が別途出てくるわけでございまして、国際的にどういふ破壊の方法が望ましいかという点については、やはり今後の議論を待たざるを得ない、かように考えておるわけでござい

ます。

○二見委員 そうすると、実際にこの破壊をする者は、具体的には産廃業者ということになりますか。

○鈴木(直)政府委員 現在、いわゆる廃フロン、洗浄用に使われて相当汚れたフロンその他が、おっしゃるような産廃業者その他で燃焼に付されているケースは現実にあるわけでござい

ます。けれども、現在お願ひしております法律による制度は、破壊をいたしますと、その分が、確認の上でござい

ますけれども製造数量に算入がでるといふ仕組みがございまして、仮に燃焼が破壊した場合には、今後必ずしも従来どおりの形で破壊が進められるかどうかはちょっと予測がつかぬまじりけれども、少なくとも今はそのような形で、おっしゃったような形で燃焼が進められていると思

います。

○二見委員 そうすると、二十九条でフロンの製造業者に対して立入検査をすることができるようになっております。今度は破壊された分は製造させていいわけですから、この破壊については立入検査というのを通産省は考えるのですか、それともそのままほっておくわけですか。

○鈴木(直)政府委員 一応この法律で想定してお

ります方法は、破壊が基準に従って行われたか否かの判断は、書面審査に加えて破壊が行われた施設に対する立入検査を前提に行うことを予定しております。フロン等を破壊した者が仮に立入検査を拒否すれば、破壊の確認が行われないというところになるわけでござい

ます。以上のことから、破壊者に対しては罰則を定めることなく厳正な破壊の実施が確保できる、かように考えておるということでござい

ます。

○二見委員 それから、第二十四条は「国の援助」ということになっております。私は冒頭に、例えば代替品開発のために具体的措置はどういうことをやるのかということをお尋ねいたしましたけれども、ここでは「資金の確保その他の援助に努めるものとする。」これが代替品開発促進のよりどころとなる条文と解釈してよろしいですか。

○鈴木(直)政府委員 さようでございます。代替品開発に対しては国の支援の責務規定だと存じま

す。

○二見委員 資金の確保といふのはよくわかるの

だけども、その他の援助ということになりますと、これはいろいろありますね。例えば工技院とかどこかの国の機関で代替品開発の研究をするとか、そういうこともあるだろうし、あるいは民間で開発するのに開発しやすいように資金だけでは

なくて政策減税をやるうとか、いろいろなことがあ

るわけですね。いろいろなことが組み合わされ

るのだと思うのだけれども、その他の援助とい

うのはどんなことが今予想されますか。

○鈴木(直)政府委員 代替品の開発問題は、正直

申し上げてこれからはでございます。どういふ形

の政策が最も実効性があるか、今御指摘ございま

す。そういう問題も含めまして、より有効な政策とい

うものにつきましても確立いたしましたら、

当然ながら来年度要求したいと考えております

けれども、当面は、現在でございます技術開発に

関する各般の助成手段をフルに活用したいと考えて

おるわけでござい

学的な知見が明確に出た段階で規制に入らな
りますと、その間にある程度の時間がなくてはなら
ない、その間に当然取り返しのつかない事態にな
る可能性もあるということも含めまして議論が行
われまして、将来の可能性というものをベースに
しながら、予防的な観点というものをベースにこ
の際規制に入ることになったと存じます。

その際に、御指摘のように、これによって目的
とした点が十分に達成されるであろうかどうか、
この辺も当然議論になっているわけでごさいます
けれども、この仕組みができた際に、アメリカの
環境保護庁が一つの試算をしているわけでごさ
います。その一部を先ほどちょっと御紹介してい
たわけでごさいます、五つのシナリオを書いてお
りまして、第一に、規制を行わなかった場合、こ
れはフロン及びハロンの今後の需要の伸び率を年
平均二ないし四%として想定しているわけでご
さいますけれども、オゾン層の減少率につきまし
て二〇〇〇年で〇・九%、二〇五〇年で一二・
四%、さらに二〇七五年におきましては四〇%弱
という非常に非常に大きいオゾンの減少率の推移
の可能性がある、こういう見通しをしているわけ
でごさいます。

一方、フロンの削減率を五〇%にする、かつま
たそれにハロンの凍結をする、こういう五番目の
シナリオを前提にいたしますと、先ほど申し上げ
ました二〇五〇年におきましてはオゾン減少率は
一・六%、二〇七五年におきましては一・三%と
二%以下になる、こういう予測を立てているわけ
でごさいます、そのシナリオはフロン五〇%削
減、ハロン凍結という点でございまして、ほぼ今
回の規制案に近い水準でございまして、い
ずれにしてもこのシナリオによりまして、今
回の議定書、条約の実施によりましてオゾン層の
保護につきましては成果は期待し得る、かように国
際的には認識しているということでごさいます。
○青山委員 専門家が長い間議論してきて、しか
し確固たる見通しを立てたということでは私は必
ずしもない、ないけれども、地球的なスケールで

オゾン層が破壊されていくのを座して見守ってい
くわけにはいかない、こういう姿勢も私は率直に
評価できると思いますから、それなりに期待をし
たいと思います。

ただ、今回の法律案というものは、条約、議
定書等のこの取り決めの内容に従って、オゾン層
の破壊の主要因のフロン等の生産を規制すること
によって防止できるであろうという一定の見通し
から、そのフロン等の生産規制が盛り込まれてき
ておるわけですから、ただ、条約、議定書の中にあ
りましたその他の規制措置というものは、例えば非
締約国に対するフロン等の製造技術の輸出、これ
に対する抑制、非締約国に対してフロン等の製造
を促進するような製品あるいは装置、これらを輸
出するための補助金や援助等々の供与の禁止とい
うように、今回の法律で出されておりますフロ
ン等の生産の規制以外に、条約あるいは議定書
の中で盛り込まれている他の規制措置についてはど
ういう形で進めていかれるのか。

○鈴木(直)政府委員 御指摘のように条約、議定
書の中で、私どもが今回の法律の中で御提案をし
ておるのは、生産量及び計算上の消費量の段階的
削減ということが具体的な内容になっているわけ
でごさいます。それ以外に、お話のように議定書
の中では非締約国、すなわちこの条約、議定書に
参加されなかった国に対する措置がございまして、
御指摘のようなフロンを含む製品あるいはまたフ
ロンを用いた製品の貿易制限の問題がございま
す。これにつきましては、その具体的な内容につ
きましては今後の課題になっております。スケジ
ュールから申しますと、例えばフロンを含む製品
のリストを今後議定書発効後三年以内に定めると
いうことになっておりまして、それが定められま
すと、それ以降一年以内にその製品の輸入の禁止
をする。

例えば、先ほどのフロンを冷媒に使いました冷
蔵庫というものがこの協定に参加されない国で生
産されていたとする、かつまたそのフロンを持っ
た冷蔵庫そのものがリストに掲載されることにつ

いて国際的に合意が三年以内にできた、そうなり
ますと、それ以降一年以内にその製品の輸入の禁
止、こういう義務がかけられてくるというのは具体
的な例でございまして、そのような例につ
きまして、さらにはまた他に非締約国、条約に
参加されてない国に対しましてフロンの生産技術等
に関しまして援助等の禁止等の規定もございま
す。前者につきましては、私どもはこの法律の中
でも対応しておりますけれども、貿易の問題につ
きましては、外国為替及び外国貿易管理法により
まして一元的に対応したいと考えております。具
体化する場合にはその法律を活用する、かような
形になるかと存じます。

それ以外の分野につきましては具体的な措置、
事実上の措置で私どもも対応できる、かように考
えているわけで、必要に応じてそのような形で
対応したいと考えているわけでごさいます。

○青山委員 国際的には、一つはオゾン層が破壊
されるとどういう形になっていくのか、その影響
について明確にしていくことがフロン等の生産の
規制、消費の規制につながっていくんであると思
います。そこが私は大事なところだと思つて
います。それからもう一つは、オゾン層が破壊をさ
れているその最も主要な原因はフロンガスであ
る、フロンガス主因説、必ずしもこれを多くの専
門家が認めているわけではないかも知れません。
しかし、長い間にわたって専門家が議論してき
た、そしてもし手おくれになってはもう取り返
しがつかない、そういう点もあって予防措置として
今回条約、議定書の取り決め内容に従った形でそ
ういう、こういうことになってきたわけですね。

したがって、日本もこの国際社会の中では有力
な一員であります、またフロン等の消費国とし
てはアメリカに次いで第二位というほどの大き
な消費国でもある。そういう立場からすれば、こ
の条約や議定書の取り決め内容に対しては誠実に
これを遵守していく、日本としてはそういう姿勢

が私は必要だと思う。たまたましかし、こういう
ふうに物を考えるというのは本来いけないのかも
しれません、日本が国際社会の中で真に信頼を
得られるのは、こういうときに——時によって批
判を受けてきたことがある。どういふことかとい
えば、いずれも締約国ではありながら、しかし低
消費国において日本の企業が出かけていって製
造を開始するというようなことになってきます
と、これは国際間の中ではもう大変な批判を日本
は受けることになる。もちろん政府はそんなこと
があつてはいけないということでは決意はしてお
られるし、方策も検討しておられると思うので
す。そのあたりの姿勢を聞かしていただきたいと思
います。

○鈴木(直)政府委員 条約には入っていただい
た、しかし発展途上国等でフロンの消費量が非常
に低い、こういう国につきましては、今回の議定
書の中で特別な扱いが行われているわけでごさ
います。一人当たりの消費量が〇・三キログラム以
下の場合、日本の場合のおおむね一人当たり一キ
ログラムだと存じますので、その三分の一くらい
と存じますけれども、そのような国におきまして
は、今後生産量及び消費量の規制は十年間に限
っておくことができる、かような形になって
いるわけでごさいます。これは、ある程度フロ
ンそのものが国民生活と関連があるということも配
慮し、特に先進国で規制につきましては、生産制
限につきましては多くを負担をしようというよう
な考え方が基本にあるかと存じますけれども、一
応そういう制度がございまして。

今お話しのように、ではそういう国に行つて生
産をするという議論が仮に起こってきた場合に、
日本はどう対応するのかということかと存じます
けれども、今回の制度では、仮に日本が輸入をす
るとした場合、全体の消費量規制がございま
して、輸入プラス国内向けの生産全体が御存じのと
おり抑えられております。したがって、仮に
ほかの国に行きまして生産をして日本国内に輸入
しようとしたとしますと、その分だけ国内向けの生

産が当然の結果減らされますから、實際問題としてはそのような事実上のメリットはないということに相なるわけでございまして、その辺は今回、議定書を国際会議で議論する際に十分考慮されて、生産量と計算上の消費量、すなわち生産プラス輸入引く輸出というものが規制対象になったというところで、その辺を防ぐという意味も同時にあるかと存じます。

ただ、一人当たりで議論しておりますので、大変人口の多い国という点につきましては、場合によりましては大きな生産量の可能性があるという議論は当然あるわけでございすけれども、このフロンにかかわる現在の社会的な議論、世論等からいまして、私どもは、日本の企業がそのような地域にわざわざ行つて、日本に対して輸出するために生産をするということはあり得ないと思つておられますけれども、具体的なケースが起れば、それは当然善処をしていくという考え方でございす。

○青山委員 考え方としてはよくわかりますけれども、けさほどの訪販の質疑でもいろいろなケースが考えられまして、やはり行政指導の立場からしますと、思考の幅をよほど広げていただいて、あり得る可能性についても検討しておいていただかないと、事態が大きく変化したときに何も対応できなかつたということが、これまで行政の場では往々にしてあつたわけです。その辺の思考が狭いために、例えば締約国の中で低い消費量の国から、輸入だけならいいのですが、そこからまた第三国へ輸出される。第三国においても、この締約国であればまたその輸入量で規制されてくるというふうなことになるわけばいいですね。

いいのですけれども、必ずしもそうばかりとは言切れない、いろいろな可能性があるということも考えの中にぜひひとつ入れておいていただいて、事態の変化にも対応できる姿勢というものを考えておいていただかなければいけないのではないかと。その点では、日本の行政というのは案外頭がいたいといひますかそういう点があつて、い

やそれぐらいは当然考えておかなければいけないこととなつたというのは意外であつたと思つたのです。

さてそこで、我が国がこうした人類の健康について責任を負つていく、あるいは地球規模で環境保全を考えていかなければいけないし、その役割を果たしていこう、こういうことになってきますと、いろいろな面で我が国が持つておる力、特に技術の力あるいは経済力、こういうものをひとつ大いに發揮して、例えば今必要である生産と消費の規制だけではなくて、フロン等の代替品の研究開発に政府としては積極的に取り組んでいく、先ほど来のやりとりにもそれはありましたけれどもね。それから回収・再利用の技術、これも進めていくというように、相当積極的な取り組みをしていただいて研究開発をしていただいて、その成果というものは広く国際社会の中に貢獻していく、こういう姿勢は、私は現時点における我が国の役割としては非常に重要であるというふうに思ひます。そこで、フロン等の代替品の開発の状況というものはどんな段階に來ておるのか、将来の見通しというものはどのように立てておられるのか、そのあたりはいかがでしようか。

○鈴木(直)政府委員 前半で御指摘なさいました代替品の開発、さらには回収・再利用設備の促進のための国の役割、これは大変重要だと思つておりますし、今回お願いいたしました予算の中でも、特に回収・再利用設備に關します特別な税制あるいはまた開銀を活用いたしました融資制度、これは創設をさせていただくようにお願いをしたわけでございす。

代替品の技術開発につきましては、先ほども御答弁いたしましたけれども、技術開発政策の中でぜひ考えたいと思つておるわけでございす。現状でございすけれども、現在最も有望と言つておられますフロン12の代替品は、フロン123という品目とフロン134aという二品目でございす。フロン123はフロン11の代替品でございまして、主に発泡剤に使われるものでございす。フロン134aはフロ

ン12の代替品でございまして、主に冷媒に使われるものでございす。

これにつきましては、実は欧米のメーカーのみならず、我が国のメーカーも大変その開発に努力しているわけでございまして、私どもは大変評価をしていくわけでございすけれども、世界の主力フロンメーカー、これは日本でも三社参加しておりますけれども、十四社が共同で毒性試験を行うというところをこの一月に決定しております。総額十億円かかるそうでございすけれども、五年ないし七年かけて毒性試験が必要だということだそうでございまして、これにつきましても、現在のところその見通しは有望だ、かように言われております。現在最も期待しておりますのはこのフロン123とフロン134aでございす。既に、その規制対象外でございまして活用できるフロン22というのがございすけれども、これは今後、恐らく具体的な品目として登場してくると思ひます。

問題点は、やはり洗剤利用に使われておりますフロン113の代替品の開発でございまして、現在のところ、私どもに届いている情報では、まだ残念ながら芽が出ていないという状況で、今後の課題だと考えております。

○青山委員 世界のフロンメーカーのほとんどが代替品の開発に着手しておるといふこと、このようでありますね。アメリカのデュポンという会社では、もうフロン12の代替品というものは開発に成功したというふうなニュースがありますが、政府としてはどんな情報をつかんでおりますか。

○鈴木(直)政府委員 私どもが得ております情報によりますと、フロン12の代替品として有望と今申し上げましたフロン123及びフロン134aにつきましては、既にデュポン社におきまして製造法の研究は相当進んでおる、かように聞いております。安全性の問題が残されているというふうなことで、先ほど御紹介いたしました主力メーカー世界十四社の共同による毒性試験にも、このデュポン社も参加しているようでございす。同社が記者会見等で発表しておりますスケジュール等により

ますと、早ければ六年以内に今申し上げました二有力品目につきまして実用化は可能ではないか、このようなことを発表しているようでございす。

○青山委員 代替品開発を相当意欲的に進めていこう、この必要性が出てきておる。今回の措置は、少し時期的には時間があることだしというふうな感じですが、余り積極的でないような印象を受けるので、それはまだ時間があるからということなのかもしませんが、フロン等の代替品の開発というものは、私は将来の需給見通しの中からすると、意欲的に加速的にその開発に取り組んでいかなければいけないんじゃないか。現在考えられておる支援措置だけでは少し弱いような気がするのですが、その点はいかがでしようか。

それから、回収・再利用の技術それから回収・再利用の装置、こうした技術革新について、政府はどんな見通しをお持ちでしようか。

○鈴木(直)政府委員 代替品の開発につきましても余り熱心ではないように見受けられるという御指摘はよくございまして、私どもは決してそうではなく、むしろ今後のフロン規制問題をよりの確に進める非常に重要なかぎを握つておる、最も握つておると言つても差し支えないと思つておるわけでございまして、日本の民間各社も現実には必死にその開発に取り組んでおる、かように私どもも理解しております。

政府がその支援策を特別に持つてないのではないかと、こういう御指摘でございす。私ども技術開発政策の中で、その政策手段を選びながらそれに対応したいと申し上げておりますけれども、さらにその緊急性にかんがみまして必要な施策が私どもとして考えられれば、当然今後それは追加していかなくちゃいけない、かように考えておるわけでございす。やはり代替品の技術開発は非常に重要だと考えております。

回収・再利用技術及び装置につきましてものお話でございすけれども、これも当面の対策として非常に重要だと思つております。来年度の規制の実施、さ

らにはまたその四年後に控えております二〇%削減、いずれもその重要な手段はこの回収・再利用技術がいかに適用されるかというところでございます。既にある程度の回収・再利用設備は三、四年前から実用化しているように聞いておりますけれども、普及はまだまだの段階でございます。このような情勢になりましたので、一部の日本のメーカーも新しい、より回収度の高い機器の開発に努力し、その一部が最近発表されてもおります。我々はぜひそれを推進し、支援してまいりたいと思っております。この回収・再利用設備に關しましては、先ほどちょっと御紹介いたしました本年度からの税制、金融上の措置につきましては手当てをさせていただいてあるわけでございます。

○青山委員 実は、フロン等は我が国の経済社会にとって非常に必要な、そして欠かすことのできない物資でありまして、国民経済、国民生活の中にこの需給関係が乱れてくると重要な影響を及ぼすのではないかと私は心配しています。そういう意味では、代替品の開発にはやはり意欲的に取り組んでもらわなければいけないのではないかと。そういう点では、先ほど二見委員から質問がありましたように、工業技術院の関連するプロジェクトに組み込んで、官民挙げて取り組んでいくというような姿勢というものを強く打ち出していくことがないと、将来的に一体どういう混乱が起きてくるのかということを考えますと、これは大変憂慮するところでもあります。後で需給見通しだけ、ちょっと一点だけお尋ねしますが、そういう点で政府の姿勢、工業技術院等のプロジェクトに組み込んで、民間の企業だけが、フロンのメーカーだけが頑張る、そのために支援措置もしますよというようなことだけではなくて、官の方もそうした取り組みをしていくのだというところが、民間の企業にも同時に活力を与えていくということが重要ではないかと私は思いますが、その辺いかがでしょうか。

研究テーマとしてぜひやるべきだ、大変有力な御意見だと存じます。そういう方向でぜひ検討させていただきたいと存じます。

さらにまた、先ほど別途御紹介いたしましたけれども、洗浄用フロンの代替品としてエタノール、いわゆるアルコールでございますが、これを活用するという点につきましては、私も本年度予算というものを確保させていただいてありますので、それをぜひ活用してトライをしてみたいと考えておるわけでございます。

○青山委員 代替品の開発が仮に順調に進んできた、あるいは回収・再利用の技術が整ってきた、そういう装置も普及してきているというように、開発や普及が順調に進展をしていった場合、我が国のフロン等の需給関係はどんな形になっていくのか、その見通しをどういうふうにしていただければ、あるいはまた、その根拠になる試算というのをどういう形で組み立ててこられたか、その辺はいかがでしょうか。

〔尾身委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木(直)政府委員 フロンの需要動向でございますけれども、今回の規制の基準になります昭和六十一年以降のトレンドを見ますと、年率一〇%強の拡大傾向にございます。したがって、今後その規制というものを実施する段階におきましては、おっしゃいましたような需要の拡大動向というものをにらみながら対応しなくちゃいけないこと、当然そのとおりでございます。

その全体で一〇%強で伸びておりますフロンの中で、特に伸びの多いのはフロンB3でございます。これは洗浄剤に使われているものでございまして、主に精密機械、半導体等のいわゆる高度ハイテク製品の洗浄に使われているわけでございます。この辺の分野の伸びに対応いたしますので、当然ながらこの洗浄剤の需要も伸びていくというふうな現状だと思います。この辺をいかにうまく対応していくかというのが来年の規制の実施段階の一つのポイントだと考えておりました。これにつきましては、先ほど御指摘のございました

回収・再利用施設の導入というのが私どもとしては大きなかぎを握っている。現在関係業界とも十分の打ち合わせをしながら、おっしゃるような来年度規制が実施された段階で需給が逼迫するということがぜひ起こらないように、特に需要の大きい分野につきまして技術的な指導等をやっている。いかんにかんない、かように考えておるわけでございます。

○青山委員 仮に議定書が順調に発効いたしますと、原則として昭和六十四年七月一日から四年間は昭和六十一年の実績値まで、昭和六十八年七月一日から七十二年六月三十日までの五年間は昭和六十一年実績値の八〇%まで、さらに七十二年七月一日以降は六十一年実績値の五〇%まで、こういう水準でしかフロン等の生産と消費ができなくなつてきます。一方、フロン等の生産、消費量は、近年今おっしゃったように年率約一〇%程度伸びております。六十一年水準で規制をされてまいりまして、六十八年六月までということになればいささか混乱は避けられないのではないかと考えられます。例えば、使用の面で合理化が図られていく、あるいは代替品の一定の利用が進んでいくことができる、回収・再利用などが進んでいく等々で、一定の混乱は避けられるのではないかと。さてしかし、二〇%削減あるいは五〇%削減というふうな段階になってきますと、事態は相当深刻ではないかと思えます。その辺が今から十分考えていくべきことではないかと私は思っています。

そこで、フロン全体の長期需給見通しをどういうふうに見ておられるか、あるいはまた、規制対象となつておる特定フロン、特定ハロン等々の長期需給見通しをどういうふうに見ておられるのか、その段階では代替品の開発の状況というのをどういうふうに見通しを立てて組み込んでその辺の需給関係が見通されているのかどうか、いかがでしょうか。

○鈴木(直)政府委員 六十一年以降の需要の伸び、御指摘のように一〇%程度でございます。私どもは、このまま潜在的な需要の伸びはやはり今後とも一〇%ずつあるということを前提にしながら、しかし具体的な規制は実施していく、そのためには何かが必要か、こういう形で本件に対応しようとしております。

したがって、先ほどの例えば来年度実施段階でまいりますと、六十一年に比較いたしますと需要の規模は恐らく三〇%ぐらい大きくなつていくというのが実情だと思いますので、三割ふえているフロンの総需要をいかにして六十一年の水準にまず下げるか、そのための手段は、いろいろの各業種別等につきましても、例えば洗浄用には、当面については回収・再利用設備の導入が最大のポイントでございます。そのように、個々の用途別あるいはまたフロンの種類別に綿密に各業界別の実情を把握した上で、どういう対策を導入しながら対応していくかということを具体的に、現在綿密に対応しております。我々としては具体的な問題、特に需給の逼迫等によって特定の業界に御迷惑がいくことのないようにぜひ対応したいというふうな、きめの細かい議論を始めているところでございます。

○青山委員 一定の需給見通しをきちんと持つていただいて、途中でチェックしていただくというふうな、かなり長期のスタンスで物を考えていかないとなかなか難しい。需要が相当伸びてきておるので、それだけによほどの豊富なデータを集められて、そして規制の実績というものに照らし合わせていく。あるいは、代替品が相当開発されてきてフロンの生産の規制は成果を挙げてきているというふうな形になっていかないと、これは日本だけではない、国際社会の中における日本の姿勢についてとやかくまた批判を受けることになつてはいけないというふうに私は考えています。

特に私が心配しておりますのは、フロン等のユーザーが大変多様になつておまして、かなり中小企業が多い、そういうところにどういう影響が出てくるのかということを憂慮しているの

その中には、先ほど御指摘いたしましたように回収・再利用設備の導入というのが中心ではございますが、同時に、当然でございますが代替品の利用というものも主流にしております。例えば、将来五〇％カットを円滑に進めるためには、当然ながら先ほど御指摘いただきましたフロン123とか134aというものの開発が非常に重要なかぎを握るようになっていくわけでございます。今後の問題につきましては、私も非常にきめの細かい御協力をお願いすることも前提に、委員会を組織しまして各業界の代表の方も入っていただきまして、おっしゃるような問題が生じないように、ぜひ円

年々、それにはやはりある程度の混乱というものを予想した手を事前に打たなくてはいけないというふうには私も考えております。特に、お話をさしましたように流通段階での買い占めとかあるいは便乗値上げ、これが一番問題でございます。我々は事前に十分情報をとりますも、そういう事態が予想された場合には、それに適宜適切な機動的な手を打っていくことは現在から当然覚悟し、準備もしてまいりたい、かように考えているわけでございます。

○青山委員　時間が来しましたから、質問を終わります。

第二条第二項及び同条第三項の改正規定中「指定商品若しくは指定権利の販売又は指定役務の提供」に改め、同条第三項を次のように改める」を

面を交付する場合について準用する。

第五条の次に三条を加える改正規定中「次の三
条」を「次の四条」に改める。

第五條の次に三條を加える改正規定のうち第五條の第二項中「不実のこと」を「故意に事実を告げず、又は不実のこと」に改め、同條第二項中「威迫して」を「威迫し又はその私生活の平穩を害する」と改め、同條の次に「或は、故意に事実を告げず、又は不実のことにより、その者を」に改める。

第五條の次に三條を加える改正規定中第五條の四の次に次の一條を加える。

(訪問販売を担当する者の名簿)

第五條の五　販売業者又は役務提供事業者は、その訪問販売を担当する者の氏名及び住所を記載した名簿を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 販売業者又は役務提供者は、前項の名簿の写しをその所屬する第十条の二に規定する法人に送付しなければならない。

第六條第一項の改正規定中「に改め、同じ。」を「に、〔指定商品(その)を商品(その)に、〔指定商品を〕を商品を〕に改め、同じ。〕」に、「指定権利若しくは指定役務を加え」を「權利若しくは役務」を加えに、「指定商品若しくは指定權利若しくは指定役務」を「商品若しくは權利若しくは役務」に改め、「役務の提供を受ける者」を加え、の下の「書面」を「口頭又は書面に、以下」申込みの撤回等」を「以下この条において」申込みの撤回」に改め、」を加える。

第六條第一項第一号の改正規定中「第五條」を「第五條第一項又は第二項」に、「第四條」を「第四條第一項」に、「告げられた日」を削り、の下に「七日」を「十四日」に改め、を加える。

第六條第一項第二号の改正規定中「第四條又は第五條」を「第四條第一項又は第五條第一項若しくは第二項」に改め、「場合において」に改め、「の下に」「指定商品で」及び「を」を加える。

第六條第一項に「号を加える改正規定中」「指定商品」を「商品」に、「指定權利」を「權利」に、「指定役務」を「役務」に改める。

第六條第二項の改正規定中「前項前段の」を「申込みの撤回等」を「書面による申込みの撤回等」に、「前項前段の」に、「当該申込みの撤回等に」

係る」を「当該」に改める。

第六條第四項の次に三項を加える改正規定のうち同条第五項中「指定権利の販売業者」を「権利（施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に限る。以下この項において同じ。）の販売業者」に、「指定

權利の売買契約」を「權利の売買契約」に改め、同条第七項中「指定權利の売買契約」を「權利（役務の提供を受ける權利に限る。以下この項において同じ。）の売買契約」に、「当該指定權利」を「当該權利」に改める。

第六條第二項の次に一項を加える改正規定の次に次のように加える。

第六條の次に次の二條を加える。
(訪問販売における禁止行為等があつた場合の
契約の解除)

第六條の二 前條第一項の適用がある場合を除き、第五條第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約が締結された場合において、販売業者又は役務提供事業者が当該売買契約又は役務提供契約の締結に当たり、第四條から第五條の二までの規定に違反し、又は第五條の三第二号に掲げる行為をしたときは、その購入者又は役務の提供を受ける者は、当該売買契約又は役務提供契約の締結の日から一年を経過する日までの間、当該売買契約又は役務提供契約の解除を行うことができる。

2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の規定による売買契約又は役務提供契約の解除について準用する。

（訪問販売における商品の継続的な引渡し等を
目的とする契約の解除）

第六条の三 第五条第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約が締結された場合において、当該売買契約又は役務提供契約が商品の継続的な引渡し、施設の継続的な利用又は役務の継続的な提供を目的とするものであるときは、その購入者又は役務の提供を受ける者は、将来に向かつて当該売買契約又は役務提供契約の解除を行うことができる。この場合において

て、その購入者又は役務の提供を受ける者は、商品、権利又は役務の種類に応じて政令で定める期間前に当該販売業者又は役務提供事業者に対して当該解除の予告をしなければならない。

2 第六条第三項及び第八項の規定は、前項の規

定による売買契約又は役務提供契約の解除について準用する。

第七條に一項を加える改正規定の次に次のよう
に加える。

第七條の次に次の一條を加える。

（親事業者への請求）
 第七条の二 購入者又は役務の提供を受ける者が

訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約（当該契約の締結に当たり販売業者又は役務提供者による詐欺、強迫、第五条の二の規定に

違反する行為又は第五条の三第二号に掲げる行為が行われた場合に係るものに限る。）の解除

改正規定中「指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務」を「商品若しくは権利の販売条件又は役務」に改め、「同条第四号中「引渡し」の下に「又は権利の移転」を、「引取り」の下に「又は返還」を加え、同条の次に次の一条を加える」を「同

条第四号を次のように改める」に改める。

第八条の次に一条を加える改正規定中第八条の

二の前に次のように加える。

四 第九条の四第一項の規定による売買契約若

しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項において準用する第六条第二

項から第七項までの規定に関する事項を含む。)

第八条の次に次の一条を加える。

第八條の次に一條を加える改正規定中「指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務」を

「商品若しくは権利の販売条件又は役務」に改め、
「、当該商品の引渡し又は当該権利の移転後にお

けるその引取り又はその返還についての特約」を削る。

第九條の改正規定並びに同條の次に二條及び節名を加える改正規定中、「指定商品」の下に「若し

第九条の次に次の四條及び節名を加える。

第九条の次に二條及び節名を加える改正規定中
第九条の三の次に次の一條を加える。

(通信販売における契約の申込みの撤回等)

第九条の四 販売業者若しくは役務提供者が商品若しくは権利若しくは役務につき通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者若しくは役務提供者が商品若しくは権利若しくは役務につき通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者(以下この項において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、口頭又は書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回(次項において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。

一 申込者等が第九条第二項の書面を受領した日から起算して十四日を経過したとき。
二 申込者等が第九条第二項の書面を受領した場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として第六条第一項第二号の政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき。

2 第六条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による申込みの撤回等について準用する。

第十条第一項第三号から第五号までの改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定及び同項を同条第二項とし、同項の次に二項を加える改正規定を次のように改める。

第十条第一項第三号中「販売」の下に「又は役務の提供」を加え、同号の次に次の二号を加える。

三の二 政党(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第三条第二項に規定する政党をいう。)が行う販売又は役務の提供

三の三 他の法律の規定でこれにより商品若し

くは権利の売買契約又は役務提供契約の締結及びその履行の公正並びに当該売買契約又は役務提供契約に係る購入者又は役務の提供を受ける者が受けることのある損害の防止が確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものが行う政令で定める商品若しくは権利又は役務の販売又は提供
第十条第一項第四号及び第五号中「販売」の下に「又は役務の提供」を加え、同項に次の一号を加える。

六 生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品で政令で定めるものの販売
第十条第二項を削り、同条第三項中「第七条の下に」若しくは「役務提供契約」を加え、同条第二号中「販売業者」を「店舗において販売を行う販売業者が定期的に住居を巡回訪問し、商品の売買契約の申込み又は売買契約の締結の勧誘を行わず、単にその申込みを受け、又は請求を受けてこれを締結して行う訪問販売その他販売業者」に、「指定商品」を「商品若しくは権利若しくは役務」に改め、「売買契約」の下に「若しくは役務提供契約」を、「購入者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 第七条の規定は、割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する割賦販売、同条第二項に規定するローン提携販売又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売(次項において「割賦販売等」という。)で訪問販売に該当するものについては、適用しない。

4 第八条及び第九条第一項の規定は、割賦販売等で通信販売に該当するものについては、適用しない。

第十一条第一項及び第二項の改正規定中「この章及び第二十一条を」との章並びに第十八条の二及び第二十一条に、「並びに第二十条の二第一項及び第二十一条を」と及び「次章」に改める。

第十八条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第十八条の次に次の一條を加える。

(主務大臣への措置請求)

第十八条の二 消費者又はその団体は、販売業者又は役務提供者が第三条から第五条の二まで若しくは第八条から第九条までの規定に違反し若しくは第五条の三各号に掲げる行為をし又は統括者若しくは勧誘者が第十二条若しくは第十三条の規定に違反し若しくは第十五条各号に掲げる行為をしている事実があると認料するときは、主務大臣に対し、その事実を報告し、第五条の三、第九条の二若しくは第十五条の規定による指示又は第五条の四第一項、第九条の三第一項若しくは第十六条第一項の規定による命令をしよう求めることができる。

2 消費者又はその団体は、販売業者、役務提供者事業者又は連鎖販売業者を行う者がこの法律の規定に反する契約を締結し又は請求をしている事実があると認料するときは、主務大臣に対し、その事実を報告し、これらの者に対する消費者の利益を保護するために必要な指導を行うよう求めることができる。

3 前二項の規定による報告があつたときは、主務大臣は、当該報告に係る事実について必要な調査をしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による報告が、政令で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事実について第一項の指示若しくは命令又は第二項の指導をしたとき又はしないこととしたときは、主務大臣は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

第十九条第一項の改正規定中「第六条第一項前段」を「第二条第三項、第六条第一項前段」に、「又は第十条第二項第二号」を、「第六条の三第一項、第十条第一項第三号の三若しくは第六号又は同条第二項第二号」に改める。

第二十一条各号の改正規定のうち同条第一号中

「指定商品」を「商品」に改め、同条第二号中「指定権利」を「権利」に改め、同条第三号中「指定役務」を「役務」に改める。

第二十三条第一号及び第二号の改正規定中「第五条第一項」を「第四条、第五条第一項」に、「第五条又は」を「第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第九条第二項」に改め、同号を次のように改める。

二 第四条第二項第五号第三項及び第九条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定に違反して、第四条第二項の規定による料金受取人払いの書留郵便の取扱いがなされる通常葉書が添付されていない同条第一項、第五条第一項若しくは第二項又は第九条第二項の書面を交付した者
第二十三号第五号を同条第六号とする改正規定、同条第四号を同条第五号とする改正規定、同条第三号を同条第四号とする改正規定及び同条第二号の次に一号を加える改正規定中「同条第六号」を「同条第九号」に、「同条第五号」を「同条第八号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に、「同条第三号中」を「同条第九号」に改め、同号を同条第七号に、「一号」を「四号」に改め、同条第三号を同条第六号とし、同号の前に次の三号を加える。

三 第四条第三項(第五条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して説明しなかつた者
四 第五条の三、第九条の二又は第十五条の規定による指示に違反した者
五 第五条の五第一項の規定に違反して、名簿を備え置かず、若しくは顧客の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある名簿を備え置き、若しくは顧客に閲覧させた者

附則第二条中「第二条第一項第二号及び第三項」を「第二条第一項第二号」に改め、「第六条第一項」の下に「第六条の三第一項、第十条第一項第三号の三若しくは第六号」を加え、「第十条第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

附則第三条第一項中「新法第二条第三項に規定

する指定商品であつて」を削り、「特定指定商品」を「旧指定商品」に改め、同条第二項中「特定指定商品」を「旧指定商品」に改め、同条第九項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「新法第二条第三項に規定する指定」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 新法第九条第二項の規定は、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

9 新法第九条の四の規定は、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

附則第三条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「特定指定商品」を「旧指定商品」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「特定指定商品」を「旧指定商品」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4 新法第六条の二、第六条の三及び第七条の二の規定は、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

附則第五条のうち第四条の三第五項の改正規定中「第二条第三項に規定する指定商品（同法第六条

第一項（第二号を除く。）の政令で定めるものを除く。）に係る」を「第六条第一項の適用がある」に改める。

昭和六十三年五月十四日印刷

昭和六十三年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局